

第2次府中市環境基本計画

平成26年1月

府中市

【目次】

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景	1
（1）国・東京都における環境政策を取り巻く状況	1
（2）府中市の動向	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置付け	4
4 対象とする環境の範囲	5
5 計画の期間	5

第2章 府中市を取り巻く環境の現状

1 府中市の概況	6
（1）位置と地勢	6
（2）府中市の沿革	8
（3）人口	8
（4）産業	10
（5）交通	11
（6）土地利用	12
（7）気象	12
2 自然環境に係る現状	13
（1）地形と自然景観	13
（2）緑の現況	13
（3）農地	16
（4）水環境	17
（5）動植物	18
3 生活環境に係る現状	20
（1）従来型公害	20
（2）新しい環境問題	26
4 都市・文化環境に係る現状	27
（1）交通量	27
（2）放置自転車	28
（3）都市公園	29
（4）まちづくり・景観	29
（5）歴史・文化	30
（6）環境美化	31
5 低炭素型・循環型社会の構築に係る現状	32
（1）地球温暖化	32
（2）ごみ・リサイクル	35
（3）酸性雨	38
6 環境教育・学習・エコライフに係る現状	38
（1）環境教育・学習	38

(2) 府中市環境保全活動センター	39
(3) 市民のエコライフの実践状況	40

第3章 府中市の環境課題

1 自然環境に係る課題	42
2 生活環境に係る課題	42
3 都市・文化環境に係る課題	43
4 低炭素型・循環型社会の構築に係る課題	43
5 環境パートナーシップに係る課題	44

第4章 計画の目標と施策体系

1 望ましい環境像	45
2 基本方針	45
3 施策の体系	46

第5章 環境施策と各主体の行動

基本方針1 水と緑が豊かにあるまちを目指します

(1) 施策の考え方	48
(2) 市の環境施策	48
(3) 市民の環境保全行動	51
(4) 事業者の環境保全行動	52

基本方針2 安全・安心に健康で暮らせるまちを目指します

(1) 施策の考え方	53
(2) 市の環境施策	53
(3) 市民の環境保全行動	55
(4) 事業者の環境保全行動	57

基本方針3 文化的で快適なまちを目指します

(1) 施策の考え方	59
(2) 市の環境施策	59
(3) 市民の環境保全行動	62
(4) 事業者の環境保全行動	64

基本方針4 低炭素型・循環型のまちを目指します

(1) 施策の考え方	65
(2) 市の環境施策	66
(3) 市民の環境保全行動	70
(4) 事業者の環境保全行動	72

基本方針5 環境パートナーシップの育つまちを目指します

(1) 施策の考え方	74
------------	----

(2) 市の環境施策	74
(3) 市民の環境保全行動	76
(4) 事業者の環境保全行動	77

第6章 重点プロジェクト

重点プロジェクト1

府中市の歴史と景観を彩る「自然」とともに歩む環境づくりプロジェクト

(1) プロジェクトの考え方	80
(2) 重点プロジェクトの推進に関わる具体的な取組	80
(3) 重点プロジェクトの推進に当たって参考となる指標	82

重点プロジェクト2

安全・安心な地球、そして、府中市を守り育てる環境づくりプロジェクト

(1) プロジェクトの考え方	83
(2) 重点プロジェクトの推進に関わる具体的な取組	83
(3) 重点プロジェクトの推進に当たって参考となる指標	85

重点プロジェクト3

一人ひとりがともに考え行動する、環境パートナーシップの強化プロジェクト

(1) プロジェクトの考え方	86
(2) 重点プロジェクトの推進に関わる具体的な取組	86
(3) 重点プロジェクトの推進に当たって参考となる指標	88

第7章 推進体制・進行管理

1 推進体制	89
(1) 市民（民間団体）の役割	90
(2) 事業者の役割	90
(3) 行政の役割	90
(4) 各主体の連携組織の役割	90
(5) 評価組織の役割	91
2 進行管理体制及び手法	92
(1) 進行管理体制	92
(2) 進行管理の手法	93

資料編

資料1：第2次府中市環境基本計画策定の経過	95
資料2：府中市環境審議会委員名簿	99
資料3：府中市環境基本計画市民検討会名簿	101
資料4：アンケート調査結果（概要）	102
資料5：府中市環境基本条例	124

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 国・東京都における環境政策を取り巻く状況

平成5年に我が国の環境政策の根幹をなす環境基本法が定められて以来、第4次までにわたる環境基本計画の策定（平成24年4月：第四次環境基本計画閣議決定）をはじめ、各種関連法の制定や計画の策定など、環境に対する様々な取組が進められてきました。

そして、近年において、我が国では、地球温暖化防止という人類共通の課題に取り組むための国際枠組みづくりに向け、平成21年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）及び京都議定書第5回締約国会合において、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減するという目標を示しました。

このようななか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災が、私たちの想像を絶する未曾有の被害をもたらしたこと、そして、それに伴い発生した福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の拡散などの問題をもたらしました。そして、相次ぐ原子力発電所の運転停止により電力需給の問題が発生し、私たちの暮らしとエネルギー問題を取り巻く状況は新たな局面を迎えています。

さらに、平成23年12月に開催された国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）において、我が国は、平成14年に国連気候変動枠組条約第8回締約国会議（COP8）で批准された京都議定書の期間の延長には参加しない旨を所信表明し、今後は、独自に国内における温室効果ガスの削減に向けて自主的な排出抑制の取組を行うこととなりました。

また、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）が改正され、平成22年度から、工場・事業者単位で、エネルギー使用量の報告義務が課せられるようになったことを受け、東京都でも、平成20年度に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）が改正され、平成22年度から都内中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」や、都内大規模事業所を対象とした「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」が始まりました。

東京都では、顕在化している気候変動に先導的に対処するとともに、首都直下地震などの災害に備え、かつ、都市の競争力の源泉であるオフィス空間・居住環境の快適性を維持していくため、平成24年5月に「省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」を策定し、低炭素・快適性・防災力を同時に実現する、将来の「スマートエネルギー都市」を目指した取組を示しました。

一方、生物多様性については、我が国では、平成22年に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催され、“2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される”という中長期目標などが「愛知目標」として合意されたのをはじめ、遺伝資源のアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」の採択などが行われたことを契機に、我が国における生物多様性の保全に対する機運が高まりました。このことにより国では、第三次生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する総合的な施策を進め、平成24年9月には、生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略2012-2020を閣議決定しました。

東京都においても、平成 24 年 5 月、これまでの緑の量を確保する取組に加え、生物多様性の保全など緑の質を高める視点を強化する将来的な施策の方向性を示し、都の生物多様性地域戦略の性格を併せ持つ「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、今後、都では、この戦略に基づき、緑の量・質ともに配慮した施策が展開されることとなりました。

（２）府中市の動向

本市においては、平成 11 年に本市の環境行政推進の根幹をなす「府中市環境基本条例」を制定し、その後、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「府中市環境基本計画」を平成 15 年 2 月に策定し、同計画に基づく様々な環境施策を展開してきました。平成 16 年 2 月には、市民・事業者・行政の日常生活及び事業活動における具体的かつ実践的な環境保全行動を促進するため、「府中市環境行動指針」を策定しました。

また、その後、平成 21 年 8 月に「府中市緑の基本計画 2009」、平成 22 年 1 月に「府中市都市計画に関する基本的な方針（府中市都市計画マスタープラン）」等が策定・改定され、平成 23 年 3 月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「府中市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するなど、本市の良好な環境づくりに必要な計画等を整備しながら、様々な環境政策を展開してきました。

さらに、平成 23 年 12 月には、府中市環境基本計画及び環境行動指針に基づき、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援するため、府中市環境保全活動センターを開設し、市民・事業者・行政のパートナーシップを構築する拠点として、活動を展開しています。

このようななか、4月 22 日の「国際母なる地球デー」や 6 月 5 日の「環境の日」など、世界的な環境への意識の高まりや、本市の環境を取り巻く背景を踏まえ、本市の今後のよりよい環境づくり、そして、地球規模の環境問題に貢献し、後世によりよい環境を残していくため、平成 26 年 3 月に第 1 次府中市環境基本計画の計画期間が終了することに伴い、第 2 次府中市環境基本計画を策定することとなりました。

2 計画策定の趣旨

本計画は、現在及び将来の市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保することを目的に定められた「府中市環境基本条例」に示される基本理念の実現に向けて、環境の保全に関する目標、施策の方向性のほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

■府中市環境基本条例に掲げられた基本理念

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまちづくりを目的として、全ての者の積極的かつ自主的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、全ての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

資料：府中市環境基本条例

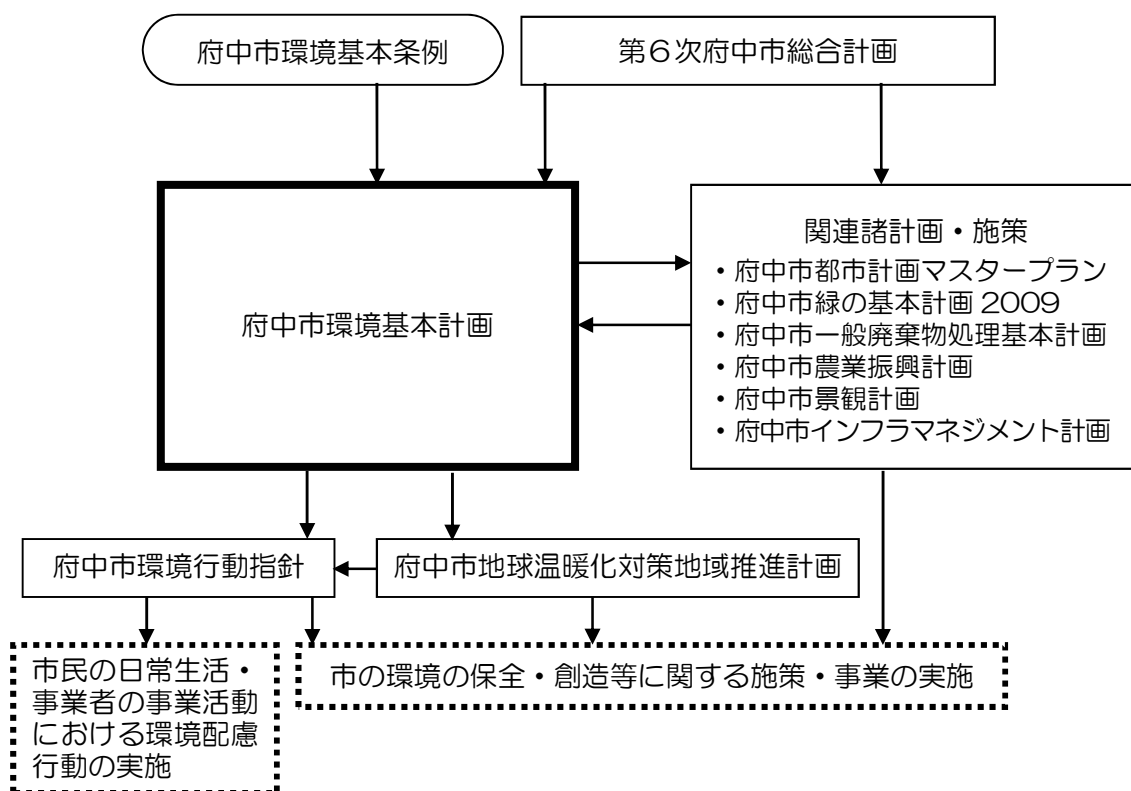
3 計画の位置付け

本計画は、本市における環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定める「府中市環境基本条例」に基づくものであるとともに、「第6次府中市総合計画」に示された施策を環境面から具体化し、支えていくものです。

本計画では、本市の良好な環境づくりに向けての基本的な考え方、目標及び達成手段を明らかにするものであり、本市における各種計画及び施策の環境に関連する分野を立案・実施することに当たっての基本的な考え方を示しています。

本計画で示す施策の実施に当たっては、本市における他の計画と整合・補完・連携して展開していきます。

さらに、本計画で示す環境の将来像の実現に当たっては、市民、事業者が環境に配慮した取組を行い、本市を含めて連携していくことが必要なことから、各主体の取組についても示す計画となっています。



4 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

●自然環境に関わること

緑や水辺、動植物に関わる環境について取り扱います。主に多摩川や崖線などに代表される、地域の豊かな自然の保全・創造に関わるような要素が含まれます。

(例：緑、水辺、生物など)

●生活環境に関わること

日常の生活活動に関わる環境について取り扱います。主に都市型公害や身近な環境汚染に関わる要素が含まれます。

(例：大気、水質、騒音・振動、土壌など)

●都市・文化環境に関わること

生活にやすらぎと潤いを与える快適な生活空間づくりに関わる環境について取り扱います。都市づくり、公園や景観、環境美化、まちにおける歴史や文化などに関わる要素が含まれます。

(例：公園、都市基盤、歴史・文化、景観、環境美化など)

●低炭素・循環型社会の構築に関わること

地域や国を越えたグローバルな視点に立った環境の取組について取り扱います。エネルギー問題や資源循環、地球温暖化など、日常生活や事業活動が地球に与える環境負荷に関わる要素が含まれます。

(例：地球温暖化、リサイクル・ごみ、酸性雨など)

●環境パートナーシップに関わること

あらゆる環境の保全・創造の取組に向けて、行動する人づくりや実践者の拡大、各主体の連携等について取り扱います。環境教育・学習や、様々な立場、世代、年齢の市民一人ひとりの意識向上、人材育成に関わる要素が含まれます。

(例：環境学習・教育、情報収集・共有、環境配慮行動実践者の拡大など)

5 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 26 年度から平成 34 年度までの 9 年間とします。なお、それ以降の計画は、総合計画の計画期間に合わせます。

また、計画期間内においても、計画の進捗状況や社会情勢等の変化など必要に応じ、適宜、計画の見直しを行うものとします。

第2章 府中市を取り巻く環境の現状

1 府中市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、島しょを除いた東京都のほぼ中央に位置し、新宿から西方約 22 kmの距離にあります。東は調布市、西は国立市と日野市、南は多摩市と稲城市、北は小金井市と国分寺市に隣接しています。

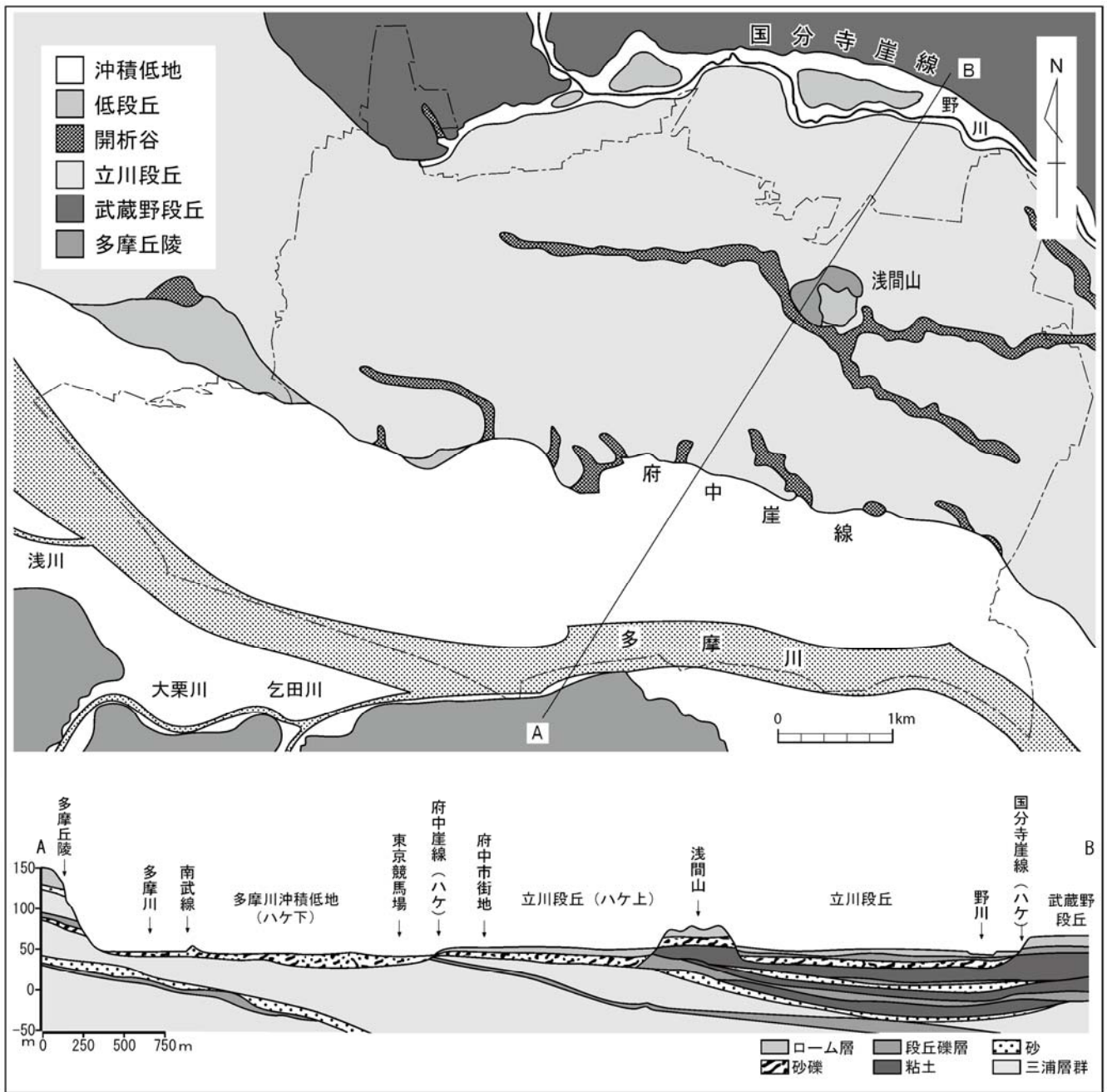
面積は 29.34 km²で、東京都の面積の 1.3%、多摩地域の 2.5%を占めており、多摩地域で7番目に広く、その広がり東西 8.75 km、南北 6.70 kmに及びます。

南端に多摩川が流れ、ここから北へ約 1.7 kmにわたって平坦な多摩川沖積低地があります。その先には、東西に走る高さ約 6～7 mの府中崖線を経て北方約 2.5 kmにわたって立川段丘が広がり、さらに、国分寺崖線を経て武蔵野段丘に及ぶ地域もあります。立川段丘は、西端が海拔 70m、東端が海拔 40mで、市内で最も高いところは武蔵台3丁目で海拔 82mです。



資料：府中市統計書

図-府中市の位置



資料：府中市統計書

図-府中市付近の地形図

(2) 府中市の沿革

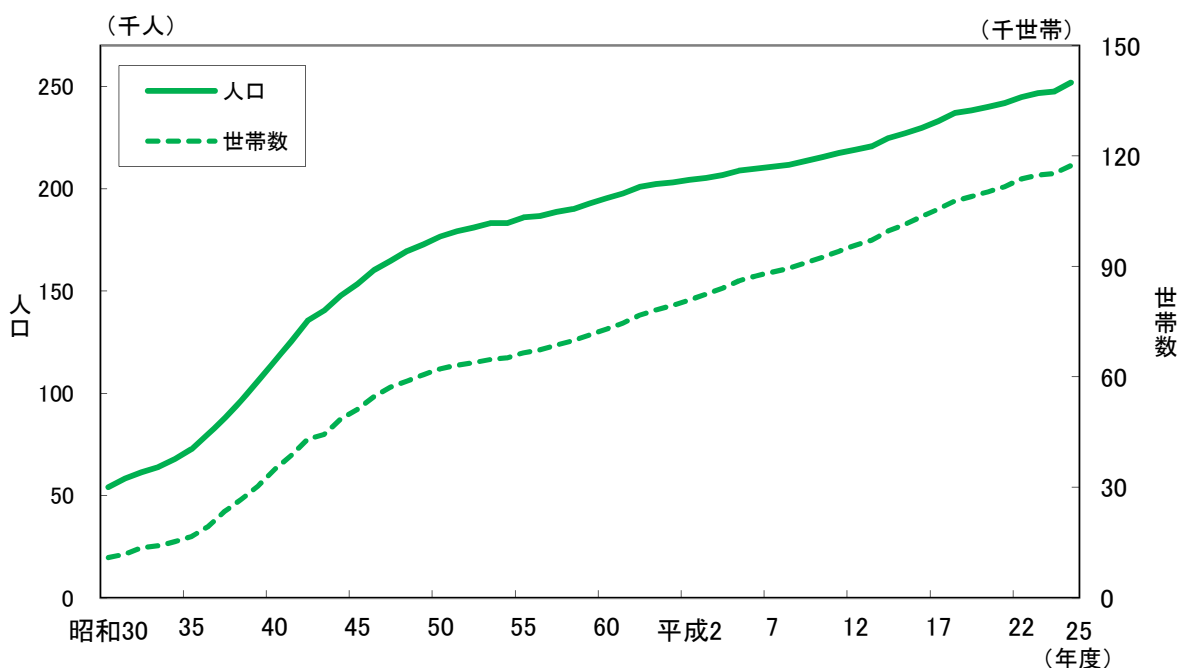
645年、大化の改新により武蔵国の国府が置かれ、早くから政治や経済、文化などの中心地として栄えてきました。鎌倉時代末期は合戦の舞台となり、江戸時代は甲州街道の宿場町として栄え、明治以降は郡役所が置かれるなど、歴史的に見て多摩地域の中心としての役割を担ってきました。

昭和29年4月、府中町、多磨村及び西府村の1町2村が合併し、府中市が誕生しました。その後、大工場の誘致などにより商工業が発展し、都心のベッドタウンとして発展しました。現在も首都東京の近郊都市として発展を続けています。

(3) 人口

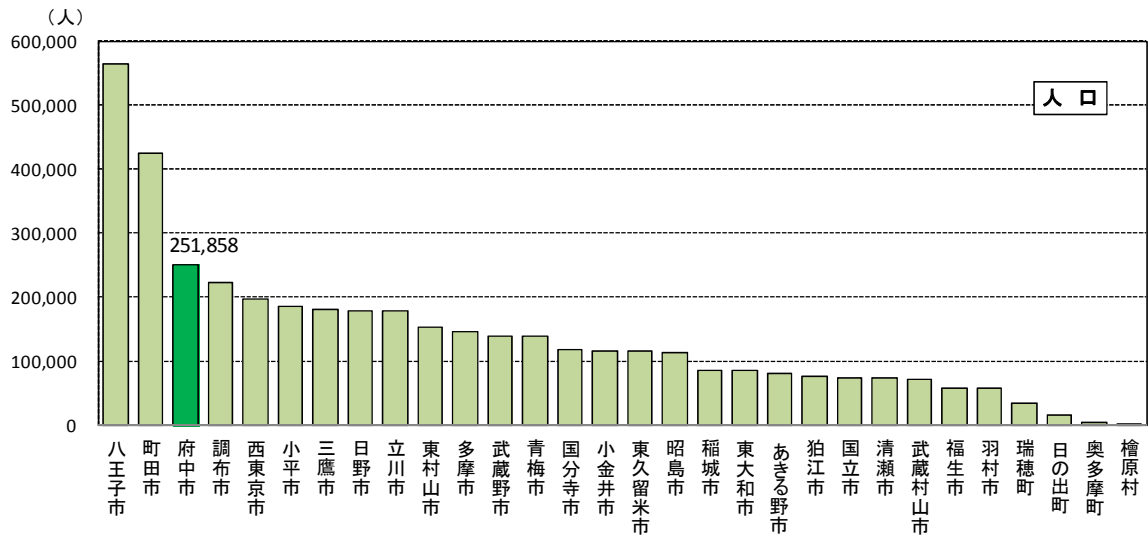
昭和29年4月の合併時には、本市の人口は約5万人でしたが、その後人口は急激に増加し、平成25年1月現在、人口251,858人、世帯数117,380世帯となっており、第1次府中市環境基本計画策定以降も、人口は増加傾向を示しています。なお、府中市環境基本計画の上位計画である第6次府中市総合計画では、平成33年度までの計画期間に見込まれる人口を259,000人としています。

多摩地域30市町村のなかでは平成25年1月1日現在、人口では第3位、人口密度は1km²当たり8,584人で、第12位となっています。



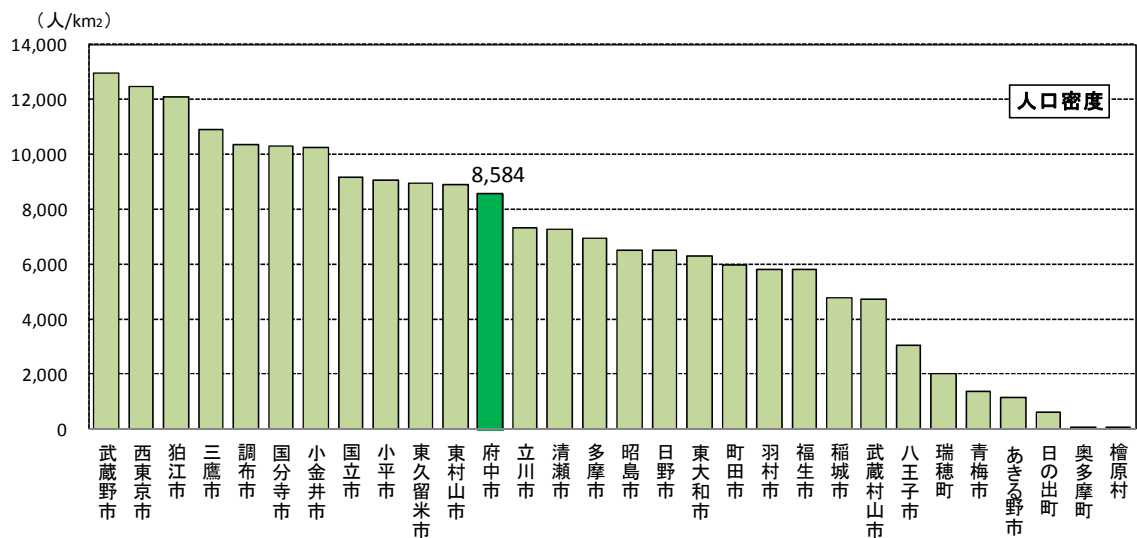
資料：住民基本台帳

図-人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口

図-多摩地域の人口（平成 25 年 1 月 1 日現在）



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口

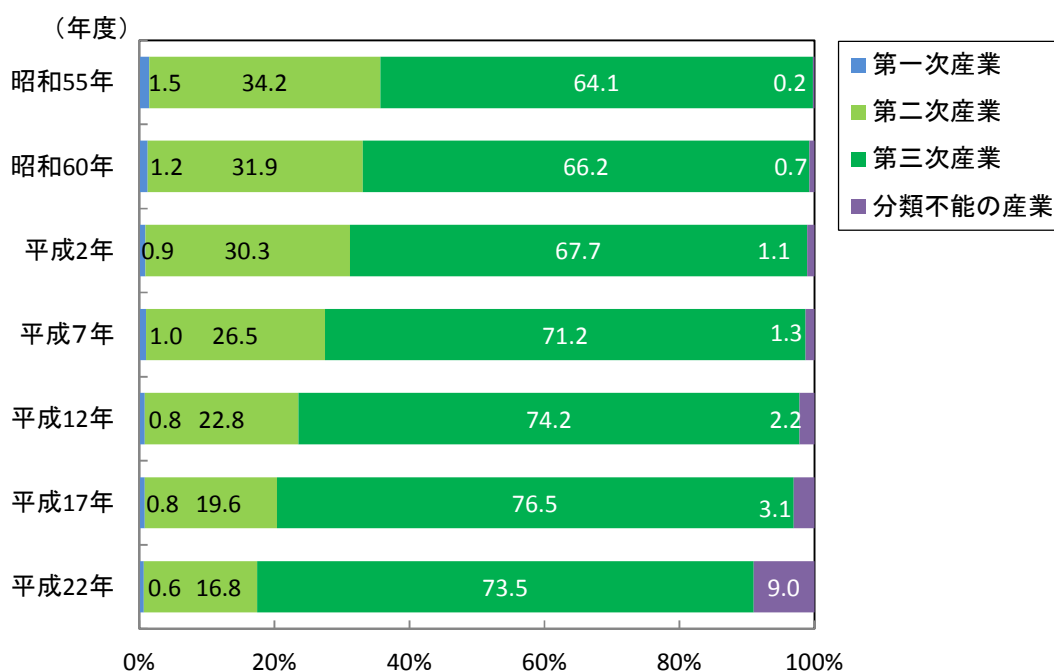
図-多摩地域の人口密度（平成 25 年 1 月 1 日現在）

(4) 産業

産業別の人口比は、平成 22 年度は第三次産業が最も多く 73.5%、第二次産業は 16.8%、第一次産業は 0.6%、分類不能の産業が 9.0%となっています。

第一次産業は減少傾向を示しており、第二次産業については、昭和 55 年度では 34.2%であったものが、平成 22 年度には 16.8%と大幅に減少している一方、第三次産業は増加傾向を示しています。第 1 次府中市環境基本計画策定以降も、同傾向は変わらず続いています。

第 1 次府中市環境基本計画策定以降、個別の産業の状況としては、農業については、農家数、農家人口ともに減少傾向から横ばい傾向、工業については、従業者数と製造品出荷額はいずれも減少傾向にあります。商業については、商店数が減少していますが、従業員数、年間販売額は増加傾向にあります。



資料：府中市統計書

図-産業人口別構成比の推移

(参考) 産業分類内訳

部門	内訳
第一次産業	A 農業, 林業 B 漁業
第二次産業	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第三次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業, 郵便業 I 卸売業, 小売業 J 金融業, 保険業 K 不動産業, 物品賃貸業 L 学術研究, 専門・技術サービス業 M 宿泊業, 飲食サービス業 N 生活関連サービス業, 娯楽業 O 教育, 学習支援業 P 医療, 福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業 (他に分類されないもの) S 公務 (他に分類されるものを除く)

(5) 交通

本市の道路は、東西に中央自動車道と国道 20 号が通るほか、主な都道として南北に府中街道が通っています。

都市計画道路は、平成 25 年 4 月 1 日現在で計画延長の 82.2%が完成しており、多摩地域では比較的高い完成率となっています。

住宅地には、道路基盤の整備がされないまま古くからの農道や用水路を基盤としてスプロールの小規模な開発がなされたところが見られ、狭あい道路や行き止まり道路も存在しています。

また、多摩川をまたぐ橋としては、是政橋、関戸橋、府中四谷橋、稲城大橋があります。

一方、市内の鉄道路線は、JR東日本の南武線、武蔵野線、中央線、京王電鉄の京王線、西武鉄道の多摩川線の3社5路線があります。駅数は第1次府中市環境基本計画策定以降、平成 21 年3月に西府駅開業により、現在 14 駅となっています。平成 24 年度は全体で約 15,810 万人の乗降客がありました。

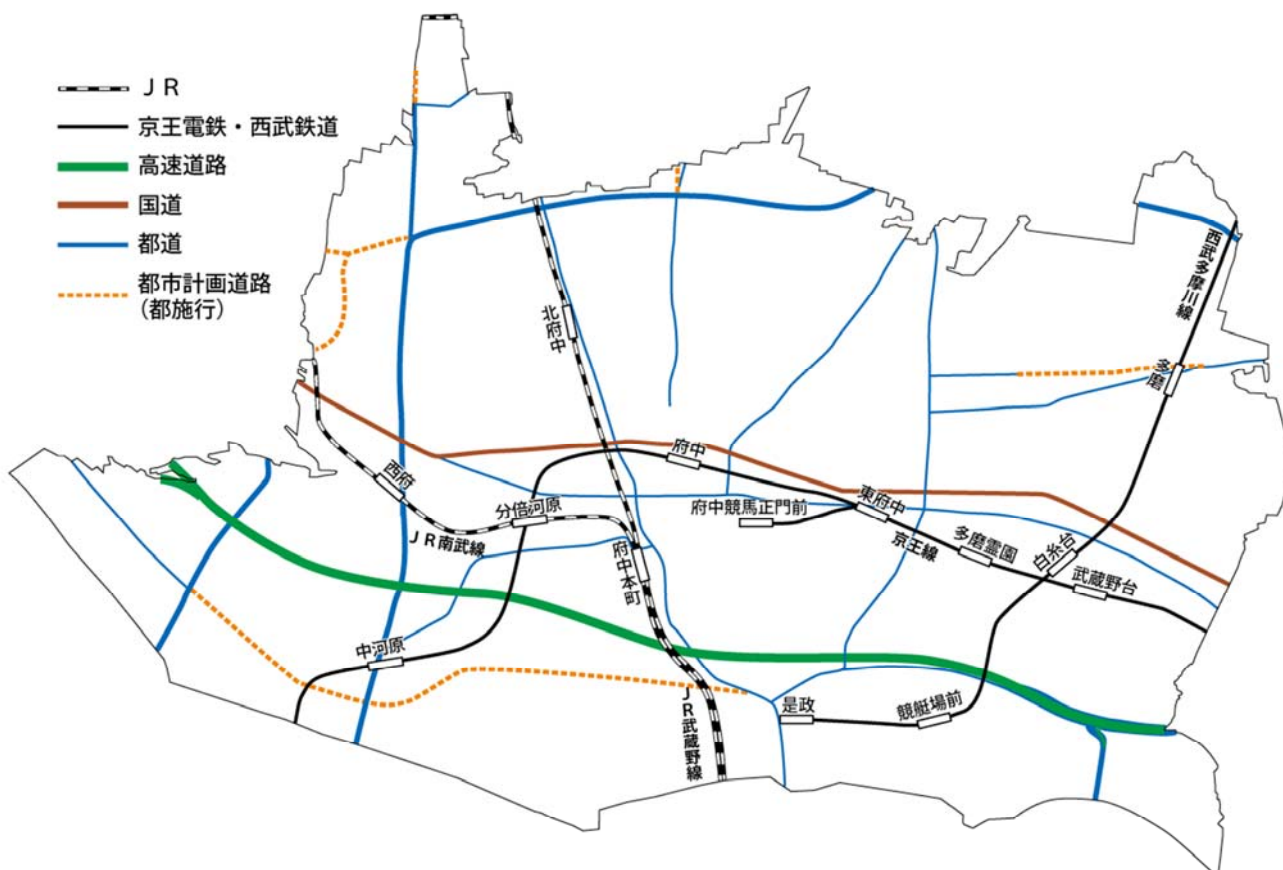
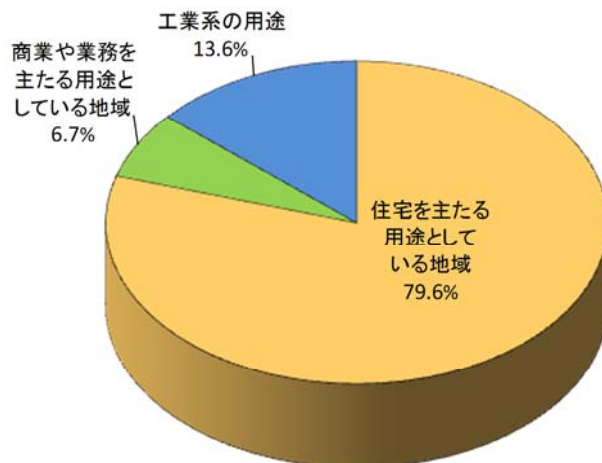


図-市内の主な道路、鉄道路線及び鉄道駅

(6) 土地利用

用途地域の構成は、平成 25 年 3 月現在の都市計画決定状況において、住宅を主たる用途としている地域が 2,171ha（79.6%）、商業や業務を主たる用途としている地域が 184ha（6.7%）、工業を主たる用途が 371ha（13.6%）となっています。

また、土地利用の現状を固定資産税の地目別面積から見ると、宅地は増加傾向、田、畑は減少傾向にあり、第 1 次府中市環境基本計画策定と同様の傾向が続いています。

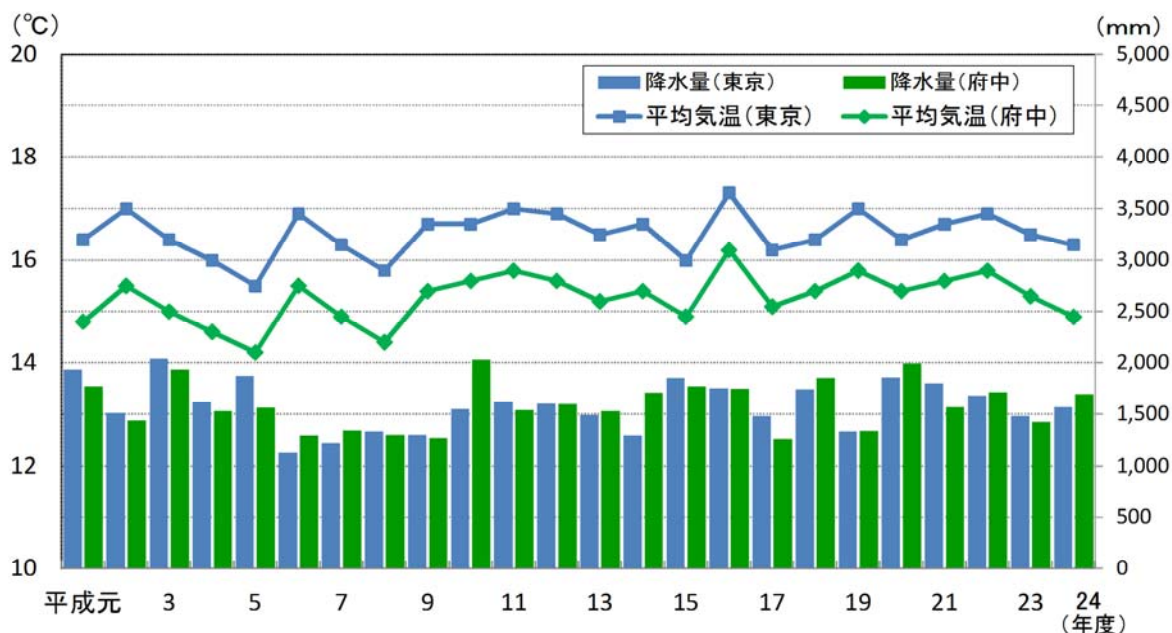


資料：都市計画図

図-用途地域別土地利用面積

(7) 気象

平成元年から平成 24 年までの府中の年平均気温は、ほぼ 15℃で横ばいから微増傾向で推移しています。東京の平均気温と比較すると、例年 1℃から 1.5℃程度低い気温になっています。降水量は年によるばらつきはありますが、前記と同じ期間で見ると、年平均約 1,700mmとなっています。



資料：府中市統計書

図-年平均気温及び降水量の推移

2 自然環境に係る現状

(1) 地形と自然景観

本市は、南から北へ多摩川低地、立川段丘、武蔵野段丘の3つの平坦な土地からなり、北から国分寺崖線、府中崖線、多摩川が東西に走り、地形の骨格を形成しています。このような地形を土台として、特に府中崖線から北側の立川段丘上では、畑と屋敷林、雑木林が一体となった農村風景が見られ、府中崖線南側から多摩川にかけての低地部では農業用水と水田が一体となった豊かな農村風景が形成されてきました。

このように、崖線や多摩川は、府中らしさや地域らしさを形づくる上で大切な景観資源となっています。しかしながら、市街化の進展のなかで崖線付近などでも宅地化が進み、地形の変化や自然が見えにくくなってきています。

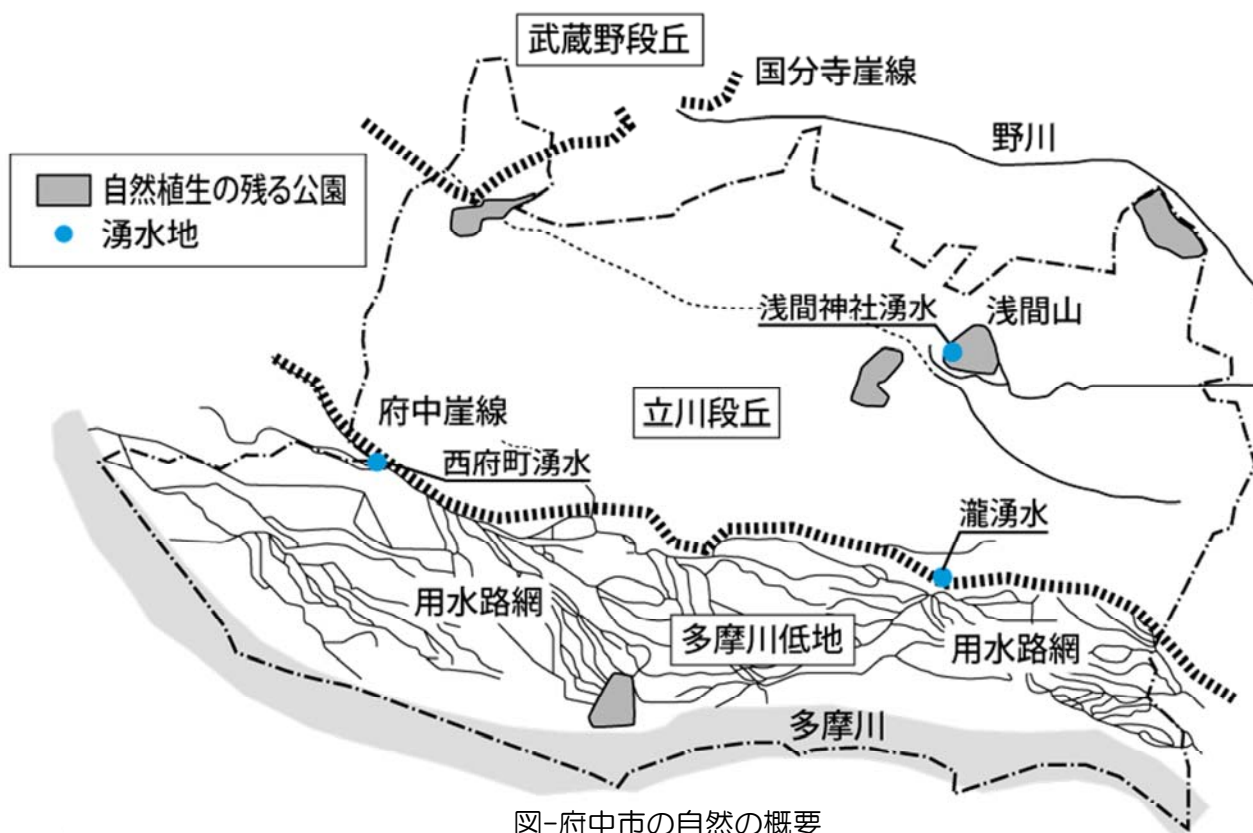


図-府中市の自然の概要

(2) 緑の現況

① 緑の概況

府中崖線から北側の立川段丘上では、近年まで樹林地や畑地などの武蔵野の風景が広がっていましたが、都市化に伴い、住宅地においては、雑木林や大木、農地がわずかに残る程度となっています。しかし、都立武蔵野公園、都立浅間山公園、武蔵台公園などの公園や人見街道などの街道沿いにまとまった樹林が残っており、特に、都立浅間山公園には、クヌギ、コナラ、エゴノキ等の武蔵野の植生を持つ広葉樹林が広がっています。

また、府中崖線では、斜面の一部にシラカシ、ケヤキ等の広葉樹林が残り、寺社地や民地に連続した緑が残されています。国分寺崖線でも、武蔵台公園周辺で自然植生を持つ樹木が比較的よく残っています。

また、多摩川低地部では、かつては大部分が水田であり、四谷、日新町、南町、押立町などでまとまりを持った農地が残っています。

②緑地の状況

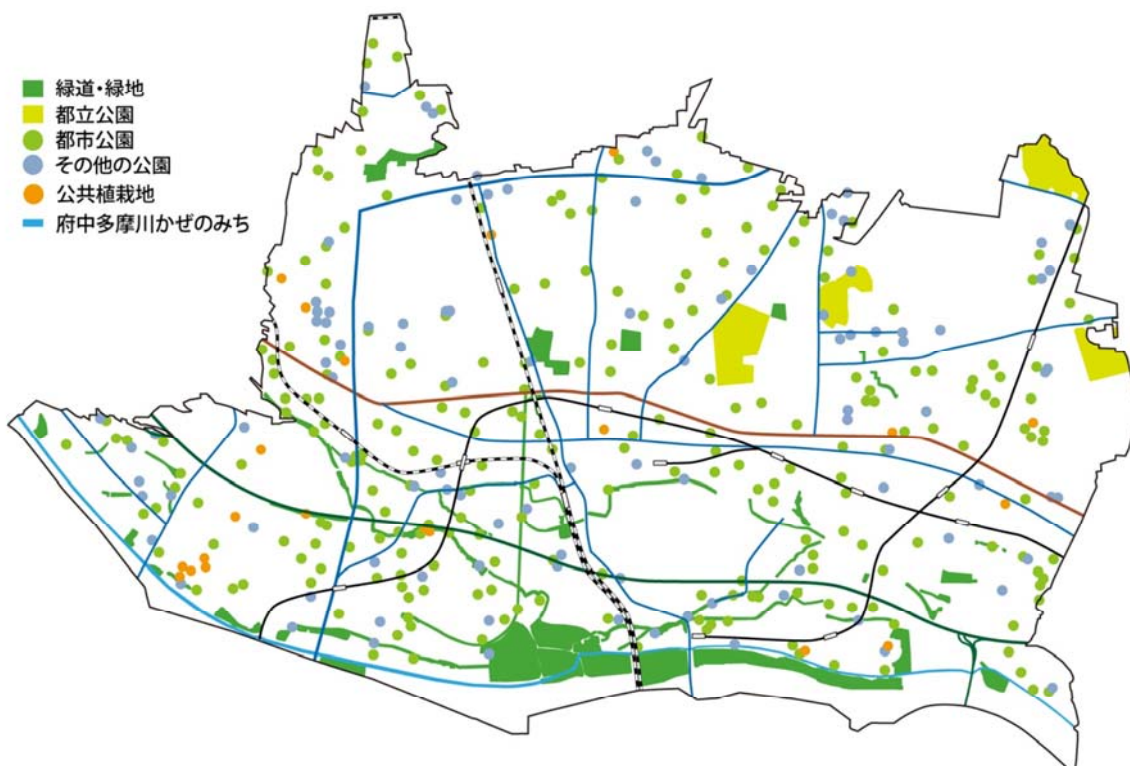
平成 20 年の緑地は、744.35ha で、市面積の 25.37%となっています。

緑地の変化状況を見ると、平成 10 年から平成 20 年までの 10 年間で 18.27ha の増加となっています。これは、生産緑地地区等が減少傾向にあるものの、都市公園等の公園・緑地の整備が進んだことや、公開性のある施設が確保できたことによるものです。

表-緑地の現況量及び変化量

	平成 10 年 3 月末		平成 20 年 3 月末		増 減 面積 (ha)
	面積 (ha)	市域に占める 割合 (%)	面積 (ha)	市域に占める 割合 (%)	
1 公園緑地等の都市施設とする緑地 (都市公園、条例等の公園)	168.14	5.73	180.68	6.16	12.54
都市公園	155.23	5.29	171.69	5.85	16.46
条例等の公園	12.91	0.44	8.99	0.31	-3.92
2 制度上安定した緑地 (公共空地、生産緑地地区、保安林等)	462.20	15.75	450.47	15.35	-11.73
3 社会通念上安定した緑地 (社寺境内地、公開性のある施設等)	95.74	3.26	113.20	3.86	17.46
合 計	726.08	24.74	744.35	25.37	18.27

資料：府中市緑の基本計画 2009



資料：府中市インフラマネジメント白書

図-市内の主な緑の配置

③緑被地の状況

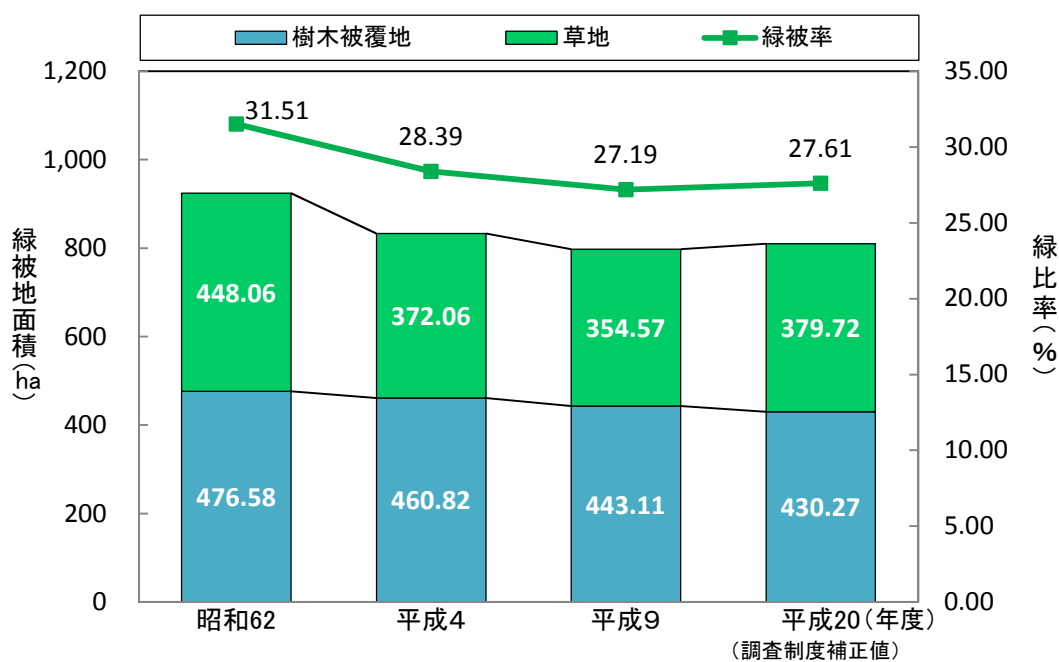
市内の緑被地は、平成 20 年5月現在 870.75ha で、市内の総面積の 29.68%となっています。このうち、樹木・樹林と樹木畑・果樹園を合わせた樹木被覆地は 483.66ha（16.49%）、人工草地（芝地等）、雑草地と田畑を合わせた草地は 387.09ha（13.19%）となっています。

過去の推移を見ると、昭和 62 年以降、緑被地は減少傾向にありましたが、平成9年から平成 20 年にかけての 11 年間では、緑被面積で 12.31ha、緑被率で 0.42 ポイント増加しています。

主な緑被地として、大規模な樹林は、都立多摩総合医療センター周辺、東京農工大学、府中基地跡地、多磨霊園、大國魂神社及び八幡神社周辺のほか、武蔵台公園、郷土の森公園、都立府中の森公園、都立浅間山公園、都立武蔵野公園などに分布しています。大規模な草地（人工草地、雑草地）は、多摩川河川敷や東京競馬場、企業グラウンドで見られます。

特徴ある緑被地としては、府中崖線や国分寺崖線に沿った樹林、幹線道路の街路樹が挙げられます。これらは、市街地において、緑の豊かさを感じさせる貴重な緑となっています。

また、農地（田畑及び樹木畑・果樹園）は、本市の南西部の四谷周辺や南東部の押立町周辺などに多く残されており、市街地にゆとりを与えてくれる空間となっています。



資料：府中市緑の基本計画 2009

図-緑被率、緑被地面積の推移

④保存樹木・保存樹林の状況

本市には、府中の名木百選や保存樹木に指定されている樹木、屋敷林や寺社林など、市民に親しまれている樹木・樹林が多くあります。

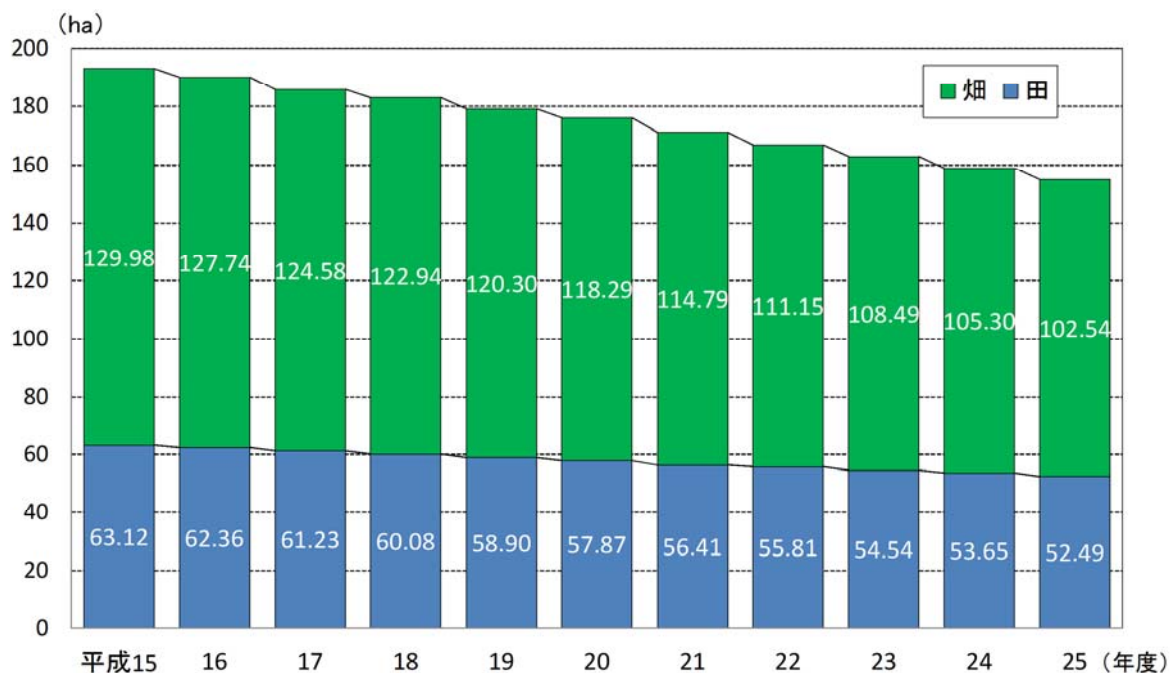
平成9年に 2,037 本指定していた保存樹木は、第1次府中市環境基本計画策定以降、平成 24 年には 2,135 本となっています。

平成9年に 13,666.35 m²（18 か所）を指定していた保存樹林は、第1次府中市環境基本計画策定以降、平成 24 年には 829.46 m²（3か所）と大きく減少しています。これは、仲よし広場として樹林を借用したことや、宅地化に伴う指定解除などによるものです。

(3) 農地

市内の農地は、昭和 29 年頃には約 1,200ha、市内の総面積の約 40.9%を占めていましたが、都市開発により宅地や公共用地などに転用され、現在では約 155ha、市内の総面積の約 5.3%にまで減少しており、特に中央部の減少が顕著となっています。

農地面積の推移は、第 1 次府中市環境基本計画策定以降も、鈍化しているものの減少傾向を示しています。



資料：固定資産概要調書

図-農地面積の推移

(4) 水環境

①水辺の状況

本市の南側には多摩川が流れており、河川敷はスポーツの場などとして利用されています。また、府中崖線と多摩川の間に広がる低地部では、古くから多摩川の水や崖線の湧水を活かした農業用水路が張り巡らされています。これらの用水路は暗きょ化され、緑道や遊歩道として整備されています。

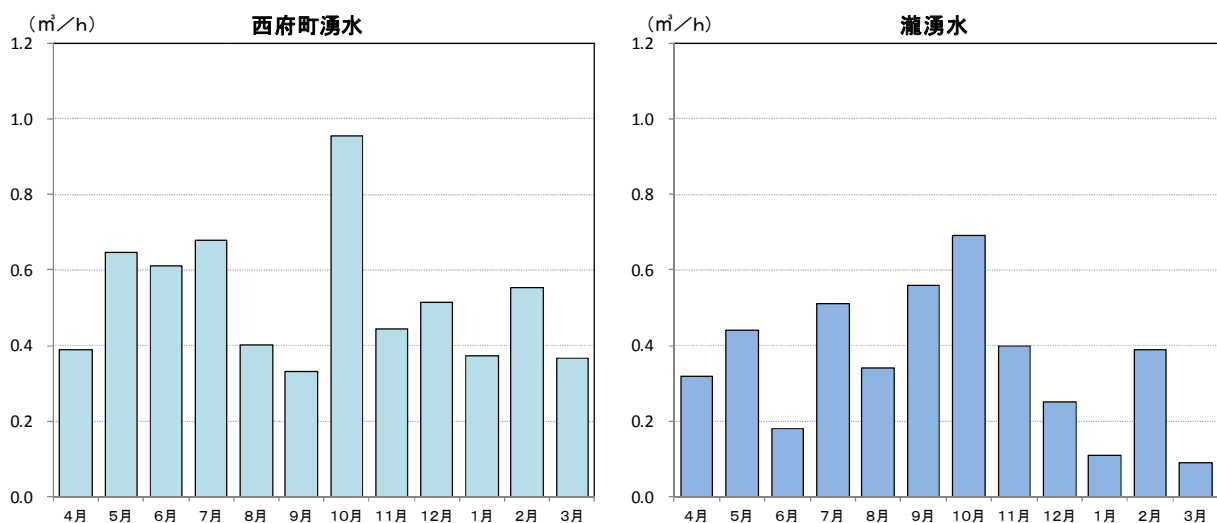
近年では水田の減少に伴い、用水路の水を農業用水として利用するところが少なくなっており、環境省では「環境用水」と位置付けて市民の水辺の空間づくりに利用するよう提唱しています。府中市においては、国立市側からの谷保天満宮付近を水源とする市川水系と国立市の矢川緑地保全地域及びママ下湧水を水源とする新田川水系の用水路において、通年通水を行ってきましたが、谷保天満宮の湧水量が減少したことにより、矢川緑地保全地域及びママ下湧水の水源を引き込み、市川水系についても通年通水を確保しています。また、ビオトープの機能を持つ雑田堀親水路や新田川親水路の整備など、環境に配慮した水辺の保全を行っています。

なお、府中用水は、平成 18 年 2 月に「疏水百選（農林水産省選定）」に選ばれています。

②湧水

市内には、府中崖線を中心に 3 か所（西府町・瀧・浅間神社）の湧水があります。最も水量が多い西府町湧水は、東京都の「東京の名湧水 57 選」の一つに選ばれています。しかし、都市化に伴う建物や舗装の増加、緑地の減少により、雨水の地下への浸透量が減少し、湧水の水量減少や枯渇が起こっています。

なお、第 1 次府中市環境基本計画策定以降、本市では、東京都環境確保条例において雨水の地下へのかん養を促進すると定めているなかで、地下水と湧水の保全を目的とした雨水浸透施設等の設置を推進しています。平成 20 年度には、都市化に伴う建物や舗装の増加、緑地の減少による雨水の地下への浸透量が減少により、瀧湧水の水量減少や枯渇が起こっている現状を踏まえて、はげ上の清水が丘地区を中心に 100 基設置を目標とした雨水浸透ます設置事業を実施し、公園内に 8 か所、浸透トレンチを 28m 設置し、住宅地に浸透ますを 101 か所設置しました。現在、清水が丘の瀧湧水は、月 1 回水量・水質調査を行うことができるようになりました。



資料：府中の環境

図一湧水湧出量の変化（平成 24 年度）

③地下水

地下水をくみ上げ過ぎると地盤沈下が発生し、沈下する量が大きいと建物が傾いたり、地下配管が割れたりする被害が発生します。法律や条例で地下水のくみ上げを制限してきたことにより、現在地盤沈下は沈静化しています。しかし、近年、舗装の増加により雨がしみ込む面積が減っていることもあり、地下水は減少する傾向が見られ、市内の湧水でも水量の減少や枯渇が発生しています。

(5) 動植物

①市における調査結果

市内の動植物の生息状況については、市民ボランティアによる多摩川の野鳥、多摩川河川敷の植物、本宿用水路の生き物調査により把握されています。

多摩川の野鳥については、平成 24 年度の毎月の調査において、在来種が確認総羽数 2,953 羽、確認種類数 56 種、外来種が確認総羽数 127 羽、確認種類数 3 種、確認されています。

多摩川河川敷の植物については、これまでに、貴重な植物として、コゴメヤナギ（都・絶滅危惧Ⅱ類）、カワラナデシコ（都・絶滅危惧Ⅱ類）、ハタザオ（都・準絶滅危惧）、タコノアシ（都・準絶滅危惧）、カワラサイコ（都・絶滅危惧Ⅱ類）、レンリソウ（都・絶滅危惧ⅠB類）、ミゾコウジュ（国・準絶滅危惧）、ミノボロ（都・準絶滅危惧）が確認されています。しかしながら、平成 24 年度の調査においては、タコノアシ、ミノボロ、ミゾコウジュなどの希少種が確認できませんでした。また、確認した種類のうち、外来種の占める割合が年々増加しています。

本宿用水路の生き物については、平成 24 年 7 月の調査において、魚類としてムギツク、オイカワ、タモロコ、モツゴ、コイ、ギンブナ、ドジョウ、シマドジョウ、ヘラブナ、メダカが捕獲されており、その他の生き物としては、アメリカザリガニ、アマガエル、ヒメタニシが確認されています。

表-多摩川の鳥類調査における確認総羽数及び種類数

調査年度		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
在来種	確認総羽数	2,955	2,192	2,761	2,081	2,266	2,306	2,953
	確認種類数	53	50	53	54	53	52	56
外来種	確認総羽数	180	314	158	155	85	173	127
	確認種類数	2	4	3	3	4	3	3

資料：府中の環境

表-多摩川河川敷の植物調査における確認総数及び種類

調査年度	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
確認した種類の総数	210	226	233	221	229	238
在来種 確認種類数	129	136	140	132	135	135
外来種 確認種類数	81	90	93	89	94	103
外来種の占める割合	38.6	39.6	39.9	40.3	41.0	43.3

資料：府中かんきょう市民の会

表-本宿用水路の生き物調査における魚類捕獲数

調査年度	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
調査日	9/15	9/14	9/12	9/11	8/13	9/16	8/3	8/1	8/1	8/7	7/24
魚類捕獲数	90	49	387	177	72	300	110	74	92	96	88

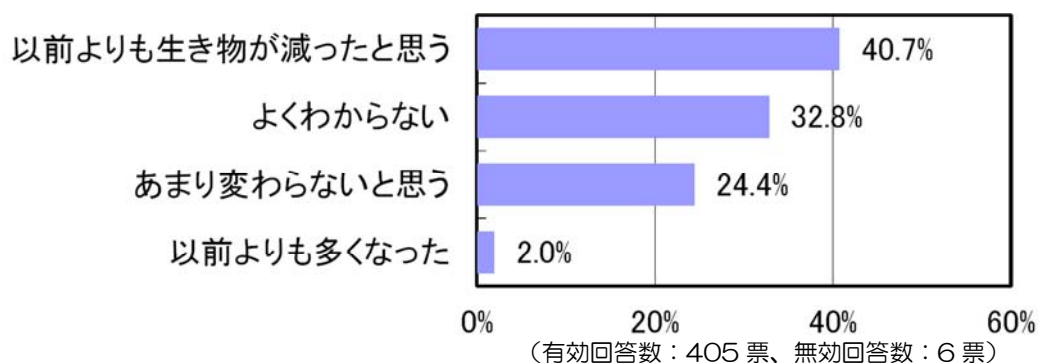
資料：府中の環境

②アンケートによる調査結果

平成 24 年 12 月に市民 1,500 人を対象（回収数 411 票、回収率 27.4%）にした、市内の生き物が減少している印象についてのアンケートを実施しました。

生息する生き物が減少している印象については、「以前よりも生き物が減った」が 40.7%あり、生き物が少なくなっていると感じている意見が多くありました。年齢別では、高齢になるほど「以前よりも生き物が減った」との回答が多く寄せられました。

また、本市において以前より少なくなった、見られなくなったと感じる生き物としては、トンボやセミ、チョウ、カブトムシなどの昆虫類が多く挙げられました。また、スズメ、ツバメなどの鳥類が多く挙げられているほか、カエルやザリガニなど水辺に住む生き物を挙げる声も多く、田んぼや畑などのある人里に見られる生き物が多く挙げられました。



資料：府中市環境基本計画策定市民アンケート調査報告書

図-市民が感じる生息する生き物が減少している印象

表-市民が感じる、府中市において少なくなった、見られなくなったと感じる生き物

分類	種名等	回答数	分類	種名等	回答数
昆虫		260	鳥類	小鳥	2
	トンボ	47		ジジウカラ	2
	セミ	32	カッコウ	2	
	チョウ	30	ワカケホンセイインコ	2	
	カブトムシ	29	その他鳥類	15	
	クワガタ	20	猛禽類	4	
	バッタ	16	フクロウ	2	
	カマキリ	16	猛禽類	2	
	コオロギ	8	両生類	44	
	タマムシ	7	カエル	40	
	ホタル	5	オタマジャクシ	4	
	テントウムシ	5	その他水生生物	18	
	昆虫	4	ザリガニ	12	
	アブラゼミ	3	タニシ	3	
	イナゴ	3	その他水生生物	3	
	カナブン	3	魚類	20	
	スズムシ	3	魚	7	
	ミノムシ	3	メダカ	4	
	ハエ	3	ドジョウ	3	
	モンシロチョウ	3	フナ	2	
	ケムシ	3	その他魚類	4	
	アゲハチョウ	2	爬虫類	32	
	ミツバチ	2	ヘビ	19	
	蚊	2	トカゲ	8	
	その他昆虫	11	ヤモリ	3	
	鳥類		117	アオダイショウ	2
スズメ		41	哺乳類	18	
ツバメ		14	コウモリ	4	
ウグイス		12	モグラ	3	
カラス		7	ネズミ	3	
オナガ鳥		5	ハクビシン	3	
鳥		5	その他哺乳類	5	
ハト		4	その他	10	
ヒグラシ		3	カタツムリ	8	
メジロ		3	ミミス	2	
			合計	523	

資料：府中市環境基本計画策定市民アンケート調査報告書

3 生活環境に係る現状

(1) 従来型公害

今日の公害問題は、工場などの事業所が原因とされる産業型公害に加え、市民の日常生活なども原因となっており、不特定多数の者が加害者と同時に被害者にもなっている都市・生活型公害であると言われています。

この都市・生活型公害は、産業型公害のように発生源に対する規制だけでは解決できないことが多く、また、その影響の範囲も、騒音などのように地域に限定したものから、大気汚染のように広い地域に及ぶ問題まで幅広いことが特徴です。

なお、市内の公害に関する苦情は、ばい煙や騒音の占める割合が大きい状況にありますが、平成23年度については、東日本大震災に端を発する福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質に係る件数が多くなりました。

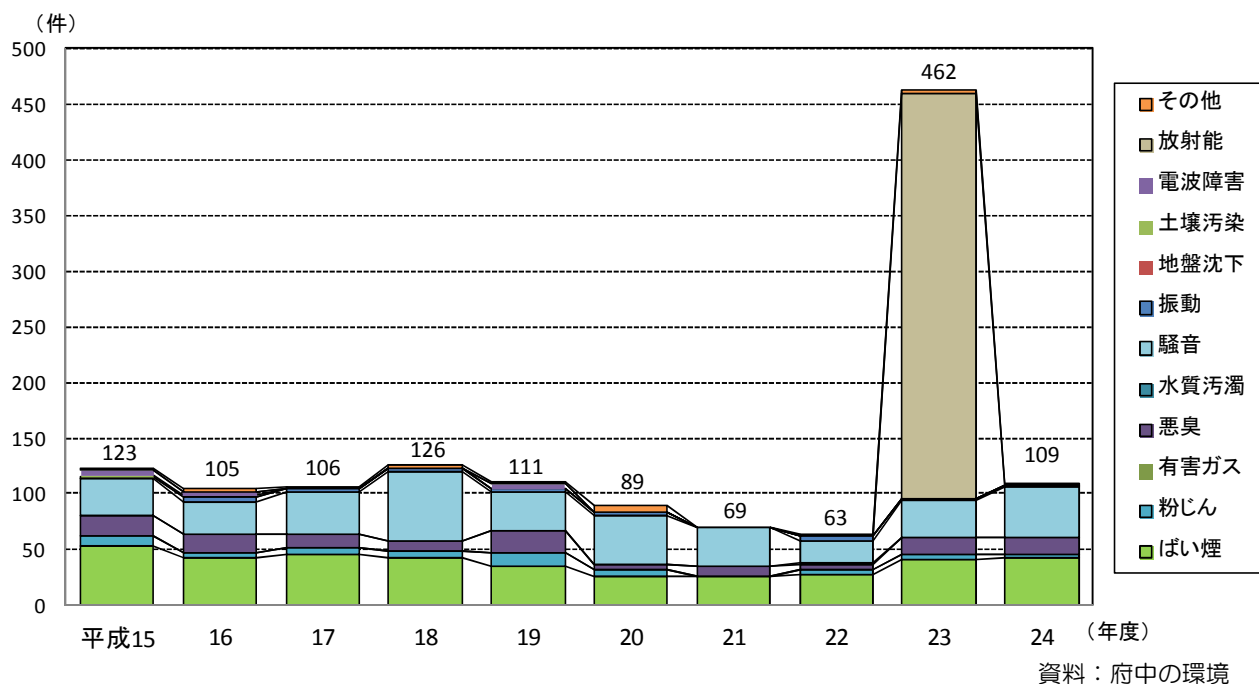


図-市に寄せられる苦情件数の推移

①大気汚染

本市では、大気汚染を監視するため、東京都が設置している府中測定局（府中市役所本庁舎内）を中央に市内の東西南北をほぼ均等に監視できるよう、4か所の常時測定局を設置し、大気成分測定を行っています。

第1次府中市環境基本計画策定以降の一般環境大気の大気測定結果を年平均値で見ると、光化学オキシダントは微増傾向にありますが、その他の汚染物質はいずれも横ばい、又は低下傾向にあります。環境基準の達成状況を見ると、光化学オキシダントを除き、第1次府中市環境基本計画策定時には一部環境基準が未達成だった浮遊粒子状物質、二酸化窒素を含め、いずれの汚染物質も環境基準を達成しており、本市の大気は、光化学オキシダントを除き、おおむね良好な状況にあるといえます。

近年では、大気中に漂う微小粒子状物質（PM2.5）による肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。市内では、東京都が、府中測定局において、平成25年4月1日からPM2.5の測定を開始しています。

さらに、東アジアの砂漠域（ゴビ砂漠、タクラマカン砂漠など）や黄土地帯から、風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられた土壌・鉱物粒子が偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊又は降下する現象である黄砂の問題も懸念されています。

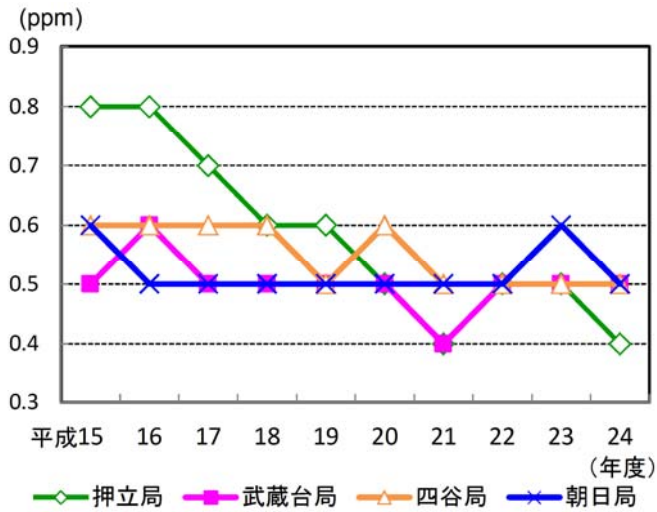


図-一酸化炭素 (CO) の経年変化

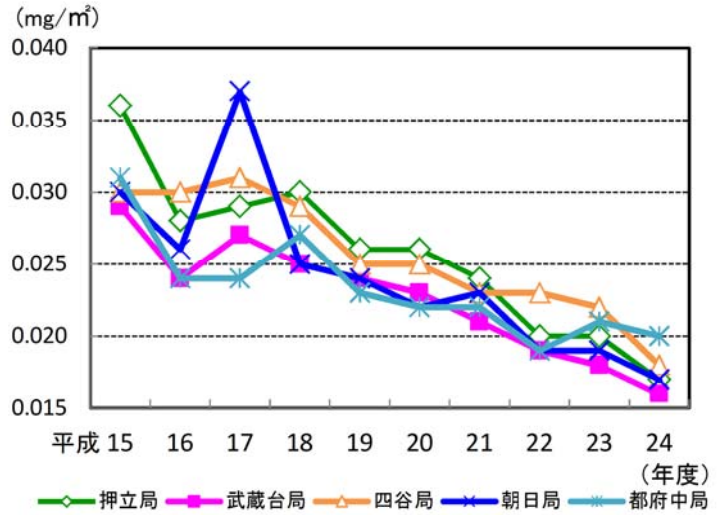


図-浮遊粒子状物質 (SPM) の経年変化

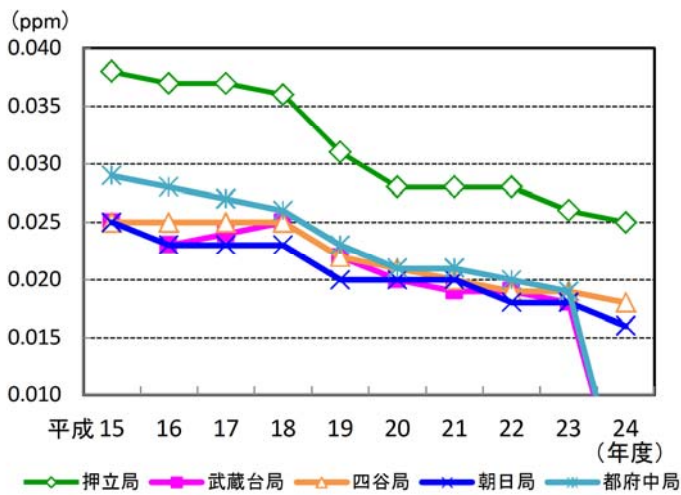


図-二酸化窒素 (NO₂) の経年変化

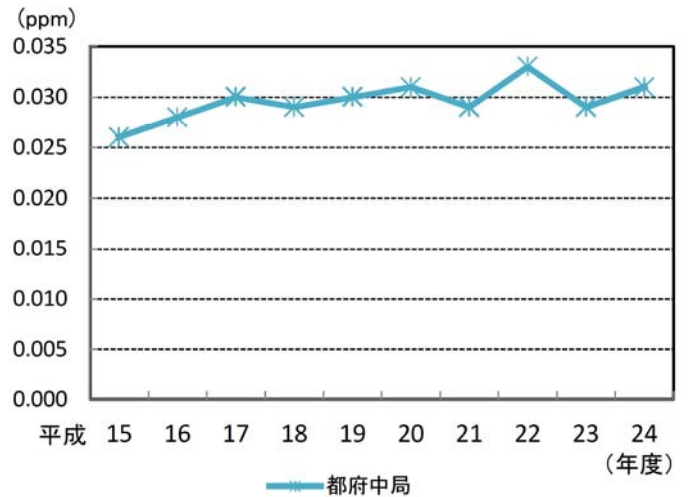


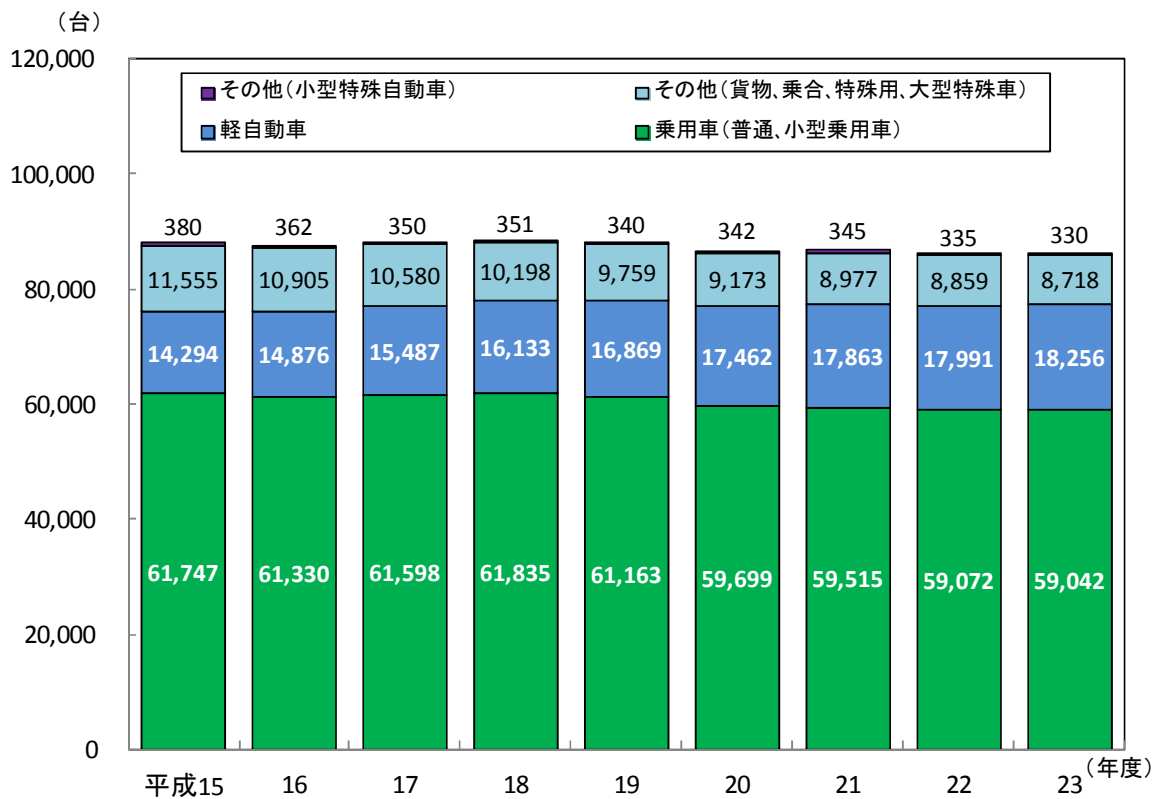
図-オキシダント (O_x) の経年変化

資料：府中の環境

図-一般大気測定局における大気汚染物質（年平均値）の推移

②自動車保有台数

自動車保有台数については、第1次府中市環境基本計画策定以降、台数は平成18年度をピークに減少しており、その内訳は、普通乗用車、貨物車が減少し、軽自動車が増えている状況にあります。普通乗用車等についても低公害車型の利用が多くなり、軽自動車への移行も見られることから、低公害型の自動車の保有が増えている状況が推測されます。



資料：府中市統計書

図-自動車保有台数の推移

③騒音・振動

交通騒音・振動の状況を監視するため、年1回、騒音・振動については10地点（平成24年度実績）で調査を実施しています。

また、平成24年度からは、国の権限移譲により市が義務付けられた、市の区域に係る自動車騒音の常時監視を行っています。

平成24年度においては、騒音について、環境基準の基準値を超過した個所が点在して見受けられました。また、白糸台通りにおいて要請限度を超過しました。

第1次府中市環境基本計画策定以降の傾向を見ると、甲州街道の夜間において要請限度の超過が改善されないほか、府中街道、多摩川通りにおける環境基準の超過も改善されない状況にあります。

なお、振動は、第1次府中市環境基本計画策定以降、全調査地点で要請限度以下となっています。

表-騒音測定結果

(単位：dB)

道路名(調査場所)		昼夜別	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	要請限度	環境基準	
国道	甲州街道 (寿町3-1)	昼間	-	-	-	-	-	-	-	-	69	-	75以下	70以下	
		夜間	-	-	-	-	-	-	-	-	67	-	70以下	65以下	
	甲州街道 (西府町2-9)	昼間	73	71	72	75	-	-	-	-	-	-	75以下	70以下	
		夜間	72	70	70	74	-	-	-	-	-	-	70以下	65以下	
	甲州街道 (西府町2-16)	昼間	-	-	-	-	75	-	75	75	-	-	75以下	70以下	
		夜間	-	-	-	-	73	-	74	74	-	-	70以下	65以下	
	甲州街道 (緑町1-12)	昼間	69	71	69	69	-	-	-	-	-	-	75以下	70以下	
		夜間	69	70	67	67	-	-	-	-	-	-	70以下	65以下	
	甲州街道 (美好町2-4)	昼間	74	73	73	73	73	76	75	76	75	73	75以下	70以下	
		夜間	72	72	72	71	72	74	74	75	73	69	70以下	65以下	
	都道	府中街道 (寿町3-7)	昼間	68	68	68	68	-	-	-	-	-	-	75以下	70以下
			夜間	67	67	66	67	-	-	-	-	-	-	70以下	65以下
鎌倉街道 (北山町3-5)		昼間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	75以下	70以下	
		夜間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	70以下	65以下	
鎌倉街道 (北山町4-5)		昼間	-	-	-	-	62	63	63	-	-	-	75以下	70以下	
		夜間	-	-	-	-	59	59	60	-	-	-	70以下	65以下	
府中街道 (矢崎町1-5)		昼間	-	-	-	-	68	67	69	69	68	69	75以下	70以下	
		夜間	-	-	-	-	66	66	68	66	66	66	70以下	65以下	
鎌倉街道 (住吉町2-30)		昼間	71	72	71	-	-	-	-	-	-	-	75以下	70以下	
		夜間	69	69	69	-	-	-	-	-	-	-	70以下	65以下	
鎌倉街道 (分梅町3-50)		昼間	68	70	69	69	71	69	70	69	-	67	75以下	70以下	
		夜間	65	67	66	67	68	66	69	66	-	64	70以下	65以下	
新小金井街道 (若松町3-11)		昼間	67	65	66	66	-	-	-	-	-	-	75以下	70以下	
		夜間	64	61	62	61	-	-	-	-	-	-	70以下	65以下	
新小金井街道 (浅間町4-5)		昼間	-	-	-	-	66	67	66	68	67	66	75以下	70以下	
		夜間	-	-	-	-	63	64	66	66	64	61	70以下	65以下	
小金井街道 (緑町1-29)		昼間	-	-	-	-	-	64	64	65	65	66	75以下	70以下	
		夜間	-	-	-	-	-	61	62	62	61	64	70以下	65以下	
人見街道 (若松町3-39)		昼間	66	65	66	64	64	62	62	61	65	63	75以下	70以下	
		夜間	61	59	61	60	59	56	59	57	63	56	70以下	65以下	
中央道側道 (是政2-20)	昼間	-	-	-	-	-	-	-	-	58	58	75以下	70以下		
	夜間	-	-	-	-	-	-	-	-	53	53	70以下	65以下		
学園通り (栄町3-7)	昼間	68	68	68	-	-	-	-	-	-	-	75以下	65以下		
	夜間	61	62	63	-	-	-	-	-	-	-	70以下	60以下		
多摩川通り (四谷5-44)	昼間	-	76	70	72	71	72	71	70	72	70	75以下	65以下		
	夜間	-	67	68	68	69	68	70	67	66	66	70以下	60以下		
多摩川通り (四谷3-2740)	昼間	69	69	68	-	-	-	-	-	-	-	70以下	60以下		
	夜間	66	66	65	-	-	-	-	-	-	-	65以下	55以下		
四谷通り (四谷4-46)	昼間	65	63	63	64	63	63	-	-	-	-	70以下	60以下		
	夜間	59	58	58	57	57	57	-	-	-	-	65以下	55以下		
白糸台通り (押立町1-39)	昼間	70	69	69	69	68	69	67	66	68	68	70以下	60以下		
	夜間	66	66	67	65	64	64	66	67	64	66	65以下	55以下		

資料：府中の環境

: 要請限度超過
 : 環境基準超過

④水質汚濁

水質改善を目的に、昭和 50 年から多摩川と多摩川水系の河川や用水路の流れる市区で合同調査を実施しています。また、昭和 59 年からは、それらの市区で多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、年 2 回の合同調査のほか情報交換や関連機関との連絡を行っています。

合同調査の結果は、環境基準項目及び有害物質の全てで基準内となっています。生活排水が主な原因と言われる BOD は、汚濁のひどかった昭和 50 年代から下水道の整備とともに徐々に改善している状況にあります。

平成 13 年度から多摩川の水質類型が 1 段階厳しい河川 B となったものの、第 1 次府中市環境基本計画策定以降、BOD 濃度は、環境基準を達成している状況にあります。しかし、生活様式の変化から水の使用量が増加したこと、都市化により雨がしみ込む面積が減少したことなどで河川の水量が減少し、水質の改善は横ばいとなっています。

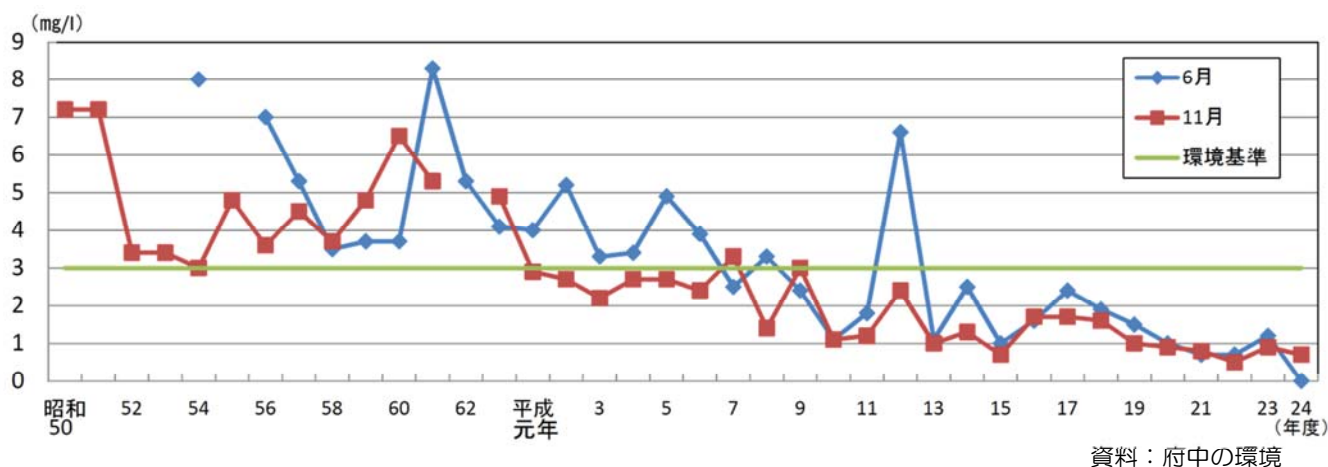
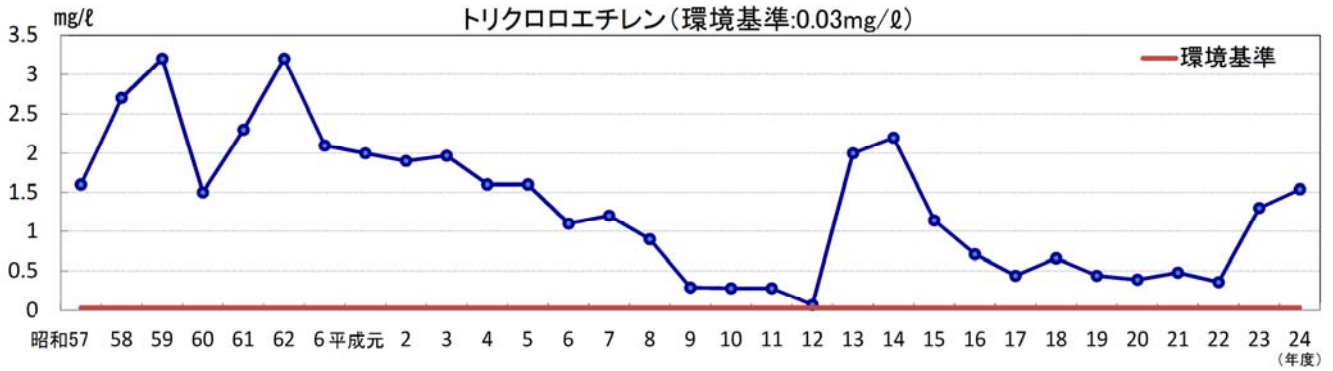


図-多摩川の水質（BOD濃度）の推移

⑤地下水汚染

本市における有機塩素系化合物（トリクロロエチレンなど）による地下水汚染は、昭和 57 年に旧武蔵台 2 号水源井で発見されました。その後、平成 5 年度までは東京都が、平成 6 年度以降は本市が、旧武蔵台 2 号水源井の水質調査を行っています。本市では、この水源井のくみ上げを通年行い、ばっ気処理により汚染物質を取り除いた後、浸透ますを利用して処理水を地下へ還元しています。当初に比べ汚染物質の濃度は低下傾向にあるものの、平成 13 年度以降はトリクロロエチレンの濃度が急激に上昇し、平成 14 年度は基準値の約 73 倍となりました。

第 1 次府中市環境基本計画策定以降も、一旦減少傾向を示し、その後横ばいの傾向を見せていたものの、環境基準と比較して高い濃度で推移しつつ、平成 24 年度は平均で 1.54mg/l（基準値の約 51 倍）を示し、依然として環境基準より高い状態となっています。



資料：府中の環境

図-旧武蔵台2号水源井のトリクロロエチレン濃度（年平均値）の推移

(2) 新しい環境問題

①ダイオキシン類

本市では、市内の大気環境測定局において、毎年、大気中のダイオキシン類調査を実施しています。第1次府中市環境基本計画策定以降も、各地点とも環境基準値を下回る結果となっています。

表-大気中のダイオキシン類調査結果 (単位：pg-TEQ/m³)

調査地点	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市役所(宮西町2丁目)	0.049	0.053	0.064	0.038	0.061	0.041	0.030	0.053	0.053	0.031
押立局(押立町1丁目)	0.050	0.054	0.079	0.031	0.065	0.060	0.033	0.057	0.019	0.027
朝日局(朝日町1丁目)	0.060	0.053	0.061	0.036	0.051	0.063	0.037	0.060	0.038	0.027
四谷局(四谷4丁目)	0.060	0.063	0.068	0.044	0.061	0.068	0.034	0.043	0.025	0.025
武蔵台局(武蔵台2丁目)	0.068	0.055	0.069	0.034	0.041	0.049	0.029	0.042	0.033	0.015
全調査地点の平均値	0.057	0.056	0.068	0.037	0.055	0.056	0.033	0.051	0.034	0.025

大気中での環境基準値：0.6 pg-TEQ/m³以下
資料：府中の環境

②放射性物質

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が放出され、福島県だけではなく東日本の各地において放射性物質による環境の汚染が生じました。放出された放射性物質には、主にヨウ素131、セシウム134、セシウム137などがあります。

震災前の東京都内の空間放射線量を測定するモニタリングポストは、「東京都健康安全研究センター（新宿区）」だけでしたが、平成23年12月に「東京都立篠崎公園（江戸川区）」、「東京都薬用植物園（小平市）」の2か所が新設されました。さらに、平成24年4月11日から「東京国際空港（大田区）」、「東京都立舎人公園（足立区）」、「首都大学東京南大沢キャンパス（八王子市）」、「調布飛行場（調布市）」の4か所で運用が開始されました。このほか、都立産業技術研究センター（江東区）でも測定しています。

本市では、市内の状況を把握するため、独自に空間放射線量、土壌中の放射性物質、プール水などの放射性物質を測定しました。市内の状況としては、土壌の測定で放射性物質が検出されましたが、それほど高い値ではなく、また、空間放射線量も直ちに影響のある値ではありませんでした。

4 都市・文化環境に係る現状

(1) 交通量

本市の主要な交差点交通量は、平成24年度の調査（8月6日午前7時～午後7時）では、本宿交番前の51,419台が最も多く、次いで、関戸橋北交差点の39,955台となっています。

第1次府中市環境基本計画策定以降の交通量については、全体的に、おおむね横ばいから減少傾向にあることが見受けられます。

表-交差点交通量調査結果

(単位:台)

地点	調査地点 (交差点名)	年度別全車合計(全方向からの流入合計)								増減率(%) 平成24/平成14
		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	
1	紅葉丘 1-15(多磨霊園正門前)	10,013	9,582	9,580	8,086	8,190	8,023	8,777	8,715	-13.0
2	白糸台 1-11(不動尊前)	11,291	10,769	10,459	10,058	9,647	8,448	9,651	8,857	-21.6
3	白糸台 3-40(白糸台 3 丁目)	34,619	32,843	32,868	31,000	30,014	29,516	27,736	28,666	-17.2
4	押立町 1-39(車返団地)	19,526	20,062	20,887	17,048	16,896	18,455	19,426	19,030	-2.5
5	新町 2-58(浅間町)	15,829	15,288	14,586	14,760	15,157	12,213	14,879	14,425	-8.9
6	府中町 2-8(小金井街道入口)	37,342	40,523	40,584	40,924	38,887	37,706	39,623	36,215	-3.0
7	宮町 1-40(大國魂神社前)	15,331	14,682	14,863	14,846	14,073	13,737	13,829	13,260	-13.5
8	本町 3-34(矢崎町遊歩道)	6,640	6,293	6,466	5,894	5,741	4,930	5,526	5,241	-21.1
9	寿町 3-4(寿町 3 丁目)	40,030	40,830	41,960	43,333	42,646	36,686	36,463	35,679	-10.9
10	栄町 1-6(栄町交番前)	33,781	33,732	34,090	33,946	33,812	33,468	33,521	33,501	-0.8
11	栄町 3-14(府中栄町 3 丁目)	36,719	39,128	37,751	36,908	36,787	34,285	37,817	37,853	3.1
12	武蔵台 1-3(多摩荘東)	—	4,803	4,753	2,570	2,688	3,296	3,188	2,640	—
13	北山町 1-3(北山町一丁目)	10,141	12,062	10,986	9,237	9,113	8,735	9,490	9,129	-10.0
14	西原町 1-17(西原町一丁目)	26,490	28,773	28,546	29,051	28,715	33,362	34,840	34,860	31.6
15	住吉町 2-30(関戸橋北)	51,975	50,911	46,905	44,162	43,116	42,003	42,186	39,955	-23.1
16	四谷 3-40(四谷体育館東)	23,952	25,503	23,963	23,724	23,421	22,229	23,173	23,215	-3.1
17	四谷 6-28(上之島神社東)	8,626	12,279	11,260	11,502	11,352	11,424	11,984	13,067	51.5
18	本宿町 2-20(本宿交番前)	56,988	56,860	57,412	57,644	55,988	59,862	55,507	51,419	-9.8
19	本宿町 4-24(本宿町四丁目)	—	33,018	31,997	33,035	32,284	33,408	33,777	33,495	—
20	是政 2-6(是政二丁目西)	—	—	—	6,332	6,573	6,179	7,480	7,949	—
21	北山町 3-6(都立神経病院西)	—	—	—	10,701	12,722	12,849	14,110	14,021	—
22	武蔵台 2-7(根岸病院北)	—	—	—	18,307	17,626	18,141	18,388	17,656	—
23	四谷 5-46(府中四谷橋高架下)	—	—	—	9,624	9,075	9,744	9,330	9,953	—
24	宮町 1-36(八幡宿)	—	—	—	—	16,483	16,401	16,267	16,214	—
25	宮町 1-20(くるる前)	—	—	—	—	4,493	4,652	4,293	4,272	—
26	宮西町 4-2(市役所前)	—	—	—	—	24,602	24,798	21,707	20,644	—
27	西原町 4-9(西原町四丁目)	—	—	—	—	—	1,049	1,071	1,144	—

資料：地域安全対策課資料

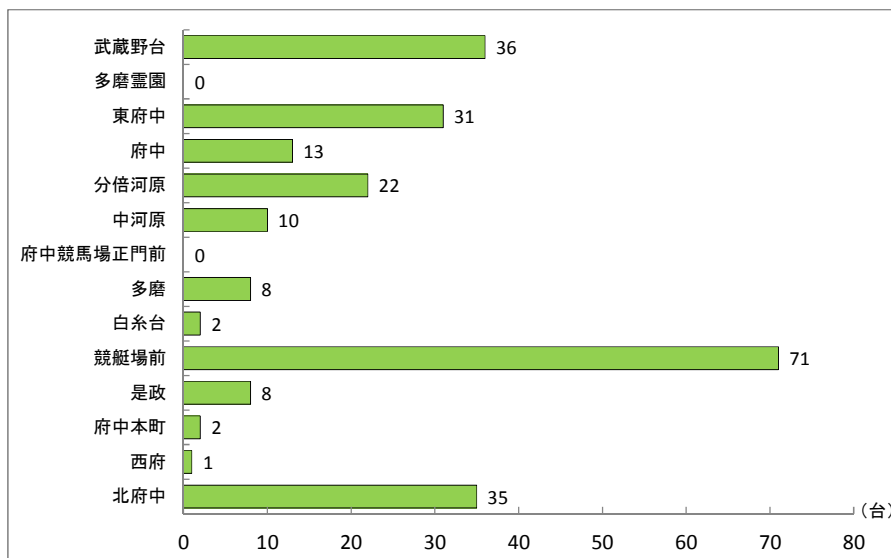
(2) 放置自転車

市内の大部分が平坦地であることから、市民の自転車利用は多くなっていますが、安全で快適に走行できる自転車レーンなどは限られ、歩行者との摩擦が生じることもあります。

府中駅周辺には、無料・有料を合わせて、合計4か所の自転車駐車場（合計収容台数 4,815台）を設置しています。しかし、午前10時以降、けやき並木を中心とした駅周辺には買い物客等の自転車が大量に放置され、特に視覚障害者誘導用ブロック上にまで放置される等、安全な交通環境が害される状況となっていました。

そこで、平成15年7月から、無秩序な自転車の放置を防止し、買い物客等の利便の向上及び商店街の活性化を図るため、駅前再開発事業等による駅周辺の店舗用自転車駐車場が整備されるまでの間、暫定的にけやき並木歩道部分に買い物客等短時間利用者用の自転車置場「ちょこ・りん・スポット」（ちょこっと・駐輪・スポット）を設置しています。

「ちょこ・りん・スポット」の設置によって、第1次府中市環境基本計画策定以降の放置自転車数は減少傾向を示しており、改善傾向が見られるものの利用者のモラルの低さや各駅周辺の自転車駐車場の立地の悪さなどにより、いまだ放置自転車は後を絶たず、周辺交通の妨げになっているとともに、都市景観上の問題にもなっています。



資料：府中市統計書

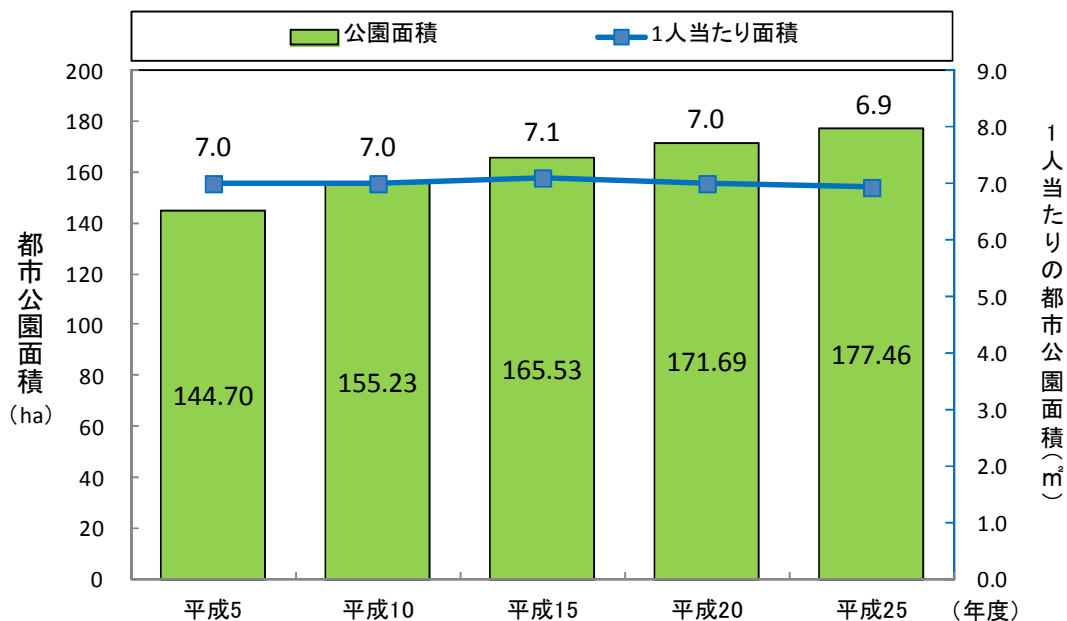
図-平成24年度調査における駅別放置自転車台数の状況

(3) 都市公園

公園は、子どもの遊び場や市民の憩いの場などとして重要な役割を果たしています。

本市では、平成 11 年に策定された前期府中市緑の基本計画において、1 人当たりの都市公園面積の目標を約 10 m²として整備を進めてきました。しかし、第 1 次府中市環境基本計画策定以降、公園面積は拡大したものの、当初の見込みを超えた人口増加により、平成 24 年の 1 人当たりの都市公園面積は 7.04 m²にとどまっています。

府中市緑の基本計画 2009 においては、平成 30 年における人口 1 人当たりの都市公園面積の目標値を 7.33 m²とし、将来的には 10 m²とすることを目標としています。



資料：緑の基本計画 2009、
東京都建設局、東京都都市公園等区市町村面積・人口割比率表

図-市内の都市公園面積、1 人当たりの都市公園面積の推移

(4) まちづくり・景観

①まちづくりの概況

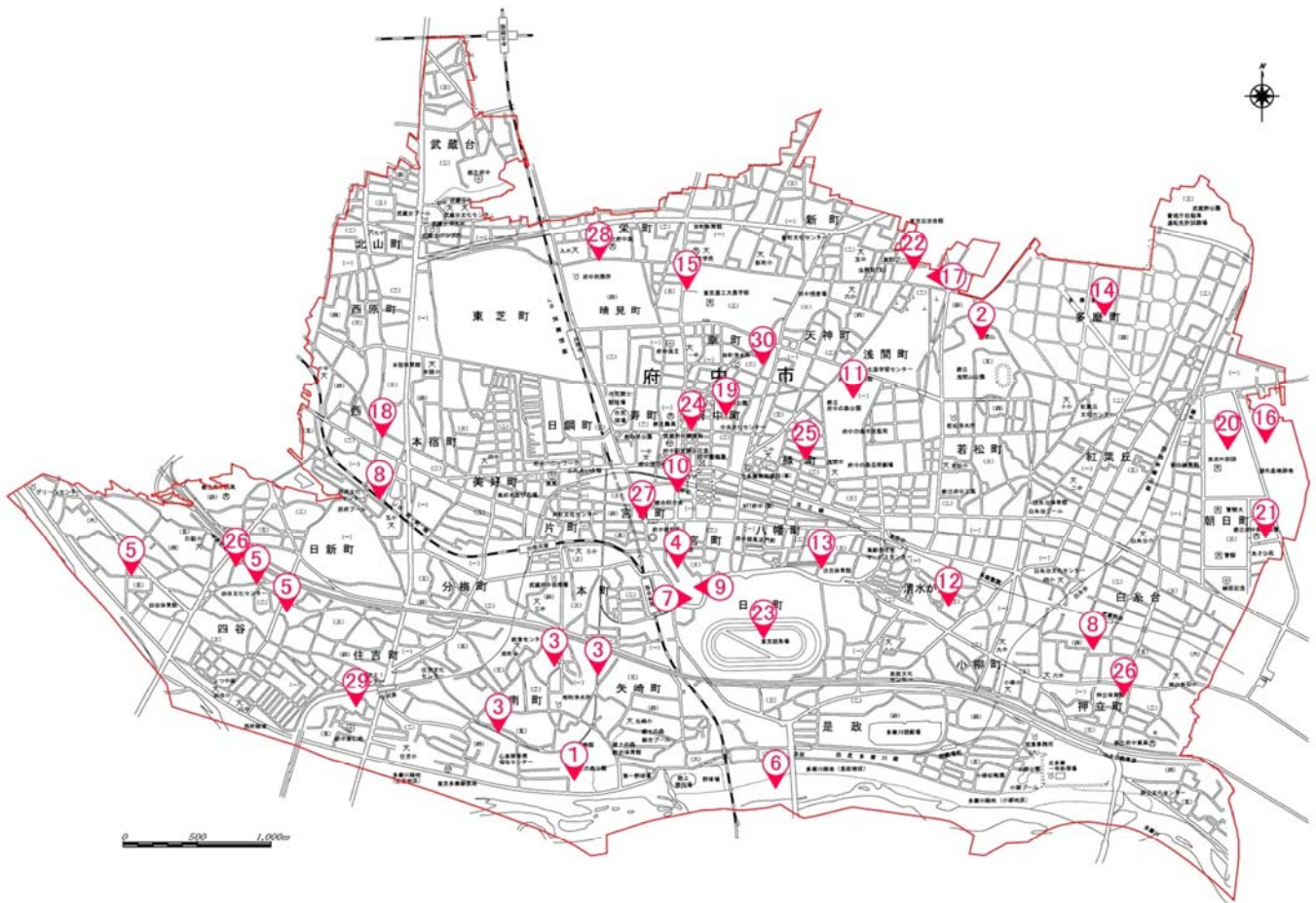
本市は、土地の利用形態により住宅地、駅周辺や幹線道路沿いの商業地、大規模工場周辺や多摩川沿いに広がる工業・業務地、郷土の森公園などの大規模公園・緑地、大規模施設の跡地などに大きく分かれており、それぞれの土地の利用形態に応じた特徴的な街区が形成されています。

市域の約 4 割を占める住宅地は、幹線道路沿いの中高層化が進む住宅地、住宅団地や土地区画整理事業区域などゆとりのある計画的住宅地、農地との混在が見られる住宅地など、それぞれの形成過程に応じた特徴を持っています。

本市では、平成 10 年に都市景観条例を制定し、景観の保全に努めています。平成 16 年に景観法が制定されたことから、平成 19 年に従来への取組を踏まえて施策を再構築し、東京都景観計画の内容と連携した「府中市景観条例」を制定しました。平成 20 年には、景観法に基づく「景観行政団体」となり、「府中市景観計画」を策定し、「美しい風格のある元気なまち」を目指して景観施策を展開しています。

②景観賞の状況

本市では、身近にある魅力的な景観や良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、工作物等や活動を多くの方に知っていただくため、平成21年度に第2回府中市景観賞を実施し、30か所の景観物件を選定しました。



受賞No.	部門	名称	受賞No.	部門	名称	受賞No.	部門	名称
1	景観保全部門	郷土の森	11	景観保全部門	府中の森公園	21	景観創出部門	都立府中朝日特別支援学校
2	景観保全部門	浅間山	12	景観保全部門	東郷寺	22	景観創出部門	バス通りに生まれた潤い空間
3	景観保全部門	緑道・親水路	13	景観保全部門	やわたみち(八幡道)	23	景観育成部門	東京競馬場
4	景観保全部門	大園魂神社	14	景観保全部門	多磨霊園	24	景観育成部門	市民さくら祭り
5	景観保全部門	四谷のふるさと景観	15	景観保全部門	東京農工大学キャンパス	25	景観育成部門	熟成したまち並み〜三本木通り〜
6	景観保全部門	多摩川	16	景観保全部門	武蔵野の森公園	26	景観育成部門	レンゲの育成・教育活動
7	景観保全部門	安養寺	17	景観創出部門	コスモアベニュー府中浅間町	27	環境改善部門	野口酒造店(中久本店)
8	景観保全部門	府中産線	18	景観創出部門	熊野神社古墳	28	環境改善部門	府中刑務所の塙
9	景観保全部門	妙光院	19	景観創出部門	府中公園	29	審査員賞	住吉町5丁目地区のまちづくり計画
10	景観保全部門	馬場大門のけやしき並木	20	景観創出部門	東京外国語大学	30	審査員賞	幸町2丁目地区のまちづくり計画

資料：第2回府中市景観賞記録誌

図-府中市景観賞受賞景観資源（平成21年度）

（5）歴史・文化

①歴史的資源の概況

市内では、府中産線及び国分寺産線沿いに旧石器・縄文時代の遺跡が多数確認されています。また、武蔵府中熊野神社古墳、高倉塚、御嶽塚などの古墳も確認されています。

奈良・平安時代には、古代武蔵国の国府が置かれ、官衙・集落跡の遺跡が現在まで良好な状態で保存されています。

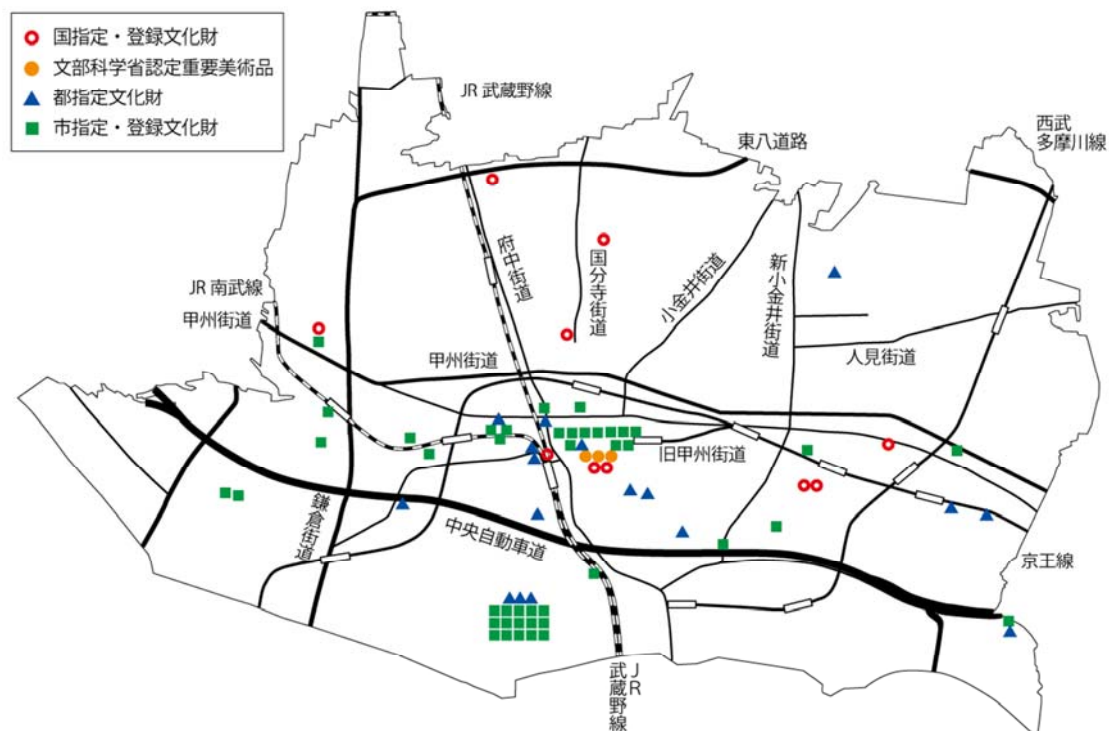
中世においては、多摩川が鎌倉防衛の第一線として重要な位置を占め、高安寺などの崖線上の寺社地が当時要塞の機能を果たしていたこともあり、寺社の多くは崖線上に分布しています。寺

社は、現存する重要な歴史的要素であるとともに、その境内林は貴重な自然資源でもあります。

さらに、長い歴史を反映して馬場大門のケヤキ並木をはじめとする多くの文化財が残されています。

②指定文化財の状況

市内には、国指定文化財 9 件、国登録有形文化財 1 件、国選択記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 1 件、文部科学省認定重要美術品 4 件、都指定文化財 16 件、市指定文化財 41 件、市登録有形文化財 1 件の計 73 件の指定文化財があります。



資料：文化スポーツ部ふるさと文化財課

図-市内の文化財（平成 25 年 9 月現在）

（6）環境美化

第 1 次府中市環境基本計画策定以降、本市は、「府中市まちの環境美化条例」を制定しました。この条例は、市民・事業者・行政が協力して空き缶や吸い殻などのポイ捨てを防止し、きれいなまち並みを保つことを目的とし、市民、事業者の協力を得て、キャンペーン活動や喫煙禁止路線のパトロールを実施するとともに、自主的な清掃ボランティア活動を支援し、まちの美化推進啓発に努めています。

また、この条例では、本市が、空き缶や吸い殻などのポイ捨てを特に防止する必要があると認める地域及び市民、事業者が積極的に清掃活動に取り組んでいると認める地域を環境美化推進地区として、さらに、環境美化推進地区のなかで、本市が、喫煙を特に禁止する必要があると認める道路を喫煙禁止路線として指定できることとなっており、府中駅、分倍河原駅、府中本町駅、中河原駅、東府中駅周辺を指定しています。

5 低炭素型・循環型社会の構築に係る現状

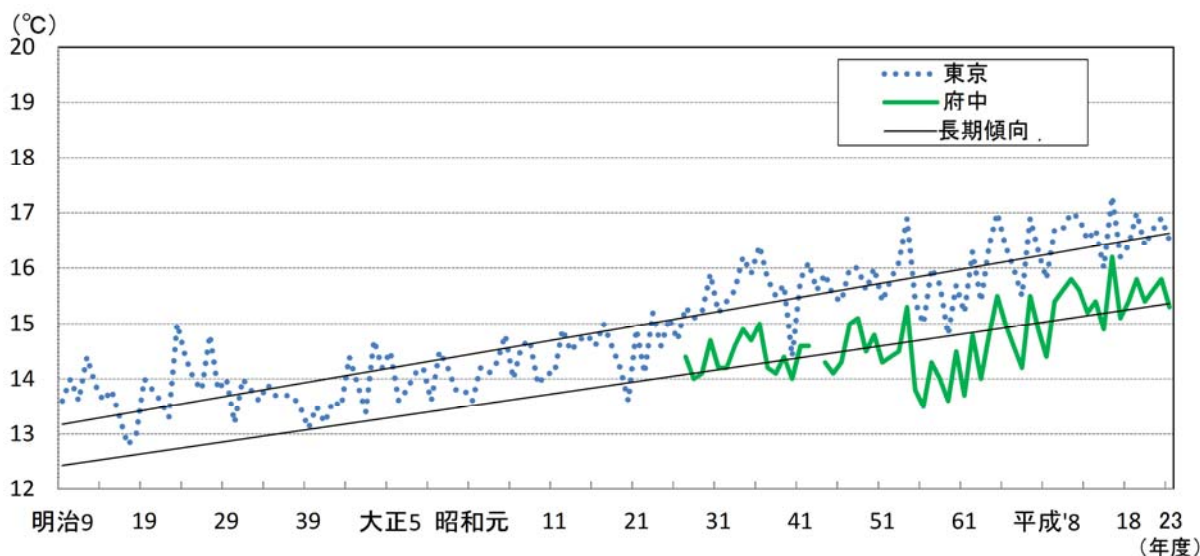
(1) 地球温暖化

本市の平均気温の経年変化を見ると、東京（大手町）観測所よりは低い気温となっているものの、上昇傾向が見られており、第1次府中市環境基本計画策定以降においても、その傾向は変わらない状況となっています。

第1次府中市環境基本計画策定以降、本市における温室効果ガス排出量は減少の傾向を見せています。本市から排出される地球温暖化の原因となる温室効果ガスの大部分は、二酸化炭素（CO₂）が占めています。平成22年度における本市から排出される温室効果ガスの量は1,083千t-CO₂となっており、二酸化炭素排出量の部門別の内訳は、民生部門（業務）からの排出が一番多く、次いで、民生部門（家庭）、運輸部門（自動車）からの排出が多くなっています。

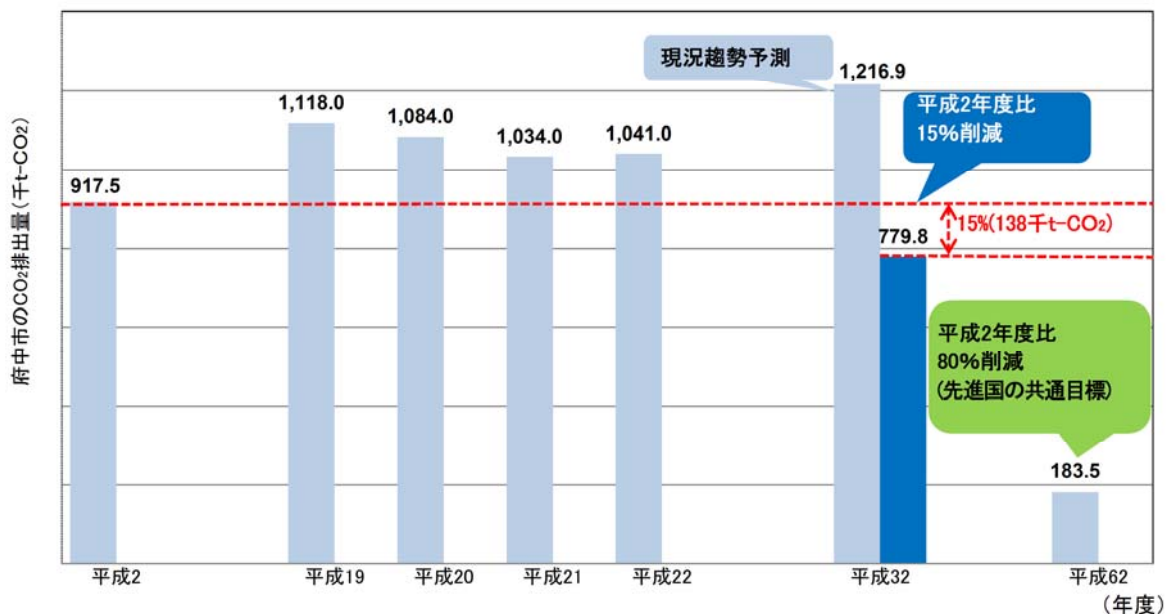
なお、本市では、市民・事業者・行政が一体となって、将来にわたり持続的発展が可能な低炭素社会を構築するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成23年度から平成32年度を計画期間とする「府中市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。「地球に優しい暮らし方・働き方をみんなで実践するまち」を目指して、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいます。

本市では、現在、平成32年度までに平成2年度比で二酸化炭素を15%削減する目標を設定して取り組んでいます。



資料：気象庁

図-平均気温の経年変化



資料：府中市地球温暖化対策地域推進計画、
 多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2010年度）
 /オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

図-府中市の二酸化炭素排出量（現況&将来推計）と目標値

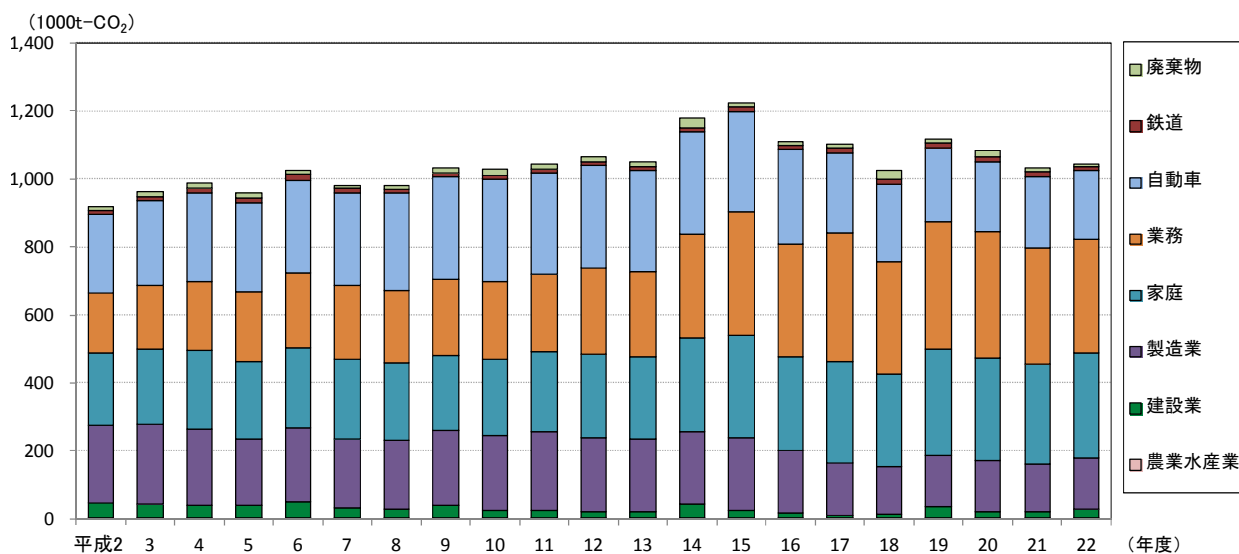


図-府中市における部門別二酸化炭素排出量の推移

資料：多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2010年度）
 /オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

表-府中市における温室効果ガス排出量の推移

(単位：1000t-CO₂eq)

ガス種	基準年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
二酸化炭素 (CO ₂)	917	917	960	966	957	1,023	981	981	1,034	1,030	1,044	1,064	1,052	1,179	1,222	1,111	1,103	1,024	1,118	1,084	1,034	1,041
メタン (CH ₄)	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一酸化二窒素 (N ₂ O)	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9	8	8	8	8	7	7	5
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	3						3	5	6	7	7	8	9	10	10	10	10	8	23	27	31	34
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	2						2	2	3	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2						2	2	3	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	936	928	972	998	968	1,035	1,000	1,002	1,057	1,053	1,065	1,084	1,073	1,200	1,242	1,131	1,123	1,042	1,150	1,120	1,073	1,083

表-府中市における部門別二酸化炭素排出量の推移

(単位：1000t-CO₂)

部門	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
農業水産業	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
建設業	43	41	38	39	48	28	27	37	21	20	18	19	39	23	15	8	10	33	17	19	24	
製造業	230	234	224	192	217	204	202	219	222	234	218	212	213	211	182	152	142	152	152	137	152	
産業部門	274	277	264	233	268	234	231	259	246	257	239	234	255	237	200	163	155	189	172	158	179	
家庭	212	223	231	231	236	236	226	222	224	235	244	243	276	304	276	299	271	312	301	296	310	
業務	176	185	201	203	221	215	212	223	226	229	255	249	306	362	331	380	329	373	370	343	334	
民生部門	388	407	431	434	457	451	438	446	450	464	499	492	583	665	608	679	600	685	672	640	643	
自動車	232	251	264	264	272	274	288	301	302	296	300	297	300	293	279	235	230	217	208	208	200	
鉄道	12	13	14	14	15	14	13	13	12	12	12	12	14	17	14	14	13	16	15	14	14	
運輸部門	244	264	278	278	287	288	301	314	314	308	312	309	314	309	294	249	243	233	223	222	214	
廃棄物部門	12	12	13	12	12	8	11	16	20	15	14	16	27	10	10	12	26	11	17	14	5	
合計	917	960	986	957	1,023	981	981	1,034	1,030	1,044	1,064	1,052	1,179	1,222	1,111	1,103	1,024	1,118	1,084	1,034	1,041	

資料：多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2010年度）

/オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

(2) ごみ・リサイクル

①ごみの排出量

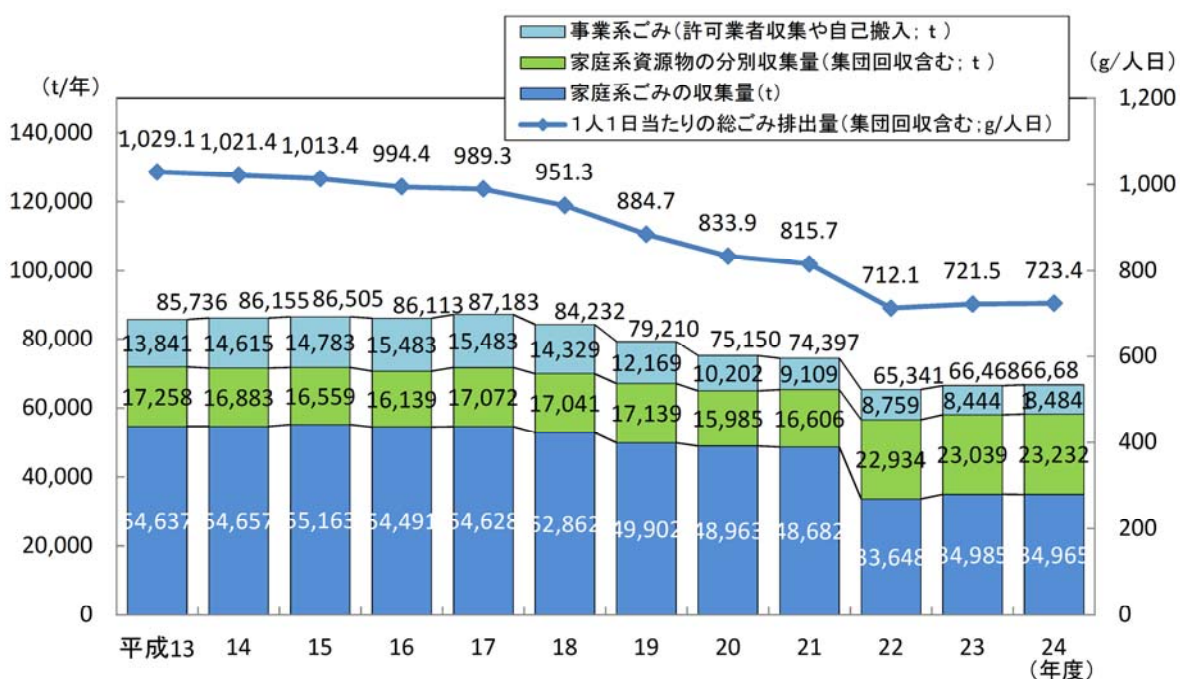
第1次府中市環境基本計画に掲げられた「10年間でごみ50%削減」に向けては、前期目標として、平成16年から、5年間で1万トンのごみ減量（「1万トンごみ減量大作戦」）を実施し、駅前やスーパーの店頭でのキャンペーン活動など、様々な取組を展開しました。

さらに、将来に向けた廃棄物行政のあり方の抜本的な見直しが必要として、廃棄物減量等推進審議会から「有料化・戸別収集・ダストボックス廃止」の答申が提出されました。

本市では、この答申を受け、平成22年2月2日から、家庭ごみの戸別収集及び「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「容器包装プラスチック」の3つに区分した指定収集袋による有料化を実施しました。

その結果、平成24年度までに36.6%のごみ減量を達成することができました。市民1人1日当たりのごみ量も多摩地域26市のなかで2番目に少なくなっています。

しかしながら、その後のごみ量はほぼ横ばいであることから、さらなるごみの減量化に向けて、市民や事業者との協働による、ごみ減量施策に積極的に取り組んでいます。

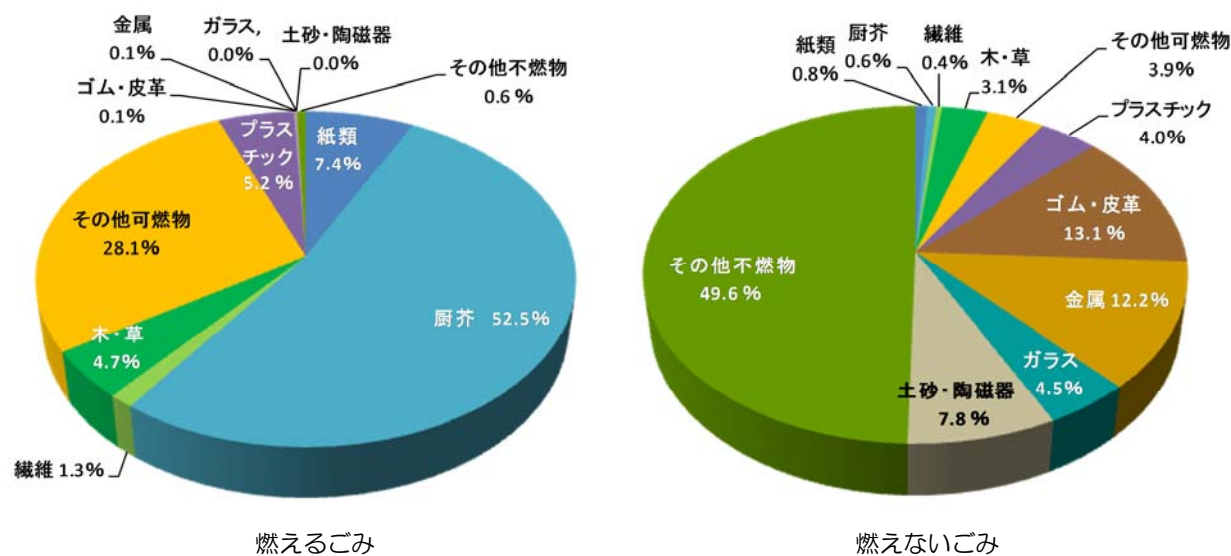


資料：府中市一般廃棄物処理基本計画
府中の環境

図-ごみの収集量の推移

②ごみの組成

平成 24 年度に実施したごみの組成分析調査の結果では、燃やすごみの半分近くが生ごみとなっています。また、不燃ごみについては、其他不燃物が 49.6%と最も多くなっています。

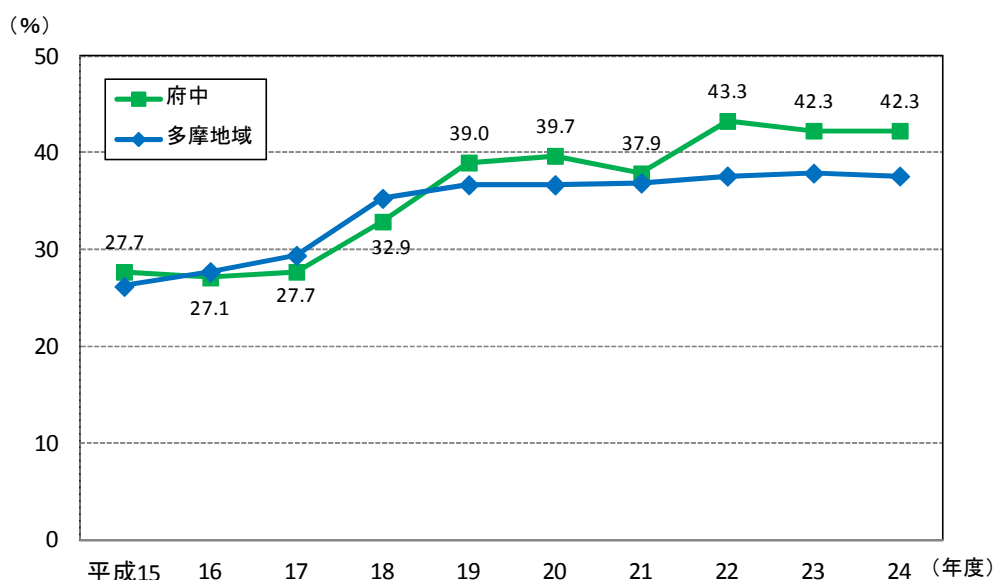


資料：多摩地域ごみ実態調査

図-平成 24 年度のごみの組成 (湿ベース)

③リサイクル

平成 23 年度のリサイクル率は 42.3%と、多摩地域では 6 番目に高い水準となっており、第 1 次府中市環境基本計画策定以降、増加傾向を示しています。また、本市は他市町村に比べ、「収集後、中間処理でごみから資源化」の割合が多く、「資源ごみ収集や拠点回収による資源化」の割合が低いことが特徴です。



資料：多摩地域ごみ実態調査

図-リサイクル率の推移

④ごみの中間処理

本市のごみの焼却処理は、府中市・調布市・小金井市で構成される二枚橋衛生組合の焼却場（昭和 33 年稼働）で行われてきました。また、平成 10 年からは、クリーンセンター多摩川の稼働に伴い、甲州街道以北の地域は二枚橋衛生組合、以南の地域はクリーンセンター多摩川の焼却場で処理を行うようになりました。第 1 次府中市環境基本計画策定以降、平成 19 年 3 月に二枚橋衛生組合の焼却場は老朽化に伴い完全停止し、平成 19 年 4 月からは、本市全域のごみの焼却処理はクリーンセンター多摩川の焼却場で行われています。

燃やさないごみや粗大ごみの処理は、昭和 56 年稼働の本市の府中市クリーンセンターで行われてきましたが、資源の選別機能が順次増強され、平成 18 年には、府中市クリーンセンターの老朽化に加え、プラスチックの分別収集に対応するため、府中市リサイクルプラザが新たに稼働しています。

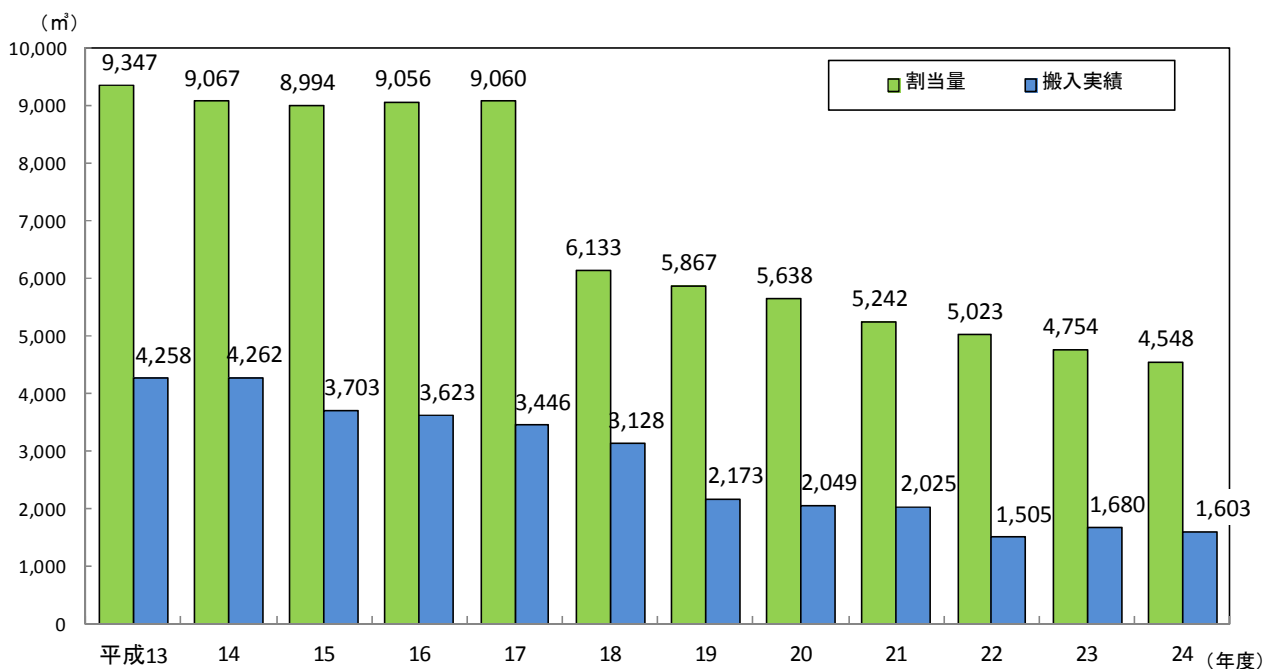
なお、府中市リサイクルプラザの不燃残さについては、最終処分場の延命化に貢献するため、埋立処分を行わず、民間施設にて資源化しています。

⑤ごみの最終処分

本市を含めた多摩地域 25 市 1 町のごみは、昭和 55 年に設立された東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の谷戸沢処分場（昭和 59 年～）や二ツ塚処分場（平成 10 年～）で埋立処分を行ってきました。二ツ塚処分場では、埋立量を減らし焼却灰の有効利用を図るために、第 1 次府中市環境基本計画策定以降、平成 18 年 4 月からは、焼却灰をセメントとして再利用するエコセメント事業が始まりました。

本市については、不燃残さの搬入は行っていないため、埋立処分量はゼロとなっています。

なお、当該組合は、平成 18 年 4 月に「東京たま広域資源循環組合」に名称を変更しています。



資料：府中の環境

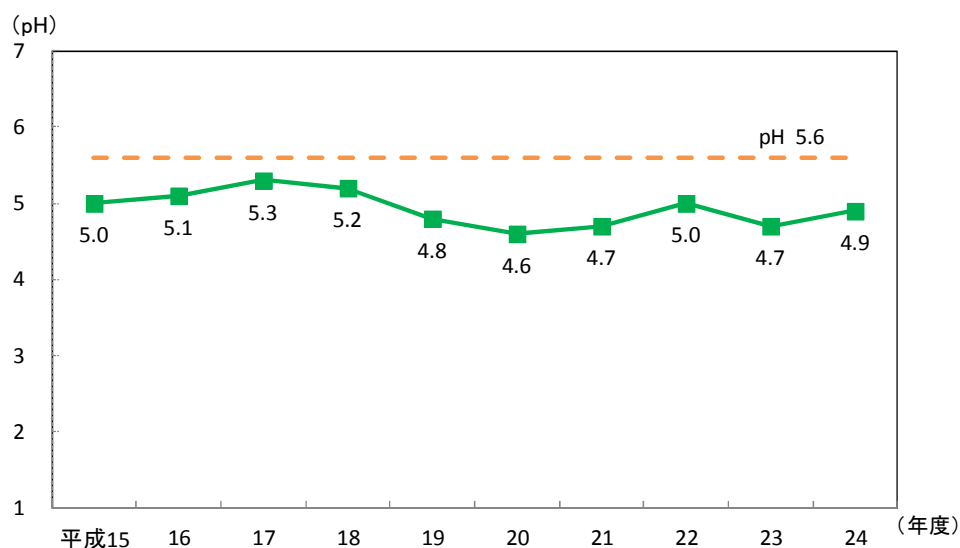
図-最終処分場搬入状況の推移

(3) 酸性雨

雨には大気中の二酸化炭素が溶け込むため、汚染されていない状態でもpHは5.6程度となっています(純水は中性pH7.0)。そのため、酸性雨は、大気汚染物質が原因でpH5.6以下となる雨を言います。主な大気汚染物質である窒素酸化物と硫黄酸化物は、水に溶けるとそれぞれ強い酸性を示すため、このような物質が雨に溶け込むと酸性になります。

また、酸性雨は、空気が汚れたところだけに降るわけではなく、風に乗って遠くまで運ばれ、広い地域に降り注ぐため、世界各地で発生している地球環境問題の一つです。

本市では、平成3年度に酸性雨自動測定機を市立教育センターに設置し、平成4年度から通年で観測しています。平成24年度の測定結果は平均pH4.9で、第1次府中市環境基本計画策定以降も、依然として酸性雨が観測されています。



資料：府中の環境

図-酸性雨調査結果の推移

6 環境教育・学習・エコライフに係る現状

(1) 環境教育・学習

現在の環境問題は、生産や流通などの活動が原因とされる産業型公害に加え、地球温暖化などに見られるように、市民の日常生活も原因となっています。したがって、私たち一人ひとりが環境に対する理解を深め、生活のなかで取り組んでいくことが重要となります。本市では、市民の方々に環境への意識を高めていただくために、環境学習事業を実施しています。

① 府中水辺の楽校事業

子どもたちに多摩川などの水辺を活用した自然環境学習、体験活動及び自然環境の啓発活動を行うため、大丸堰周辺の多摩川河川敷において、自然体験プログラムの実施や小学校の総合的学習の時間での自然環境学習に実行委員が協力しています。

②市民ボランティア調査

市民の方々の協力により、湧水調査、多摩川の野鳥観察・調査、植物観察・調査、小川の生き物調査などの環境調査を実施することで、より多くの方が環境に興味を持つきっかけづくりの場を提供し、さらには、フィールドワークを通して市民ボランティアを育成しています。また、得られたデータは、市の環境施策に活用するための基礎データとして記録しています。

③市民による酸性雨調査

本市では、平成2年度から、市民の方々の協力により、酸性雨の簡易測定を実施しており、その際には、測定結果だけでなく、独自の実験や研究結果なども寄せられています。また、平成4年度からは、東京農工大学と連携して酸性雨調査や講座を実施しています。酸性雨の測定を通して、大気汚染、さらには、地球環境問題を身近に考える場とするとともに、データを記録し、自動測定機では得られない市内全体の状況を把握しています。

④府中かんきょう塾

平成13年にエコ・リーダー養成講座としてスタートした府中かんきょう塾は、講座修了生との協働で企画・運営した講座を実施しています。平成24年度は、全8回の連続講座のほか、単発の講座も2回実施し、講座参加者数は延べ194人でした。なお、平成25年度からは、府中市環境保全活動センターの事業として実施しています。

⑤郷土の森博物館での環境学習・活動

府中市郷土の森博物館では、開館当時から自然環境を学ぶ活動として、「こめっこクラブ」、「自然観察会」、「多摩川ふれあい教室」などが実施されています。

⑥校庭の芝生化

市では、市内の学校において、東京都と協力して、ヒートアイランド対策、緑化対策に加え、子どもたちへの教育効果や地域コミュニケーションの形成を促すために、公立学校の校庭の芝生化を推進しており、平成21年度から平成25年度までに8校の校庭の芝生化が完了します。

表-府中市の学校における芝生化の状況

年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
整備対象の学校	二小	白糸台小	一小	若松小 (第2校庭)	十小
	五小		八小	四谷小	
実施校数	2校	1校	2校	2校	1校
実施校累計数	2校	3校	5校	7校	8校

(2) 府中市環境保全活動センター

府中市環境保全活動センターの設置等については、平成15年に策定された第1次府中市環境基本計画に初めて明記されたほか、平成18年3月には、第1次府中市環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政が相互に意見交換し、環境基本計画の進捗状況や計画を推進するための方策について検討するため、「府中市環境推進協議会」が設置されました。当該協議会では、このな

かで、市民・事業者・行政が、環境基本計画及び環境行動指針を推進するとともに、各主体が環境基本計画を実践するために、環境活動の場を設置する必要があるとして、平成 20 年 3 月に、市長へ「環境保全活動の支援センターのあり方について」提言しました。

また、平成 23 年 3 月に策定された府中市地球温暖化対策地域推進計画のなかでも、個別施策等、各般にわたりセンターの役割が期待されていました。

平成 23 年度は、予算に書庫、書籍購入費等のセンター関係経費を初めて計上するとともに、設置スペースとして府中駅北第 2 庁舎 7 階に約 20 m²の事務室を確保しました。また、開設に向け、センターの管理運営規則案及び運営委員会に関する要綱案等を協議するため、「府中市環境保全活動センター開設準備に関する懇談会」を設置しました。その後、センターの設置目的を、「環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援するもの」と規則で定めるとともに、当該懇談会を引き継ぐ形でセンターの運営の中核として、「府中市環境保全活動センター運営委員会」を設置しました。また、併せて、事業の実施に当たりご協力いただくサポーター登録制度を設けました。

このような経過を踏み、平成 23 年 12 月 1 日にセンターを開設し、運営委員会を適宜開催するなかで、センターの機能を 6 事項 63 項目にするとともに、リーフレットの作成、「かんきょう活動センターだより」を発刊しました。なお、サポーターは、平成 24 年度末現在、個人登録 62 名、団体登録は 11 団体となっています。

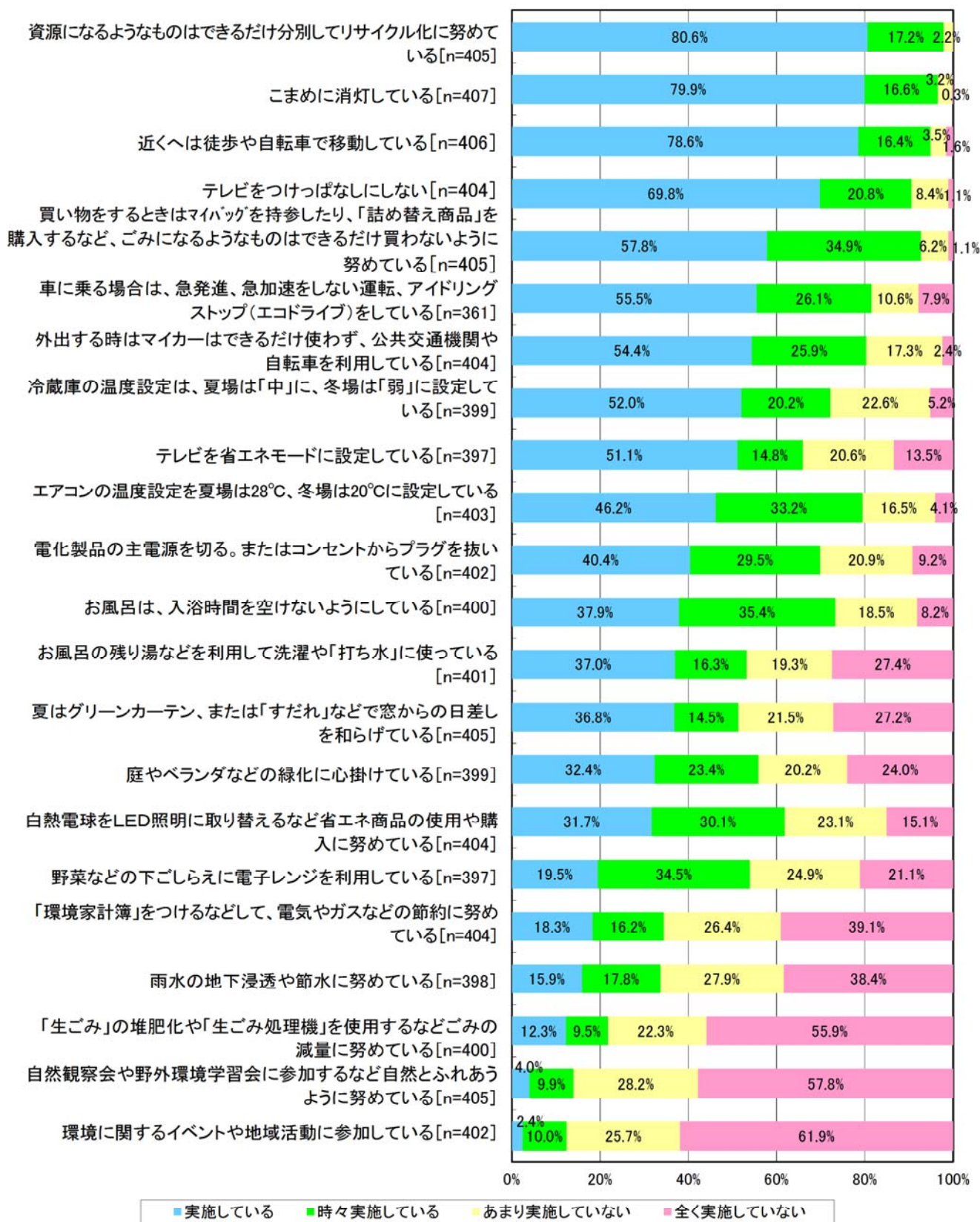
このように、センターシステムがおおむね整備されたことにより、サポーターの協力を得るなかで、市民、事業者及び各種団体が行う環境保全活動に積極的に支援、関与するとともに、センター独自の各種環境イベント等を企画、実施することにより、環境問題に対する普及啓発を図り、府中市環境基本計画にある理念を実践しています。

（3）市民のエコライフの実践状況

平成 24 年 12 月に市民 1,500 人を対象（回収数 411 票、回収率 27.4%）にしたエコライフ（環境に配慮した生活）の実践状況に関するアンケートを実施しました。

その結果を見ると、日頃心掛けているエコライフについて、「実施している」との回答が多い行動としては、「資源になるようなものはできるだけ分別してリサイクル化に努めている（80.6%）」が最も多く、次いで、「こまめに消灯している（79.9%）」、「近くへは徒歩や自転車で移動している（78.6%）」となっています。また、「実践している」と「時々実践している」の回答を合わせた場合に多い行動としては、「資源になるようなものはできるだけ分別してリサイクル化に努めている（97.8%）」が最も多く、次いで、「こまめに消灯している（96.5%）」、「近くへは徒歩や自転車で移動している（95.0%）」、「買い物をする時はマイバッグを持参したり、「詰め替え商品」を購入するなど、ごみになるようなものはできるだけ買わないように努めている（92.7%）」、「テレビをつけっぱなしにしない（90.6%）」となっています。

日頃心掛けているエコライフ(環境に配慮した生活)の行動(単回答)



資料：府中市環境基本計画策定市民アンケート調査報告書

図-市民のエコライフの実践状況

第3章 府中市の環境課題

1 自然環境に係る課題

私たちは自然界の一員として自然生態系のなかで生活し、自然の恩恵を受けて生きています。そして、四季の変化に順応し、自然と共生してきました。

市内には、多摩川や浅間山、崖線、けやき並木などの緑豊かな自然環境が存在し、様々な動植物が生息・生育していますが、それらは開発などにより減少しつつあります。また、近年、都市化が進み、自然とふれあえる場が減ったことにより、次世代を担う子どもの成長や私たちの心身の健やかなはぐくみなどへの影響が懸念されています。

私たちの暮らしは、身近にある自然や様々な生き物が生息・生育するなかで、それらがもたらす様々な恵みを受けることによって成り立ってきましたが、近年、開発等の人間活動による生態系の破壊や生物種の減少、社会構造の変化に伴う里地里山等に対する人間による働き掛けの縮小、人為的に持ち込まれた外来種による生態系のかく乱が進行しており、豊かであるはずの自然が失われつつあります。

市民アンケートによれば、本市の身近な環境について、多くの市民が肯定的な印象を持っており、その理由としては、緑が多い、自然を身近に感じるという回答や公園が多いとの回答が多く、本市に残された自然や緑が豊富であると感じている市民が多いことが分かりました。

また、平成20年6月に生物多様性基本法が制定されたことに伴い、地方公共団体についても、同法の基本原則にのっとった施策の実施等が責務とされたほか、生物多様性地域戦略の策定が努力義務とされたため、本市においても、同法を念頭に置いた取組を推進していく必要があります。

これらのことから、自然環境や生態系の現状を把握し、生き物の生息・生育空間となる身近な緑地や水辺等を保全する活動、絶滅のおそれのある種の保護及び生態系をかく乱するおそれのある外来種の駆除など、地域の特性に応じた生物多様性を保全するとともに、市民の生活において潤いを与える本市の豊かな自然を次世代に残していくために、良好な自然環境の保護・回復に取り組む必要があります。

2 生活環境に係る課題

自動車公害、水質汚濁、騒音や振動などの都市・生活型公害が顕在化しています。

市民アンケートによれば、本市の環境について、快適な環境ではないと考えている市民は少ないものの、騒音・振動等について、気になる、交通問題に不安を感じているとの回答も寄せられており、近隣騒音などの問題や交通問題などの生活環境の改善が求められています。

都市における生活者のマナーやモラルの向上、公共交通機関や自転車・徒歩などへの交通手段の転換や、低公害自動車の普及など、誰もが健康で快適に生活ができる環境づくりが必要です。

多摩川については、家庭排水対策などによる水質改善や雨水の地下浸透対策などにより水量を確保していくことが必要です。また、工場などの事業所に起因する従来からの産業型公害については、引き続き、適切な指導、防止対策を推進していくことが必要です。

水質調査や騒音調査、大気調査などを継続的に実施し、国等が定める基準値を継続的に維持するように努めるとともに、公害問題に関しては、苦情に対する内容が複雑かつ多様化していることや、地域間でのつながりも希薄化しているために即解決に至ることが難しいケースがあります。

が、国、都、近隣市など関係機関とのさらなる連携を図り、複雑化した公害問題にも迅速に対応する必要があります。

さらに、市民が不安に感じているダイオキシン類などの有害化学物質による汚染については、測定・調査を充実するとともに、必要な情報を収集・提供し、使用に当たっての注意喚起をすることが必要です。また、東日本大震災の発生に伴い、新たに放射性物質の問題への対応が課題となっています。

3 都市・文化環境に係る課題

「潤い」と「ゆとり」は、快適な生活を送る上で重要な要素となっています。市内には多摩川や浅間山、崖線などの比較的良好な自然環境があるほか、奈良時代から平安時代にかけて武蔵国の国府が置かれ、現在でも、大國魂神社や馬場大門のケヤキ並木など、歴史的な景観が残されています。

本市では、美しい風格のある府中らしい良好な景観をつくるため、景観法による景観行政団体として「府中市景観条例」の制定や「府中市景観計画」を策定し、けやき並木や浅間山、多摩川などの緑豊かな景観の保全とともに、歴史と文化を感じる景観づくりを誘導してきました。一定規模以上の建築物の建築等の際には、地域の環境や景観の特性との調和に配慮し、よりよい環境とまち並み景観に貢献することが望まれます。

住宅地域では、通過する多数の自動車による騒音や振動、安全面の問題、ごみの散乱といった諸問題が発生しています。また、駅周辺などの放置自転車や屋外広告物などにより、良好な景観が阻害される例があります。良好な景観に好印象を与える屋外広告物の誘導を行うとともに、まちなかの美化については、市内全域でごみ、たばこのポイ捨てなどを禁止行為とし、市内5駅周辺に環境美化推進地区を定めて重点的に施策を展開しています。さらに、環境美化推進地区の道路を喫煙禁止路線とし、路上喫煙を禁止しています。このほか、各種啓発活動などを行い、環境美化に対する市民意識の高揚とまちの環境美化に努めていますが、まちの美観を損ねるたばこや空き缶のポイ捨ての改善は図られていません。

これらのことから、快適なまちを目指して、本市を特徴付ける歴史的遺産や文化財を保全・活用し、本市の魅力的な環境を次の世代へ継承するとともに、一人ひとりのごみに対する意識の向上などによって、秩序ある文化的なまち並みを保全することが必要です。

公園については、水と緑のネットワークの形成を基本的な考え方とした整備を進めるとともに、災害時や地域活動などに多角的に活用できるようにするため、機能の充実を図る必要があり、誰もが親しむことができる公園とするため、市民や事業者とともに公園づくりに取り組む必要があります。

4 低炭素型・循環型社会の構築に係る課題

地球温暖化、廃棄物の増加や天然資源の浪費に伴う枯渇化、生物多様性の損失などといった、地球規模の環境問題が生じています。我が国のみならず、世界の各国と協力し、これらの問題の解決に向けて取り組む必要があります。そのために、省エネルギー化や自然エネルギーの利用、廃棄物の抑制や製品の再利用・リサイクル、生態系の保護などに努め、持続可能な社会づくりに取り組むことが求められます。

また、リサイクルや省資源・省エネルギーに関する市民意識は高まりつつありますが、資源・

エネルギーを大量消費するライフスタイルが一般的であり、地球温暖化など地球環境にも影響を及ぼしています。このため、市内での身近な環境保全の取組から、ひいては地域、国を越えた地球全体の環境を保全するため、市民や事業者の一人ひとりによる自発的な行動が求められ、ライフスタイルの転換や意識の改革が急務となっています。

さらに、東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故を背景に、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入等による、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが求められています。

市民アンケートによると、環境に配慮した行動の実践状況として、省エネルギー機器の設置意思については、太陽光発電やクリーンエネルギー自動車（電気自動車・ハイブリッドカー等）、高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ等）について将来導入の可能性が期待できる結果となっており、これは、平成22年6月に実施された府中市地球温暖化対策地域推進計画策定のためのアンケート調査における同質問に対する結果が20%前後だったことと比較し、各々の機器を利用したいという意向が、小型風力発電を除き、おおむね40%～50%前後という増加傾向を示す結果となっています。前回調査から約2年しか経っていないなかでの再調査結果において、これだけの増加傾向を示したのは、東日本大震災に端を発する福島第一原子力発電所の事故、その後のエネルギー需給の問題等を経験し、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用等に対する市民の関心が高まってきていることが要因であると推測されます。

このことから、震災後のエネルギー需給の変化及び市民のエネルギー・地球温暖化に関する意識高揚等を踏まえ、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化を促進し、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

5 環境パートナーシップに係る課題

地球温暖化や生態系の破壊などの地球環境問題の解決には、市民や民間団体、事業者、教育研究機関、行政などが、地域や国を越えて環境保全に対して取り組む、相互の協働関係を構築することが必要です。また、大気汚染、多摩川の水質汚濁やごみなども、一つの自治体だけで解決することは難しく、広域的な観点から、近隣自治体や関係機関などとの連携や問題解決に向けた共通認識が必要です。

本市では、環境啓発イベントや環境学習講座の実施、省エネルギーの推進など、様々な環境活動を行っていますが、市民や事業者に十分に浸透できていないのが現状です。

これらのことから、環境情報の収集・提供や環境学習を推進するとともに、自発的な環境保全活動を支援します。また、各主体間の情報交換や連携を促進し、地域での取組や広域的な行政間の連携を推進していく必要があります。

また、市民アンケートによると、「環境づくりへの参加」の意向については、活動内容によっては参加したいとの回答が多いことから、市民が環境問題に対して興味を持って、参加しやすい仕組みや意識啓発につなげる仕掛けを講じていく必要があると考えられます。このほか、アンケート結果から、若年層の地域社会における環境活動への参加を促す方策を検討する必要があります。

さらに、環境に配慮した活動が十分浸透するよう、府中市環境保全活動センターを拠点として、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援し、広めていくことが求められています。

第4章 計画の目標と施策体系

1 望ましい環境像

本計画は、基本理念に基づき、総合的かつ計画的に各種の環境施策や行動を推進するものです。本計画では、基本理念に基づき、計画をイメージしやすく計画のキャッチフレーズとなるように、目指すべき望ましい環境像を次のように定めます。

府中市の望ましい環境像
人も自然もいきいきする環境都市・府中

全ての市民は、健康で安全かつ暮らしやすい生活を営む上で必要とされる、良好で快適な環境を享受する権利を持っているとともに、このような環境を確保し、将来の世代へ継承していく責務を有しています。

このような認識に立つことで望ましい環境像の実現を目指して、市民・事業者・行政の各主体の協働による豊かな環境の保全に努めます。また、自然との共生、環境との調和を保ちつつ、持続的発展が可能な循環型社会を築いていきます。

2 基本方針

本計画では、望ましい環境像を基本理念に基づいて達成することを目指して、次の5つの基本方針を定めます。

なお、これらの基本方針は、「地球規模で考えて、地域や足元から行動する」という考え方により推進されるものとします。

- 基本方針1 水と緑が豊かにあるまちを目指します
- 基本方針2 安全・安心に健康で暮らせるまちを目指します
- 基本方針3 文化的で快適なまちを目指します
- 基本方針4 低炭素型・循環型のまちを目指します
- 基本方針5 環境パートナーシップの育つまちを目指します

3 施策の体系

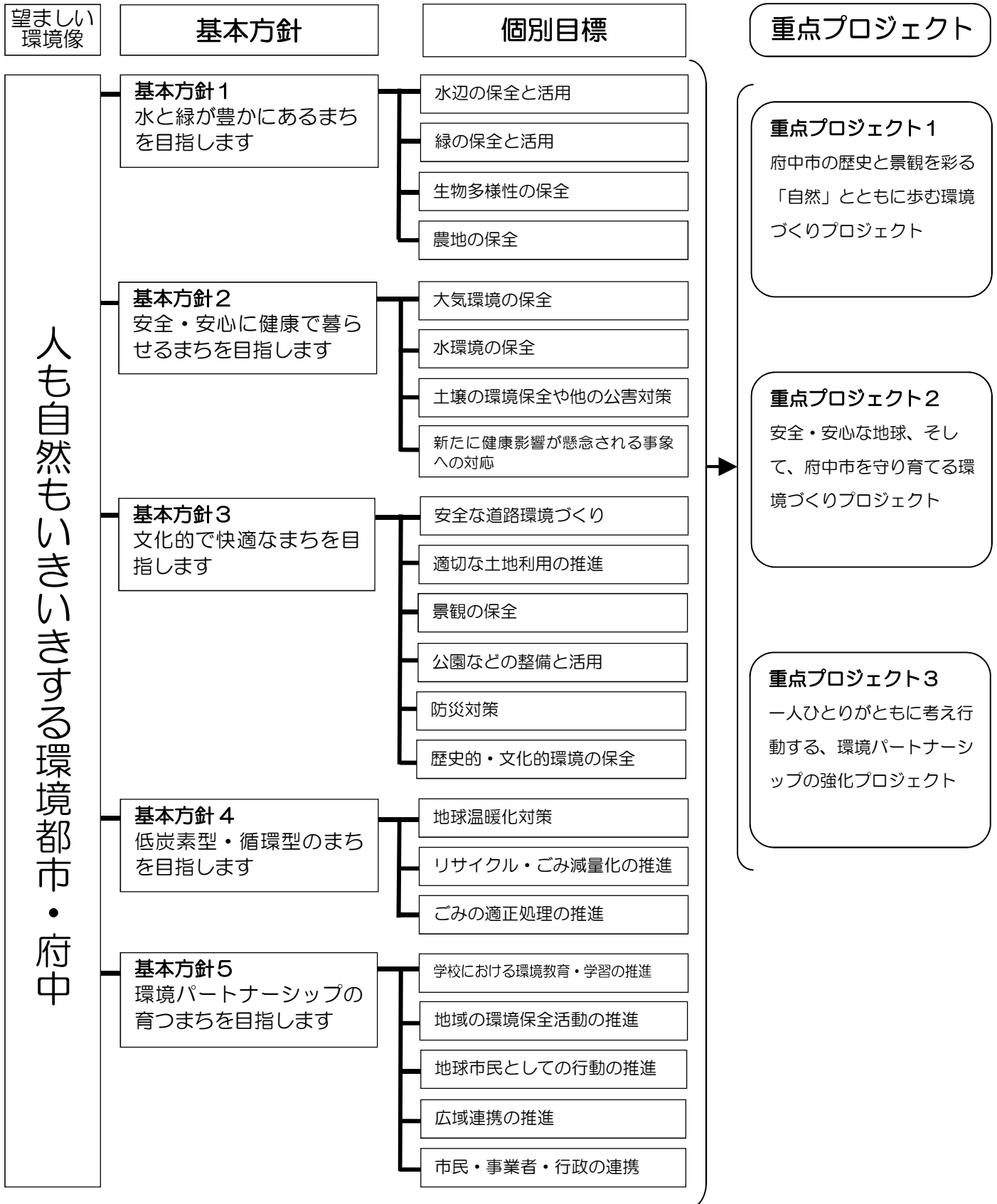
計画の施策の体系は次ページのとおりであり、5つの基本方針に基づく個別目標に向けた取組を推進していきます。

なお、第6次府中市総合計画においては、環境施策に関連する体系として次の項目が掲げられており、本計画の施策の体系については、これらとの整合を図りつつ、本計画の取組が推進しやすい体系として再整理の上、設定を行っています。

表-第6次府中市総合計画における主な環境関連施策の体系と環境基本計画の体系との関係

第6次府中市総合計画			第2次府中市環境基本計画
基本目標	基本施策	施策	個別目標
安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）	自然・生態系の保護と回復	・自然環境の保全の推進	・水辺の保全と活用 ・緑の保全と活用 ・生物多様性の保全
	緑の整備	・緑のまちづくりの推進	・水辺の保全と活用 ・緑の保全と活用 ・公園などの整備と活用
	生活環境の保全	・環境に配慮した活動の促進 ・まちの環境美化の推進 ・公害対策の推進	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・土壌の環境保全や他の公害対策 ・新たに健康影響が懸念される事象への対応 ・景観の保全 ・地球温暖化対策 ・学校における環境教育・学習の推進 ・地域の環境保全活動の推進 ・地球市民としての行動の推進 ・広域連携の推進 ・市民・事業者・行政の連携
	循環型社会の形成	・ごみ減量化・資源化の推進 ・ごみの適正処理の推進	・リサイクル・ごみ減量化の推進 ・ごみの適正処理の推進
人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）	文化・芸術活動の支援	・歴史文化遺産の保存と活用	・歴史的・文化的環境の保全
人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）	計画的なまちづくりの推進	・計画的な土地利用の推進 ・良好な開発事業の誘導 ・魅力ある景観の形成	・安全な道路環境づくり ・適切な土地利用の推進 ・景観の保全 ・防災対策
	まちの拠点整備	・けやき並木と調和したまちづくりの推進 ・公共交通の利便性の向上	・景観の保全 ・大気環境の保全 ・地球温暖化対策
	社会基盤の保全・整備	・道路等の整備	・適切な土地利用の推進 ・景観の保全 ・地球温暖化対策
	都市農業の育成	・農地の保全、府中市産農産物の流通拡大と担い手の育成 ・農業とふれあう機会の拡充	・緑の保全と活用 ・農地の保全

■ 施策の体系



第5章 環境施策と各主体の行動

基本方針1 水と緑が豊かにあるまちを目指します

(1) 施策の考え方

水と緑が豊かにあるまちをつくるためには、生き物の保全、そして、生き物の生息・生育空間となる水辺や緑を守り、育て、多様な生態系の保全に努めるとともに、水辺や緑地、公園、農地、街路樹などのまちの緑を市民生活に潤いを与える資源として活用するなど、自然と調和したまちづくりを展開していくことが必要です。

このことから、多摩川や用水路、湧水の保全や水辺とのふれあいの確保などの「水辺の保全と活用」、緑、けやき並木、農地、まちの緑化などの「緑の保全と活用」、生き物の生育空間の確保や生き物の保全など、「生態系の保全」に向けた取組を行っていきます。

なお、これらの取組は、「府中市都市計画マスタープラン」、「府中市緑の基本計画 2009」、「府中市農業振興計画」など、関連する本市の他の計画と連携を図りながら進めていきます。

(2) 市の環境施策

①水辺の保全と活用

【多摩川の保全】

- 多摩川の河川敷の緑道・遊歩道の整備を国へ要請します。
- 東京都や関係機関と連携し、多摩川の水質浄化や流水量の確保、生態系の復活に向けた取組を推進します。
- 緑道、多摩川かぜのみち等の適切な維持管理を実施します。

【用水路の保全】

- 用水路は、ふるさとも感じさせる田園風景を構成する重要な要素であることから、地域の住民の協力を得て、公園や緑道など一体となった利用のあり方を検討します。
- 用水路の活用に当たっては、まちに潤いをもたらす環境用水として位置付け、通年通水を目指し、多様な生き物が住める水辺づくり、景観の保全、親水性の向上に配慮した整備を検討します。
- 用水路等の保全と流水量の確保に向けた取組を推進します。
- 水路敷については、市民の財産という観点から、現況に配慮しながら適切に維持管理を行っていきます。

【健全な水循環の保全】

- 公共施設などを中心に雨水浸透施設や透水性舗装を導入し、雨水の地下浸透を推進します。
- 雨水浸透施設や雨水貯留装置の設置に対する助成制度を継続します。
- 湧水や用水路などのモニタリング調査を継続して実施し、水環境を保全します。
- 節水を率先して実行するとともに、市民や事業者に対する雨水利用や節水に関する情報提供、環境家計簿によるモニタリングの指導により、節水行動を支援します。

○雨水貯留施設や雨水などの雑用水利用システムを市の施設に導入するとともに、事業者に対して導入を指導します。

○学校の節水対策や雨水利用、雨水の地下浸透を推進します。

【水辺とのふれあいの確保】

○多摩川・用水路・湧水などの水辺環境や水質について、市民参加で調査するとともに、保全の啓発を行います。

○小学生とその保護者を対象に、多摩川河川敷で生き物とふれあい、水辺での遊びを通じて親子で環境を学ぶ機会を提供する、「府中水辺の楽校」の開催を継続的に支援します。

○河川敷の有効活用等による多摩川の親水空間としての維持、利用を進めます。

○市民参加による活用策、活用計画等の検討により、用水路における緑道と遊歩道の整備・充実を図ります。

②緑の保全と活用

【緑の保全】

○緑の現況調査を実施します。

○府中の名木百選に選定された名木や保存樹木に指定された樹木について、市と市民が協力して保全、維持管理する新たな仕組みを検討します。

○樹林地について、保存樹林制度や市民緑地制度等により、積極的な保全と活用を検討します。

○開発事業が行われる際には、開発事業者との協議により、既存の緑地の保全を誘導します。

○緑地の保全のため、法や条例に基づく地域制緑地の制度の活用を検討します。

○市民や事業者のグラウンドワークなどの緑地保全活動を支援します。

【けやき並木の保全】

○国の天然記念物に指定されている馬場大門のケヤキ並木を将来にわたり保護管理していきます。

○けやき並木について、市民が安心してつどい憩うことができるよう、樹木の保全と安全性の確保に配慮した、適切な維持管理を実施します。

○平成 19 年度に策定した『国指定天然記念物 馬場大門のケヤキ並木保護管理計画』を現状に即し改定します。

○けやき並木を保護するため、樹木医など専門家の協力を得て、ケヤキの健康状態を診断し、病原菌等被害対策、土壌改良材・施肥等による土壌の改良、植栽ますの段階的な除去、けやき並木周辺の透水性舗装化などに取り組みます。

○市が中心となって、所有者や隣接する商店街、自治会など、市民との協働で行うけやき並木の管理体制を構築します。

○けやき並木の歩行者専用道路化を目指します。

【まちなみ緑化】

○市の道路や公共施設の緑化を推進します。

○公園等の維持管理への市民参加を推進します。

○緑化に関する意識啓発を行い、支援の拡充を図るとともに、自然に配慮した緑化計画を推進し

ます。

○街路樹には自然に配慮した樹種を選定するとともに、その植栽方法や管理について検討します。

○市の道路における街路樹については、樹木の樹形等に配慮しせん定を行います。

○市民が公園で収集した落ち葉の量に応じて、一定量の腐葉土を得ることができる「落ち葉の銀行」制度の普及により、公園の維持管理に対する市民意識の向上を図ります。

○里道の歩道化を検討するとともに、既存の緑道などと連結し、休憩場所などがある快適な歩道のネットワーク化を推進します。

○歩道などの安全性の確保に努めるとともに、街路樹のある快適な歩道を整備します。

【学校の緑化】

○学校施設については、子どもたちが自然とふれあう機会を増やすとともに、粉じんの抑制やヒートアイランド現象の緩和などの環境対策や校庭開放による地域コミュニティ活動の促進を図るため、校庭の芝生化を進めます。

○校庭の芝生の維持管理に当たっては、学校関係者だけでなく、地域住民や事業者との協働で進める仕組みを構築します。

○屋上緑化及び適切な箇所での壁面緑化を推進します。

③生物多様性の保全

【生き物の生息空間の確保】

○「(仮称)府中市生物多様性地域戦略」の策定を検討し、自然環境の保全や野生動植物の保護、外来種対策など、地域の特性に応じた生物多様性の保全に関する実践的な取組を促進します。

○生き物の生息・生育空間である緑や水辺を確保し、多様な生態系の保全を図ります。

○用水路のビオトープ等への活用を図ります。

○緑道や遊歩道、公園や用水路などを結び、水と緑のネットワーク化を進めます。

【生き物の保全】

○生き物の生息状況及び生息環境の現状と経年変化を把握するため、市民団体やボランティア、教育・研究機関などと協力して、調査方法を検討し、定期的に生き物調査を実施します。

○市の鳥「ひばり」をはじめとする鳥や昆虫などについては、生息に適した環境づくりを進めます。

④農地の保全

○田畑などのふるさと風景を調査し、良好なものを保全地域に指定します。

○都市地域で農業が継続できるように、税制度・都市計画・農地制度などの改正について、関係機関に積極的に要請します。

○市民農園などでの環境保全型の農業に関する取組を推進するとともに、農地の保全を図ります。

○生産緑地を中心として、積極的に都市農地を保全します。

○農地の保全のため、地元農産物の利用を促進するとともに、学校給食での利用を推進します。

○地域の農村文化の継承や、農業従事者の協力による農業知識・技術の修得など、土とふれあい農業体験ができる「農」をテーマとした農業公園の整備を検討します。

○農地を将来に残していくため、人手が不足する農家を支援するための「援農ボランティア」を育成します。

○農業への理解を深めてもらうための農業体験講座を農業団体と連携して実施します。

○生産緑地の追加指定の推進や市民農園の整備などを進めます。

（３）市民の環境保全行動

①水辺の保全と活用

□多摩川・用水路・湧水などの水辺環境や水質の調査、用水路の整備に協力します。

□雨水浸透施設などを導入して、雨水の地下浸透に努めます。

□事業者や行政と協働して緑地を保全するグラウンドワークなどの取組に努めます。

□雨水貯留装置の利用や環境家計簿によるモニタリングなどにより、節水に努めます。

□多摩川清掃市民運動など、水辺の清掃活動に参加し、水辺環境の保全に協力します。

□多摩川河川敷を利用するときは、水辺や周辺を汚さないようにします。

□多摩川かぜのみち等の利用において、歩行やジョギング等の際には右側を通行するなど、安全に配慮します。

②緑の保全と活用

□緑の実態調査や公園・緑地の清掃・管理に参加するなど、緑が豊かな潤いのあるまちづくりに協力します。

□国の天然記念物で、市のシンボルでもある馬場大門のケヤキ並木やその周辺の緑の保全に協力します。

□けやき並木や「府中の名木百選」、崖線の樹林など、貴重な樹木を保護する市民団体や事業者の活動に協力します。

□希少性の高い「ムサシノキスゲ」をはじめ、様々な生き物が生息する浅間山の保全活動に協力します。また、利用する際には、自然環境を壊さないよう配慮します。

③生物多様性の保全

□市内の動植物の調査に参加するなど、生態系の保全に協力します。

□外来種についての知識を深め、むやみに採集したり、持ち帰らないようにします。

□ペットは最後まで責任を持って面倒を見ます。

□地域で自然観察会などを開催し、身近な生き物とふれあう機会をつくれます。

④農地の保全

□市民農園の利用などを通じて、有機農業など環境保全型の農業への理解に努めるとともに、農地トラストの設立と活動に協力します。

□農地の保全のため、地元農産物の利用に努めます。

□援農ボランティアに登録し、市の農業を支援することにより、府中の農地保全に協力します。

□市内の農地を残すために、営農後継者に対する育成・指導に努め、継承時には速やかな営農に従事できるよう支援・相談に努めます。

□低利用農地については、所有者の事情をしんしゃくしながら、適切な耕作状況が維持できる方

法を検討します。

（４）事業者の環境保全行動

①水辺の保全と活用

△多摩川・用水路・湧水などの水辺環境や水質の調査、用水路の整備に協力します。

△雨水浸透施設や透水性舗装などを導入して、雨水の地下浸透に努めます。

△敷地の緑地化と雨水浸透施設などによる雨水の地下浸透に努めます。

△地下工事に際しては、地下水脈の分断を防ぐ配慮に努めます。

△地下水の揚水量の削減に努めます。

△市民や行政と協働して緑地を保全するグラウンドワークなどの取組に努めます。

△雨水貯留装置や雨水などの雑用水利用システムの導入などにより、節水に努めます。

△事業活動に当たっては、周囲の水辺や自然環境への負荷を考慮し、工法、場所、時期などに配慮します。

△事業活動で生じた排水については、河川や水辺等への化学物質の流入防止に努め、適正な処理を行います。

△河川の清掃活動など、市や市民が行う環境保全活動に協力します。

②緑の保全と活用

△緑の実態調査や公園・緑地の清掃・管理に参加するなど、緑が豊かな潤いのあるまちづくりに協力します。

△馬場大門のケヤキ並木やその周辺の緑、崖線の緑、田畑などで構成されるふるさと景観の保全に努めます。

△開発事業に当たっては、対象地又は近接地が保全すべき土地（農地や樹林地など）であった場合、開発による影響を回避又は最小化する方策を検討します。

△開発事業に当たっては、農地や緑地・樹林地などへの環境負荷軽減を図ります。

△遊休地の解消を図り、有効的な利用方法を検討します。

△加工品の原材料には、なるべく地元産の農産物を使用します。

△地域で自然観察会を開催し、市民とともに自然とふれあう機会を設けます。

③生物多様性の保全

△市内の動植物の調査に参加するなど、生態系の保全に協力します。

△開発事業に当たっては、周辺の自然環境に配慮し、既存の樹木は残すなど、環境負荷の軽減に努めます。

△事業所の緑化を行う際には、できるだけ在来種を使用し、周辺の環境と調和するように努めます。

△無農薬、有機農業等の環境配慮型の農業に取り組みます。

△製品の原材料の購入に当たっては、生態系や人への影響を考慮して採用します。

△特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に定める入れない、捨てない、拡げないを守り、市内の防除活動を支援します。

④農地の保全

△有機農業など、環境保全型の農業に努めるとともに、その活動に協力します。

△農地の保全や地元農産物の利用に努めます。

基本方針2 安全・安心に健康で暮らせるまちを目指します

(1) 施策の考え方

安全・安心に健康で暮らせるまちをつくるためには、日常生活や事業活動に伴い発生する公害などを未然に防止し、きれいな空気や水、土、静かで快適な空間の下で生活できるようにする必要があります。

このことから、自動車の排出ガスや工場などの事業所の排出ガスによる大気汚染、悪臭の防止などの「大気環境の保全」、水質や地下水の汚染などの「水環境の保全」、土壌や騒音・振動、地盤沈下などの「土壌の環境保全や他の公害対策」、ダイオキシン類、アスベスト、PCB、放射性物質、光害などの「新たに健康影響が懸念される事象への対応」に向けた取組を行っていきます。

(2) 市の環境施策

①大気環境の保全

【自動車の排出ガスによる大気汚染の防止】

○微小粒子状物質（PM2.5）を含む大気汚染状況を継続的に監視するとともに、測定地点を検討し、環境基準の達成を目指します。

○微小粒子状物質（PM2.5）や黄砂など、新たな大気汚染に係る問題について、情報の収集と速やかな対応に努めます。

○自動車の排出ガス規制やディーゼル車の規制などを、東京都と連携して推進します。

○公共交通機関や自転車、徒歩への交通手段の転換、ノーカーデーの実施、アイドリングストップを、市民や事業者呼びかけます。

○市への低公害車の導入と、市民や事業者に対する導入の普及啓発に努めます。

○公共交通機関の改善や自動車交通量の抑制のためのTDM（交通需要マネジメント）などについて、東京都と連携して検討するとともに、関係機関に要請します。

○自動車交通量の多い幹線道路を中心に、沿道の緑地帯などの整備を、東京都などに要請します。

○自動車通勤の自粛と自動車の使用抑制に努めます。

【工場などの事業所の排出ガスによる大気汚染の防止】

○事業所に対して、東京都と連携して、大気汚染防止法などの関連法令や東京都環境確保条例に基づく指導を行うとともに、その他の法令に抵触しない範囲内で情報を公開します。

○関係機関と連携を取りながら、酸性雨の監視を継続します。

【悪臭の防止】

○事業所などに対して、悪臭防止法や東京都環境確保条例に基づく指導を行います。

○市民からの情報の収集や近隣他市との連携を図り、迅速に対応します。

②水環境の保全

【水質汚濁の防止】

- 水質汚濁防止法などの関係法令や東京都環境確保条例に基づく指導を行います。
- 水質の汚染状況を継続的に監視するとともに、調査地点の増設など調査体制を充実し、環境基準の達成を目指します。
- 多摩川へ流入する用・排水路の水質と水量の確保、大量降雨時における簡易処理水の放流対策を、近隣市町村や東京都と連携し検討します。
- 多摩川と多摩川へ流入する用・排水路の水質調査を実施し、その結果を公表します。
- 下水処理場の負荷を軽減するために、油やごみ等を下水道に流さないなど、生活排水に関する配慮事項について啓発を行います。
- 雨水浸透施設や透水性舗装、合流式下水道の改善など、雨水の地下浸透対策を推進します。
- 家庭で使用する薬剤など、有害化学物質を含む商品や薬品などの処理の仕組みを、関係機関と連携し検討します。
- 有害化学物質については、関係法令などに基づき、水質汚濁の防止などの指導を徹底します。

【地下水汚染の防止】

- 地下水の汚染状況の継続的な監視など、汚染対策を継続するとともに、東京都などと協力して汚染の調査研究を推進して、環境基準の達成を目指します。
- 市民や事業所に対して、ごみなどの適切な処理を指導します。

③土壌の環境保全や他の公害対策

【土壌汚染の防止】

- 土壌の有害化学物質による汚染状況を継続的に調査し、環境基準の達成を目指します。
- ごみなどの適切な処理と農薬などの薬剤の適切な使用を指導するとともに、法令などに基づき土壌汚染防止の指導を強化します。
- 東京都環境確保条例に基づき、有害化学物質を取り扱った事業所に対して調査・報告を指導します。
- 浄化技術に関する情報収集に努めます。

【騒音・振動の防止】

- 騒音規制法、振動規制法などの関連法令に基づき、指導を強化します。
- 騒音・振動の測定体制の拡充や情報公開に努めるとともに、騒音・振動の苦情に対する十分な対応に努めます。
- 通過車両による騒音・振動の低減を図るため、道路の改善などを東京都などに要請します。
- 幹線道路沿道の防音壁や緑地帯などの整備を東京都などに要請します。
- 警察と協力して、運転マナーの改善などに関する意識啓発に努めます。
- 暴走行為や危険走行による騒音対策について、警察へ要請します。

【地盤沈下の防止】

- 道路などの市の施設や一般住宅への雨水浸透施設などの導入により、雨水の地下浸透を推進す

るとともに、地下水のかん養のため、農地・緑地などの保全に努めます。

○崖線の緑を保全するとともに、雨水浸透に関する意識啓発と湧水量の定期的な調査に努めます。

○事業所の地下水揚水量を調査し、揚水量の多い事業所に揚水量の削減を指導します。

④新たに健康影響が懸念される事象への対応

【ダイオキシン類対策】

○ダイオキシン類対策特別措置法などの関連法令に基づき、東京都と連携し指導を徹底します。

○環境中やごみ焼却施設のダイオキシン類の濃度を東京都と連携して定期的に測定し、結果を公表します。

○ダイオキシン類などの有害化学物質による汚染を未然に防止するため、これらの情報を収集・整理・提供します。

○小規模焼却炉の使用禁止や野焼きの禁止の指導を徹底します。

【アスベスト対策】

○建築物の解体等工事に対する石綿（アスベスト）の飛散防止対策の徹底を指導します。

【PCB対策】

○市民、事業者（特に中小企業者）のPCBの保管方法や処理、使用機器の更新について、実態の把握に努めるとともに、関連法令や適切な保管の周知徹底を図ります。

○蛍光灯やトランスの交換などの際には、適切な処分を指導します。

【放射性物質対策】

○東日本大震災の影響による原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境の汚染の状況について、適正な監視及び測定を行います。

○放射性物質について、市民が正しい知識を持って冷静に行動できるよう情報提供に努めます。

○学校の校庭や公園などの空間放射線量、放射性物質測定を、当面継続して行います。

【光害対策】

○光害に関する啓発と速やかな対応に努めるなど光害対策を推進します。

○高効率な照明機器の採用や減灯・消灯など、省エネルギーにも配慮した適切な屋外照明の設置や管理を推奨します。

【その他】

○人体に影響を与えるおそれのある新たな公害問題については、情報の収集と速やかな対応に努めます。

（３）市民の環境保全行動

①大気環境の保全

□自動車の利用を控え、交通手段を公共交通機関や自転車、徒歩へ変えるとともに、ノーカーデーの実行やアイドリングの自粛など、エコドライブを心掛け、大気汚染防止の意識の向上とその

実践に努めます。

□自家用車の買換えや新規購入時には、低燃費やハイブリッド自動車、電気自動車など、環境配慮型の車を選択します。

□市の大気汚染調査に協力するとともに、市民間の情報交換に努めます。

□市の酸性雨調査に参加し、酸性雨の状況把握に努めます。

□近隣住民や市と連携し、日常生活からの悪臭の発生防止に努めます。

□有害化学物質や悪臭の発生源となり、近隣住民の迷惑ともなる野焼きは行いません。

□DIYなどを行う際は、塗料やシンナーなどの臭気や作業時の騒音など、近隣の迷惑とならないよう十分に配慮します。

②水環境の保全

□多摩川の水質や生物などに関心を持ち、多摩川などの水質調査や河川周辺の清掃美化運動に協力します。

□環境負荷の少ない洗剤を使用するなど、環境への負荷をできるだけ小さくするように努めます。

□地下水のかん養に関する自己啓発に努めます。

□雨水浸透施設の設置などにより、雨水の地下浸透に努めます。

□有害化学物質について自己啓発に努めるとともに、家庭で使用する農薬などの有害化学物質を含む商品や薬品は、なるべく使わないように努めます。

□ごみなどの処理を適切に行い、地下水汚染の未然防止に努めます。

□蛇口には節水コマを取り付ける、お風呂の残り湯は洗濯物に使う、シャワーを流しっぱなしにしないなど、日頃から節水に努めます。

□油や調味料、調理くずを排水口に流さないようにします。

□庭や家の周りなどはなるべく舗装せず、土や芝生、緑地などを設けて、雨水の浸透を促します。

③土壌の環境保全や他の公害対策

□土壌汚染に関する自己啓発に努めます。

□家庭で使用する農薬などの薬剤の使用やごみの処理を適切に行い、土壌汚染の未然防止に努めます。

□騒音・振動に関する調査などに協力します。

□騒音・振動の発生に配慮した自動車の運転に努めます。

□低騒音型の家庭電器製品の購入など、生活騒音に関して近隣への工夫と配慮に努めます。

□空き地などの私有地への不法投棄を未然に防止するため、定期的にパトロールや草刈りなど、日頃から適正な管理に努めます。

□エアコンの室外機は、騒音・振動に配慮し、壁から離す、ブロックを敷くなどの対策を行うとともに、設置場所を考慮します。

□家庭菜園やガーデニングを行う際には、肥料などのにおいが近隣の迷惑とならないよう配慮します。

④新たに健康影響が懸念される事象への対応

□ダイオキシン類に関する自己啓発に努め、ごみの減量、小規模焼却炉の使用禁止、野焼きの禁

止など、ダイオキシン類の発生防止に努めます。

□PCBに関する意識啓発に努めます。

□PCB使用の蛍光灯などでまだ使用中・保管中の機器の処分に際しては、市の指導などにより適切な処分に努めます。

□放射性物質に対する正しい知識を得るようにします。

□光害に関する自己啓発に努めます。

□日常生活における過度な照明の自粛に努めます。

□買い物の際には、有害化学物質などを確認し、環境への影響が少ない商品を選びます。

□大気中の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が環境基準を超過しているときは、長時間の外出や屋外での激しい運動を控えます。

（４）事業者の環境保全行動

①大気環境の保全

△低公害車の導入や基準外のディーゼル車の利用の自粛、物流システムや自動車利用の合理化に努めます。

△自動車通勤を控えるように努めます。

△ノーカーデーの実行やアイドリングの自粛、定期的な点検など、環境への負荷が少ない自動車利用に努めます。

△大気汚染に係る測定結果について、可能な範囲で情報公開に努めます。

△悪臭の測定結果について、可能な範囲で情報公開に努めます。

△脱臭装置の設置などにより、悪臭の防止に努めます。

△解体工事に当たっては、関係法令に基づき、アスベストの飛散防止に取り組みます。

△混雑区間や時間帯の回避、輸送ルートの見直しなどを行い、物流の効率化を図ります。

△従業員に対し、エコドライブの周知・徹底を図ります。

△都市ガス等、環境負荷の少ないエネルギーを購入するように努めます。

△大気汚染対策として、大気汚染物質の測定・調査分析を行います。

△有害化学物質や悪臭の発生源となり、近隣住民の迷惑ともなる野焼きは行いません。

②水環境の保全

△水質汚濁については関係法令などに基づき、さらに環境への負荷の低減に努めます。

△有害化学物質については、関係法令などに基づき、その発生抑制に努めるとともに、届出や報告、情報公開などに努めます。

△事業所の生活雑排水についても、環境への負荷の低減に努めます。

△雨水浸透施設や透水性舗装の導入など、雨水の地下浸透に努めます。

△関係法令などに基づき、適切なおみ処理や農薬などの使用により、地下水汚染の未然防止に努めます。

△地下水の水質の調査結果について、可能な範囲での情報公開などに努めます。

△河川の整備に当たっては、動植物の生息・生育環境の維持、保全に努めます。

△事業活動において、土砂や濁水の流出防止に努めます。

③土壌の環境保全や他の公害対策

△東京都環境確保条例に基づき、有害化学物質を取り扱った事業所は調査・報告を徹底し、土壌汚染の未然防止に努めます。

△適切なごみ処理を行うことで、土壌汚染の未然防止に努めます。

△事業所内の汚染状況の調査と可能な範囲での情報の公開に努めます。

△農薬などの薬剤の適切な使用に努めます。

△騒音規制法・振動規制法などの関連法令に基づく対応と自主的な規制に努めます。

△建設工事の際には、周辺への事前説明を行うとともに、可能な範囲で情報の公開や騒音・振動の発生が少ない工事・工法、機械の採用に努めます。

△苦情発生の際には、速やかな対応に努めます。

△道路防音壁の拡充や道路の継ぎ目補修の徹底に努めます。

△騒音・振動の防止に配慮した車両の運行に努めます。

△設計業者・土木建設業者は、透水性舗装の導入や雨水浸透施設の設計・施工に努めます。

△農業者は、地下水のかん養のため、農地の保全に努めます。

△事業所内での透水性舗装の導入や雨水浸透施設の設置により、雨水の地下浸透に努めます

△開発行為に当たっては、採掘後は土を埋め戻し、緑化及び植栽を施工します。

△掘削作業による地盤沈下防止のため、事前の調査・検討を十分に行います。

④新たに健康影響が懸念される事象への対応

△ダイオキシン類に関する情報収集に努めます。

△焼却（焼成）設備を持つ事業者は、測定調査と可能な範囲での結果の公表に努めるとともに、設備の改良などにより、排出の抑制に努めます。

△ごみの減量や小規模焼却炉の使用禁止、野焼きの禁止など、ダイオキシン類の発生抑制に努めます。

△PCBに関する情報収集に努めます。

△関連法令に基づき、使用後のPCB使用機器の適切な保管と報告を行うとともに、適切な機器の更新と処分に努めます。

△PCBの処理技術の研究開発に努めます。

△農業者は、有機農業の推進と農薬の適切な使用に努めます。

△事業活動に伴い発生する新たに健康影響が懸念される事象について、正しい情報を提供します。

△光害に関する情報収集に努めます。

△深夜の商店街路灯、店舗のネオンなどについて、防犯面や安全面に配慮しながら可能な範囲で減灯・消灯するとともに、事業所からの過度な光漏れの防止に努めます。

△公害発生防止に向けた自主的な管理体制を検討します。

△人や環境に安全・安心な製品の設計・製造・販売に努めます。

△開発事業に当たっては、設計、建設から解体に至るまで、環境影響評価を行い、適切な対策を行います。

△地域住民・市と情報を共有し、環境リスクへの軽減を図るため、リスクコミュニケーションを行います。

基本方針3 文化的で快適なまちを目指します

(1) 施策の考え方

文化的で快適なまちのなかで市民が生活していくためには、適切に土地利用が誘導され、景観、交通、防災、公園などのあらゆる都市機能が充実したまちをつくとともに、そこで生活する市民がまちの歴史や文化にふれあえるまちを築いていく必要があります。

このことから、道路交通対策、自転車交通対策、歩行者安全対策などの「安全な道路環境づくり」、適切な土地利用の推進、土地利用誘導のための仕組みづくりなどの「適切な土地利用の推進」、魅力ある景観の形成、まちの美化対策などの「景観の保全」、「公園などの整備と活用」、「防災対策」、歴史的環境の保全・整備、文化的環境の保全・整備などの「歴史的・文化的環境の保全」に向けた取組を行っていきます。

なお、これらの取組は、「府中市都市計画マスタープラン」、「府中市緑の基本計画 2009」、「府中市インフラマネジメント計画」など、関連する本市の他の計画と連携を図りながら進めていきます。

(2) 市の環境施策

①安全な道路環境づくり

【道路交通対策】

○交通総合対策に関する市民参加の検討会を設置し、市中心部への自動車の流入抑制対策や自転車交通対策、歩行者安全対策などの交通総合対策を検討します。

○歩行者や自転車の安全な通行空間を確保するため、歩車道の段差解消を進めるとともに、通行の支障となる根や枝の一部せん定など、街路樹の適切な維持管理に努めます。

○垣根などの枝葉が道路にはみ出さないようにするなど、適切な管理について、市民への啓発に努めます。

○街路樹の根による歩車道の亀裂や陥没については、舗装の改善に努めます。

○ガス・水道工事による歩車道の亀裂や陥没については、舗装の改善に努めるとともに、掘削許可申請時に既存路面との擦り合わせを施すよう施工業者への指導に努めます。

○幹線道路から生活道路への通過車両の流入抑制を図ります。また、生活道路における歩行者、自転車の安全対策を推進します。

○商業系市街地については、周辺道路の交通混雑や歩行者の安全性を確保するため、歩行者優先の市街地形成について検討します。

○通行の妨げとなる道路上の商品陳列については、積極的な指導に努めます。

○歩行者と自転車交通の安全性を確保するために、歩行者、自転車がともに安心して利用できるよう道路の改善を促進します。

○狭あい道路については、寄付等により道路の拡幅に努めます。

○府中駅周辺の商店街などの生活道路においては、誰もが歩きやすく親しみやすいよう、バリアフリー化を図ります。

○歩行者・自転車利用者の安全確保のため、周辺の駐車場の活用などにより、けやき並木通りなど市の中心部への自動車の乗り入れの抑制を多角的に配慮しながら検討します。

○ロードプライシングの導入による市内への自動車の乗り入れ抑制を東京都に要請します。

○危険と思われるT・十字路や路側帯等については、路面カラー舗装を行い危険箇所の視覚化に努めます。

○駐車場を中心市街地外縁部に整備するパークアンドライドの導入や歩行者向けの道路ネットワーク形成などについて検討します。

○街路灯やカーブミラー等、道路の付属設備については、適切な維持に努め、故障や補修を要する箇所は迅速な対応を図ります。

【自転車交通対策】

○商店街や鉄道事業者などの事業者と協働で放置自転車対策を強化し、自転車駐車場の整備を進めます。

○自転車の走行マナーに関する啓発、PRを強化します。

○小・中学校の交通安全教育について、地域の市民ボランティアの活動を支援します。

○多摩川かぜのみちの通行ルールの徹底を図ります。

○自転車走行空間の設置について、関係機関と連携を図ります。

【歩行者安全対策】

○歩道の拡幅や歩行者部分と自転車部分の区分など歩道整備を進めます。

○歩行者、自転車がともに安心して利用できる空間を確保するため、電線類の地中化や適切な街路樹の維持管理に努めます。

○既存の緑地、緑道及び用水路を利用して、歩行者ルートとしてのネットワークを図ります。

②適切な土地利用の推進

【適切な土地利用の誘導】

○府中基地跡地留保地について、豊かな緑や、近接する芸術、文化機能の立地を活かし、自然環境が調和する、魅力ある景観形成に配慮したまちづくりを図るため、計画的な土地利用を進めます。

○浅間山周辺については、浅間山と調和したまち並みを形成し、環境や景観に配慮した快適なまちづくりを進めていくよう、適切な土地利用を誘導します。

○府中崖線の保全とともに、崖線と調和した土地利用を進めます。

【土地利用誘導のための仕組みづくり】

○府中市地域まちづくり条例に基づく、各地域の市民による自主的な団体と市の協働活動によるまちづくりを推進します。

○公園が不足している地域に、公園等の整備を進めます。

○適切な土地利用の推進のため、保存が必要な土地について、市の優先買取り制度や借上げ制度を検討します。

③景観の保全

【魅力ある景観の形成】

○景観形成の目標及び方針を実現するため、景観協定、まちづくり誘導地区地区計画などの活用

を検討します。

○「府中市景観計画」に定められている景観重要公共施設やその周辺の土地利用については、地域のまちづくり等と連携して、良好な景観の形成に配慮した整備を行います。

○市民や事業者とまちの景観について協議し、景観協定の締結を促進するなど、地域の特性を活かした景観づくりを目指します。

○市の施設の整備や民間の建築物の建設、屋外広告物の設置などに当たっては、高さ、色や形などが周囲と調和するデザインになるよう取り組むとともに、指導します。

○屋外広告物の設置の際には、景観ガイドラインに基づき、形態について協議します。

【まちの美化対策】

○ごみやたばこのポイ捨ての禁止、喫煙禁止路線の周知、喫煙のマナーアップなど、環境美化の啓発活動を引き続き実施します。

○ごみ袋の配付・回収などを通じて、自治会や事業者などの団体の自主的な清掃活動を支援します。

○環境美化推進地区の美化推進を行うことで、市民の美化意識の高揚につなげます。

○市民ボランティアによるまちの美化団体の結成などを支援し、市民参加のまちの美化活動を推進します。

○清掃車による道路清掃は、夏場の台風通過後や冬場の強風時後など、落ち葉が散乱する時期を優先して、作業に努めます。

④公園などの整備と活用

○市民参加による管理、運営が行えるような公園整備と仕組みづくりを進めます。

○都立公園の整備、機能の拡充について、東京都へ要請します。

○施設に応じた府中市公共工事に係る環境配慮指針により、市の施設の整備を推進します。

○市民の環境保全活動のため、市の施設の利用を推進します。

○新たな公園を整備する際には、地域住民の意見を取り入れ、特色ある公園整備を進めます。

○公園の特性に応じて、市民との協働による管理、運営の仕組み（ボランティア制度）づくりを進めます。

⑤防災対策

○公園・緑地の拡充や農地の保全など、オープンスペースを確保し、防災機能の強化を図ります。

○狭あい道路・行き止まり道路の解消と都市施設の総合的な整備、木造密集市街地の解消など、市街地の再構築を図ります。

○自分の命は自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本とした地域防災力の向上を目指し、防災コミュニティづくりを推進します。

○防災対策の基盤となる地域コミュニティの活性化のため、市民の自主活動や交流の機会の拡充を図ります。

○資料提供や人材派遣などの支援を行うほか、防災とまちづくりに関するセミナーやワークショップ、まちづくりリーダーの養成講座などを開催します。

○災害に強いまちづくりのため、オープンスペースや緑地の確保を行うとともに、道路の整備や

袋小路の発生防止に努めます。

○橋りょうについては、点検による修繕箇所の早期発見などにより、予防保全の管理を行います。

○道路によって分断された地域間の交流を深めるためにも行き来ができるよう歩行者や自転車利用者の多い箇所には、通行量に配慮しながら、横断歩道の設置を関係機関に働き掛けます。

⑥歴史的・文化的環境の保全

【歴史的環境の保全・整備】

○地元市民との協働により、にぎわいのある地域づくりの場として、歴史文化遺産の活用を進めます。

○国史跡武蔵国府御殿地地区は、「歴史と伝統あるまち・府中」を代表する場所であることから、貴重な財産である史跡の復元を行いながら、にぎわいと魅力あるまちづくりに資するため、市民等と協働でその保存、整備を進め、新たな観光資源として活用を図ります。

○駅前に歴史的建造物や史跡、文化財の案内板を設置するとともに、市ホームページに歴史・文化のページを設けるなど、各種メディアを通じて、市民や観光客の利便向上とPRに努めます。

○史跡などの案内板の設置や見直しを行うとともに、国・東京都などの史跡については、その管理者に同様の対応を要請します。

○国史跡武蔵国府跡（国衙地区・御殿地地区）については、大國魂神社をはじめとする史跡指定地内外の各種歴史文化遺産と連携しながら、総合的な保存と活用を進めます。

○保存整備を実施した「旧陸軍調布飛行場白糸台掩体壕」については、近隣市と連携しながら活用を進めます。

○市民向けに市の歴史読本を発行するとともに、歴史講座を開講し、市の歴史と文化の普及・啓発に努めます。

○市内の歴史散策コースを整備し、学校教育などでの活用を支援します。

○郷土の森博物館の利用拡大のため、バスの増便を要請するとともに、催物・展示品のPRを行います。

○歴史的建造物や史跡・文化財を保全します。

○史跡などを案内し解説する市民ボランティアの活動を支援します。

【文化的環境の保全・整備】

○各種文化遺産の普及・紹介活動を行う市民主体のボランティア団体の育成に努めます。

○地域の文化活動を通じた交流を盛んにすることで、住民相互の連携をより強め、元気で活力のある地域社会の創造を目指します。

○様々な文化活動の拠点となる市内の文化施設や公共スペースを、あらゆる人にとって安全で使いやすい状態に整備するように努めます。

○市民が自ら立ち上げ、企画・運営に参画し、主体的に取り組んでいる文化事業や催しについて、今後とも継続的に支援できるように努めます。

（３）市民の環境保全行動

①安全な道路環境づくり

□けやき並木通りなど市中心部への自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に

努めます。

□自動車の運転時には、運転マナーの厳守などにより、近隣住民に迷惑が掛からないように努めます。

□自転車を利用するときは、安全な走行を心掛け、路上などに放置せず、自転車駐車場に正しく駐車します。

□歩行者などの安全に配慮した自転車利用に努めます。

□地域の市民ボランティアによる小・中学校の交通安全教育に協力します。

□道路に垣根の枝葉がはみ出さないように、適切なせん定等を行います。

□台風時等において自宅前の側溝脇の雨水ますにたまった落ち葉は清掃を行い、夏場に伸びた草は積極的に除草を行います。

□自宅敷地前の側溝脇には、段差プレートの設置を避けるように努めます。

②適切な土地利用の推進

□まちづくりに関する各地域の市民による自主的な団体などを通じたまちづくりの協働活動に協力します。

□まちづくりの計画や情報に関心を持ち、市や事業者と意見を交換し、まちづくりに積極的に参加します。

③景観の保全

□建築物の建築等の際には、周辺のまち並みとの調和するデザイン（形状・色彩）に努めます。

□ポイ捨てをせず、まちの美化清掃の日に道路・公園などの一斉清掃への参加に努めます。

□散歩の際のペットのふんは持ち帰ります。

□放置自転車対策や馬場大門のケヤキ並木の美化キャンペーンなど、まちの美化に協力します。

□市民ボランティアによるまちの美化団体を結成し、市民参加のまちの美化運動を盛り上げるように努めます。

□地域の文化や田畑などのふるさと風景、歴史的建造物、古いまち並みなどを保全する活動に参加・協力します。

□景観に関するシンポジウムに参加し、景観保全に関心を持つように努めます。

④公園などの整備と活用

□公園や公共用地に関する検討会や公園の管理に協力します。

□馬場大門のケヤキ並木やその周辺の緑の保全活動に参加・協力します。

□公園の動植物の調査に参加するなど、公園の自然環境の保全に協力します。

⑤防災対策

□日頃から、自治会や町会等が実施する地域活動への参加に努めます。

□地域コミュニティの活性化を図るため、ボランティア活動への参加に努めます。

□災害に強いまちづくりのため、オープンスペースや緑地の確保に協力します。

□市ホームページ等で公表しているハザードマップを確認し、万一の際に避難する場所やその道

順等について、家庭で話し合います。

□市が取り組む地域安全パトロールの活動に、積極的に協力します。

□家の周辺の側溝や雨水ますの清掃を行い、道路の冠水や浸水の防止に努めます。

⑥歴史的・文化的環境の保全

□史跡などの案内板の設置や見直し、歴史講座や図書館の整備・拡充など、歴史的・文化的環境の保全・整備に協力します。

□文化活動の企画・実施に協力します。

□史跡などの案内解説ボランティアの活動に協力します。

□歴史的建造物や史跡、文化財の保全に協力し、次世代に継承するように努めます。

□市内の文化的財産（野外彫刻、史跡、自然景観を含む。）を見て回るなど、楽しみながら郷土についての理解と愛着を深めます。

□社寺林や鎮守の森の保全に協力します。

□旧甲州街道、人見街道、国分寺街道の歴史を活用します。

□市の歴史・文化について学び、地域や家庭で話し合う機会をつくとともに、広く市外に伝えていく活動に協力します。

（４）事業者の環境保全行動

①安全な道路環境づくり

△自転車駐車場の設置・拡張に努めるとともに、歩道などに置かれた放置自転車の整理に協力します。

△自動車の利用をできるだけ控え、自転車や公共交通機関の利用に努めます。

△けやき並木通りへの自動車の乗り入れを控えるなど、市中心部への自動車の利用抑制に努めます。

△自動車の運行に当たっては、運転マナーの厳守などにより、地域住民に迷惑が掛からないように努めます。

△コミュニティバス（ちゅうバス）の運行区間では、運行への協力を行います。

△ノーカーデーの実施に協力します。

△自転車を利用するときは、安全な走行を心掛け、路上などに放置せず、自転車駐車場に正しく駐車します。

△道路に垣根の枝葉がはみ出さないように、適切なせん定等を行います。

△台風時等において事業所敷地前の側溝脇の雨水ますにたまった落ち葉は清掃を行い、夏場に伸びた草は積極的に除草を行います。

△店先の道路では商品をはみ出さないように努めます。

△事業所敷地前の側溝脇には段差プレートの設置を避けるように努めます。

②適切な土地利用の推進

△まちづくりに関する各地域の市民による自主的な団体などを通じたまちづくりの協働活動に協力します。

△事業展開に当たっては、市民生活を考慮するとともに、計画的なまちづくりに協力します。

③景観の保全

△地域の景観に関心を持ち、建築物の建設に際しては、周囲のまち並みと調和する高さやデザイン（形状・色彩）に配慮するように努めます。

△屋外広告物や自動販売機などの設置に際しては、景観の保全に努めます。

△木を植える際には、可能な範囲で武蔵野古来の樹木を選択します。

△まちの美化清掃の日の一斉清掃への参加や事業所の美化に努めます。

△不法投棄の防止や放置自転車対策、馬場大門のケヤキ並木の美化キャンペーンなど、まちの美化に努めます。

△地域の文化や田畑などのふるさと風景、歴史的建造物、古いまち並みなどを保全する活動に参加・協力します。

④公園などの整備と活用

△公園や公共用地に関する検討会や公園の管理に協力します。

△馬場大門のケヤキ並木やその周辺の緑の保全活動に参加・協力します。

△公園の動植物の調査に参加するなど、公園の自然環境の保全に協力します。

⑤防災対策

△防災訓練を実施するとともに、日頃から自治会や町会等が実施する地域活動へ参加し、地域コミュニティの活性化に協力します。

△災害に強いまちづくりのため、オープンスペースや緑地の確保に協力します。

△市ホームページ等で公表しているハザードマップを確認し、万一の際に避難する場所やその道順等について、事業所で話し合います。

△事業所周辺の側溝や雨水ますの清掃を行い、道路の冠水や浸水の防止に努めます。

⑥歴史的・文化的環境の保全

△史跡などの案内板の設置や見直し、歴史講座や図書館の整備・拡充など、歴史的・文化的環境の保全・整備に協力します。

△文化活動の企画・実施に協力します。

△歴史的建造物や史跡、文化財の保全に協力し、次世代に継承するように努めます。

△府中市景観形成推進地区の保全に協力します。

△社寺林や鎮守の森の保全に協力します。

△旧甲州街道、人見街道、国分寺街道の歴史を活用します。

基本方針4 低炭素型・循環型のまちを目指します

（1）施策の考え方

私たちの暮らしは、電気などの多くの化石燃料依存型のエネルギーの使用によって支えられています。そして、その結果として排出された二酸化炭素等の温室効果ガスによって、地球温暖化が進行している状況にあります。これらを防止するためには、市民・事業者・行政の各主体が、

地球規模のことを考えて、足元から行動し、低炭素型・循環型の社会を構築していく必要があります。

このことから、本市の特性を活かした先進的な取組、公共施設の地球温暖化対策の推進、公共交通機関、自転車等の利用の促進、公用車における温暖化対策の推進、学校のエコスクール化などの「エネルギー消費量の削減」、再生可能エネルギーの利用促進、高効率なエネルギーの利用推進などの「地球温暖化対策」が求められます。また、ごみ・リサイクルについては、市民や事業者へ3Rを推進させる取組や支援、新たな制度の検討などの「リサイクル・ごみ減量の推進」、府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化の検討、クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル、最終処分量ゼロの継続、中間処理施設等の非常事態時における相互支援、新たな資源化の調査研究などの「ごみの適正処理」に向けた取組を推進していきます。

なお、これらの取組は、「府中市地球温暖化対策地域推進計画」、「府中市一般廃棄物処理基本計画」、「府中市ごみ減量アクションプラン」など、関連する本市の他の計画と連携を図りながら進めていきます。

（２）市の環境施策

①地球温暖化対策

【市の特性を活かした先進的な取組】

- カーボンオフセットなどの地域の枠を超えた取組を推進します。
- 打ち水やライトダウンイベントなどの行動主体の枠を超えた取組を推進、支援します。

【公共施設の地球温暖化対策の推進】

- 新庁舎建設の際には、太陽光発電システムや省エネルギー機器を導入するなど、環境負荷低減に努めます。
- 公共施設に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどを積極的に導入します。
- お湯を頻繁に利用する公共施設を中心に、高効率型の給湯器の導入を推進します。
- 街路灯及び公園内の照明灯はLED化を進めます。
- 公共施設にLED照明を積極的に導入します。

【公共交通機関、自転車等の利用の促進】

- コミュニティバス（ちゅうバス）の適切な運行を補助するとともに、利用促進に向けた施策を検討します。
- 市職員の自動車利用の抑制に取り組むとともに、市民、事業者に対しても啓発を行います。特に、事業者に対しては、ノーカーデーの導入や業務における自動車利用の抑制を呼び掛ける啓発文書を送付するなど、積極的な啓発活動を実施します。
- 自転車駐車場の適切な配置の推進や、歩行者の安全を守りつつ、自転車を利用しやすい環境（広い歩道等）の整備を図りながら、積極的に自転車等の利用を促進します。
- 地域住民のニーズや市街地の変化に合わせた、路線バスやコミュニティバス（ちゅうバス）の利便性の向上を図ります。

【公用車における温暖化対策の推進】

○市民、事業者へのPRも兼ね、電気自動車の増台を検討します。また、導入・利用した結果（感想等）を市民、事業者に公表するとともに、市民、事業者が電気自動車に直接触れることができる機会を設けます。

○公用車の買換え時には、低燃費の小型車や軽車両又はハイブリッド車などを比較検討し、目的に見合った最適な公用車を選択します。また、ごみの収集運搬車両についても、継続して環境対応車の導入を進めます。

○「カーシェアリング」体制をさらに推進し、庁内全体の庁用車台数の削減に取り組みます。

【学校のエコスクール化の推進】

○公立小学校を対象に、校庭の芝生化を継続していきます。

○公立小・中学校を対象に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを建て替え及び大規模改修等の際に導入します。

○導入に当たっては、生徒の学習効果を高めるため、発電量の見える化を図ることや、太陽光発電システム等の原理・構造などを紹介した学習教材を整備します。

○公立小・中学校の校舎を対象に、施設内緑化（屋上緑化、ビオトープ整備など）や、緑のカーテンの設置を推進します。

○公立小・中学校の敷地内に、雨水の貯水タンクや貯水槽を設置し、雨水利用による省資源対策を推進します。

【エネルギー消費量の削減】

○家庭や事業所などで省エネルギーを進めるため、環境家計簿や環境保全行動プログラムなどの環境配慮事項を提示します。

○府中市職員エコ・アクションプランを実施し、市が自ら率先して省エネルギーに取り組みます。

○市の施設に省エネルギーモデル建築を整備し、「見える化」を図っていきます。

○省エネルギーに関する情報提供などを行う相談窓口を開設します。

○省エネルギーの推進のため、「エコハウス設備設置補助金制度」を、継続的かつ効果的に運用します。

○省エネルギー関係コンサルタントや市民や事業者などを対象に、省エネルギー関係の専門家の育成に努めます。

○省エネルギーの推進に関するコンクールや表彰制度などの奨励制度を検討します。

○各家庭や学校給食における地産地消を推進します。

○東京都と連携し、一定規模以上の建築物の建築確認申請時に、省エネルギー計画の提出を求め、指導します。また、一定規模以上のエネルギーを使用する事業所には、エネルギー削減計画の提出を求め、指導します。

【新エネルギーの利用促進】

○市の施設に新エネルギーモデル建築を整備し、「見える化」を図っていきます。

○新エネルギーの利用に関する情報提供などを行う相談窓口を開設します。

○新エネルギー関係コンサルタントや市民や事業者などを対象に、新エネルギー関係の専門家の

育成に努めます。

○廃熱利用などの拡充を、関係機関に働き掛けます。

○廃棄物発電、廃棄物熱利用など、新エネルギー利用の推進のため、支援措置を検討します。

○東京農工大学と連携し、バイオガスなどのローカルエネルギーの利用など、新エネルギーの利用とエネルギーの高効率な利用に関する研究を検討します。

【高効率なエネルギーの利用推進】

○市の施設にコジェネレーションシステムなどを利用したモデル施設を導入し、その効果を公開するなど、モデル施設としてPRします。

○エネルギーの高効率利用に関する情報提供を行う相談窓口を開設します。

○エネルギーの高効率利用の推進のため、「エコハウス設備設置補助金制度」を、継続的かつ効果的に運用します。

○地域熱供給計画を検討し、モデル地域を選定するなど、エネルギーの高効率な利用を推進します。

○エネルギーの高効率な利用に関するコンサルタントや市民や事業者などを対象に、エネルギーの高効率な利用に関する専門家の育成に努めます。

②リサイクル・ごみ減量化の推進

【市民へ3Rを推進させる取組】

○食材を多く買い過ぎない、食べ残しをしない、生ごみは一絞りにして水分を取るなど、自ら実践できる方法を、ごみ広報紙「府中のごみ」などを通じてPRしていきます。

○生ごみの排出抑制を推進するため、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入に対する補助制度を継続するとともに、PRを推進します。

○買い物時の取組であるマイバッグ持参運動を推進します。

○ばら売りや量り売りでの商品購入を推進するなど、容器包装材の発生抑制を促します。

○「リサちゃんショップけやき」の運営や府中環境まつりなどを通じ、リユース活動の支援を行います。

○ごみ広報紙「府中のごみ」、府中環境まつりなどのPR・啓発事業や地域ごみ対策推進員との協力により、各家庭による正しいごみの排出を働き掛けます。

○大規模集合住宅に対しては、転入時における指導の徹底、管理者・家主との連携により正しいごみの排出を働き掛けるとともに、小規模集合住宅については、地域住民とも連携して、市指導員による指導を強化します。

○ルール違反のごみは、ルール違反のシールを貼り、収集せず、市指導員が違反者に対して指導を行います。

○管理者や家主、居住者の協力により、良好な分別排出が維持されている集合住宅の取組や成果の情報提供に努めます。

○リサイクルを推進するため、集団回収を拡充します。

○店舗での回収体制を支援し、市民の店頭回収への協力を促します。

○資源ごみ等の回収回数は、必要に応じて見直しを検討します。

○アンケート調査の結果や近隣市の状況などを参考に、ごみ有料袋の必要枚数での購入を検討し

ます。

【事業者へ3Rを推進させる取組】

- マイバッグを持参しない無関心層を取り込むため、市民団体や販売店、商店街などと連携し、単にごみ減量の観点だけでなく、デザインや機能性など様々な視点からマイバッグの持参やレジ袋の削減を呼び掛けます。
- 買い物時からごみ減量の意識付けをしていく新たな取組として、マイボトル持参運動を進めます。
- マイボトルに対応した自動販売機などの設置について研究します。
- 市内の販売店と協議を行いながら、削減の取組を支援します。
- ごみ減量・リサイクルを推進する販売店などの取組や成果を公表・チェックするなどの仕組みづくりを検討します。
- 事業活動におけるごみ減量や省資源・省エネルギーなどの環境負荷を低減する取組を継続的に推進するため、環境マネジメントシステムの導入を推進します。
- 拡大生産者責任に基づき、生産・流通・販売の各段階におけるごみの発生抑制の取組や自主的な回収を促すため、国や都へ要請を行います。
- 1,000 m²以上の事業用大規模建築物には、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付け、個別指導を徹底します。
- 事業系有料袋で排出する事業者のルール違反には、市指導員による指導を徹底します。
- 許可業者による収集についても、搬入ごみ検査や市指導員による排出指導を徹底します。
- 紙類などの資源を直接問屋に持ち込む、商店街単位で古紙回収を行う取組などを促し、資源化を推進します。
- 積極的にリサイクルに取り組む事業者を紹介し、事業者の取組を喚起します。
- 食料品の容器は空間や過剰包装が多いことから、容器の改善などを関係機関に働き掛けます。

【3Rを推進するための支援】

- ごみ広報紙「府中のごみ」の発行や市ホームページを通じて、ごみに関するPR・広報の充実を図ります。
- ごみ以外の分野で発行する広報紙などを活用して、ごみに関する情報提供を行います。
- 環境学習講座やリサイクル教室の開催、児童・生徒・事業所に対する出張授業の開催など、市民、事業者と協力しながら環境教育・ごみ教育（ごみの分別など）を推進します。
- 不法投棄やポイ捨てパトロール員としての活動を検討します。

【新たな制度の検討】

- せん定した枝葉については、民間処理施設を活用して資源化を実施していますが、今後は効率的に実施できるよう、申請手続、処理方法を見直していきます。
- 本市の都市形態に合った生ごみの資源化の方法について、中長期的なプランを作成します。
- ごみ減量・リサイクルを推進するために、市民・事業者・行政が連携して、ごみ減量・リサイクルの各種施策の進捗状況をチェックしながら、具体的な協議を行う「(仮称)ごみゼロ会議」を設置します。

③ごみの適正処理の推進

【府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化検討】

○ごみ・資源を安定的に処理するため、府中市リサイクルプラザの安定操業に努めます。また、各処理工程については、処理対象物の量や質の推移を見ながら、必要に応じて効率化を検討します。

【クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル】

○ごみを安定的に処理するため、クリーンセンター多摩川の安定操業に努めるよう、構成市として働き掛けを行います。

○クリーンセンター多摩川で焼却したごみの焼却灰のスラグ化について、エネルギーコストの増大やスラグの用途などの課題について、組合のなかで検討していきます。

○スラグ化できない飛灰については、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設によりセメント化し、有効利用します。

【最終処分量ゼロの継続】

○資源分別と中間処理後の資源化による最終処分量ゼロを今後とも継続します。

○東京たま広域資源循環組合との連携・協力により、エコセメントの有効利用先の安定的な確保を図ります。

【中間処理施設等の非常事態時における相互支援】

○府中市リサイクルプラザやクリーンセンター多摩川など、本市における非常事態時や他市のごみ処理に係る非常事態時又は災害発生時には、他自治体や関係団体と相互に支援・連携し、円滑なごみ処理事業を維持できるように努めます。

【新たな資源化の調査研究】

○せん定した枝葉については、民間処理施設を活用して資源化（チップ化や炭化など）を進めます。

○市内で食の資源循環を行うため、給食残さの一部を堆肥化し、市内農家などで活用する実験を行います。

○本市の都市形態に合った生ごみの資源化の方法について、新たな技術導入の可能性も視野に置きながら、調査研究を進めます。

（３）市民の環境保全行動

①地球温暖化対策

□電気、水道、ガスなどが「有限な資源である」ことを認識し、エアコン温度の設定、シャワーの使用時間の短縮、エコドライブなどの省エネ行動を実践します。

□地産地消に配慮した食材選びを心掛けます。

□省エネナビ等の活用により、取組効果の見える化に取り組みます。

□外出時には、可能な限りバス、電車、コミュニティバスなどの公共交通機関や自転車を利用します。

- マイカーでの通勤に際しては、週1回程度の「ノーマイカーデー」を自ら設定し、マイカーの利用頻度の低下に努めます。
- 家電の買換え時又は新規購入時には、省エネラベルや販売店の表示を参考に、エネルギー効率に優れた省エネ型の家電や照明器具を積極的に選択します。
- 自動車の運転においては、エコドライブ（「ふんわりアクセル」、「加減速の少ない運転」、「早めのアクセルオフ」、「アイドリングストップ」）を心掛けます。
- 自家用車の買換え時又は新規購入時には、環境負荷の小さい低燃費自動車やハイブリッド自動車、電気自動車等を積極的に選択します。
- 冷房設備に頼らず、敷地内の緑化による緑陰の創出や、よしず・すだれ、緑のカーテンの活用、打ち水の実施など、日本古来の涼を取るための工夫を実践します。
- 住宅に太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。
- 住宅を新築又はリフォームする際には、高効率型給湯器の導入に努めます。
- 住宅を新築又はリフォームする際には、環境性能の高いエコ住宅、ゼロエミッション住宅（二酸化炭素排出量がゼロの住宅）への転換に努めます。
- 省エネルギーについて家庭で話し合ったり環境家計簿をつけるなど、省エネルギー行動の実践に努めます。
- 新築・改築の際には、省エネルギー建築の導入に努めるとともに、家庭電器製品などの買換えの際には、省エネルギー型製品の選択に努めます。
- 自宅の庭や屋上、ベランダなどの緑化に努めます。

②リサイクル・ごみ減量化の推進

- 簡易包装の商品の購入や料理方法の工夫など、ライフスタイルを見直すとともに、ごみの分別の徹底などにより、ごみの発生抑制、リサイクルに努めます。
- 生ごみ処理機の共同利用などにより、生ごみの堆肥化に努め、肥料として活用します。
- レジ袋の削減のため、マイバッグ、マイボトルの持参に努めます。
- 一層のごみ減量化に向けた新たな仕組みや施策に協力します。
- グリーン購入とリターナブル製品の使用に努めます。
- ごみの適切な排出や分別、リサイクルに努めるとともに、地域の資源回収活動に協力します。
- リサちゃんショップけやきやおもちゃの病院、リサイクルショップなどを利用するなど、リサイクルの推進に努めます。
- 環境家計簿の利用に努めます。
- レジ袋や過剰包装の辞退、食品トレイを使用しない「ばら売り」や「袋売り」の利用、詰め替え商品の購入に積極的に取り組みます。
- 食品の効率的な利用（食べ残し、野菜くず、消費期限切れ等による廃棄食品の減量）に努めるとともに、生ごみの堆肥利用などに取り組みます。
- リターナブル瓶（牛乳やビール瓶）を使用した商品の購入や、フリーマーケット等の積極的な利用に取り組みます。
- 商品の選択の際には、リサイクル製品（再生紙や廃プラスチックを利用した衣料品など）を可能な範囲で選択します。
- 自転車の買換え時又は新規購入時には、再生修理されたリサイクル自転車の購入を検討します。

- 商品を購入するときには、使用・廃棄時を考慮に入れて選択します。
- ものを長く、大切に使います。
- ごみの情報紙「府中のごみ」をよく読み、市のごみ処理の現状を理解し、ごみ減量化に取り組みます。

③ごみの適正処理の推進

- 蛍光灯、乾電池などの有害化学物質を含むごみの分別排出に努めます。
- 冷蔵庫やエアコンなどのフロン回収に協力します。
- ごみの減量化に努めます。
- 生ごみを出すときは水切りを徹底します。
- 家庭のごみや落ち葉などの野焼きをせず、分別して、決められた日に排出します。
- ごみや資源などを出すときは敷地内に置くとともに、瓶・かんなどを入れる容器が風に飛ばされないよう配慮します。

（４）事業者の環境保全行動

①地球温暖化対策

△電気、水道、ガスなどのエネルギー、コピー用紙などの消耗品が「有限な資源である」ことを認識し、小さな取組の積み重ねが地球温暖化対策に大きく貢献することを自覚して、省エネ行動を実践します。

△事業用の車両として、環境負荷の小さい環境対応車（低燃費自動車やハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車等）を積極的に選択します。特に、長距離の運送などに用いる車両はその削減効果が大いことから、優先して切り換えを進めます。

△自動車の運転においては、エコドライブ（「ふんわりアクセル」、「加減速の少ない運転」、「早めのアクセルオフ」、「アイドリングストップ」）を心掛けます。

△事業所全体の取組としてエコドライブを徹底し、ドライバーの教育等を積極的に行います。

△通勤や外出時には、可能な限りバス、電車などの公共交通機関を積極的に利用します。

△各事業所において、週1回程度ノーマイカーデーを設定するなど、従業員の取組を後押しします。

△製品や原材料の輸送等に際しては、可能な限りエネルギー効率のよい輸送方法を検討・採用します。

△省エネ・新エネ製品等の開発・生産などによる環境関連市場への参入や、環境ビジネスに取り組みます。

△市内の大規模事業所（東京都環境確保条例の指定地球温暖化対策事業所、前年度の熱及び電気の使用量が原油換算で年間 1500 kℓ以上）は、温室効果ガスの排出量を市に毎年報告します（東京都への提出資料と同様のものを市に提出）。

△大規模事業所以外の事業所についても、市のサポートを受けながら、積極的に温室効果ガス排出量の算定を行い、環境に配慮した事業活動を推進します。

△環境マネジメントシステムなどを導入し、組織的かつ体系的に取り組むとともに、取組成果などを環境報告書として取りまとめ、積極的に情報開示を進めます。

△太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。

△製造業においては、製造工程の見直しを行い、エネルギー消費量の少ない、効率的な工程を検討します。

△工場、オフィスなどに積極的に省エネ型設備（照明、冷蔵・冷凍庫、生産機器、空調施設など）を導入するとともに、エネルギーロスの少ない省エネ型建物構造への転換を図ります。

△事業所の敷地内の緑化を推進します。

△緑化の方法として、生け垣の設置や植樹及び緑のカーテンによる「緑陰の創出」、芝生化による「土地の緑被」、屋上緑化、壁面緑化等による「建物の緑被」などに取り組みます。

△省エネルギーに関する情報収集や環境教育を実施し、環境保全行動プログラムなどの環境配慮事項を実践するなど、省エネルギー対策に努めます。

△新築・改築の際には、省エネルギー建築の導入に努めるとともに、電気設備などの更新時には、省エネルギー型設備の選択に努めます。

△事業所の敷地や屋上、壁面などの緑化に努めます。

△アイドリングストップを守るとともに、ノーカーデーへの協力や自動車利用の自粛、「カーシェアリング」体制の整備、公共交通機関や自転車などの利用に努めます。

△太陽光発電や太陽熱利用などの導入に努めます。

△コジェネレーションシステムなどの導入により、エネルギーの高効率な利用に努めます。

△省エネ診断を受診し、省エネルギー・省資源の効果を点検します。

△照明やOA機器の電源管理を徹底します。

△地下水の揚水を抑えるように努めます。

△グリーン購入を推進します。

△事業所の敷地や屋上、壁面などの緑化に努めます。

②リサイクル・ごみ減量化の推進

△簡易包装やマイバッグ持参者などに対するスタンプ制度など、販売方法を工夫して、ごみの発生の抑制に努めます。

△再使用やリサイクルにより、ごみの発生が少ない製造や販売などの事業活動に努めます。

△事業所から排出される生ごみや落ち葉の堆肥化に努め、肥料として活用します。

△商店街のごみの発生抑制に努めます。

△一層のごみ削減化に向けた新たな仕組みや施策に協力します。

△製品が廃棄されるときに分別方法や資源化方法、また、グリーン購入対象製品・商品を表示し、それらの情報を提供するとともに、グリーン購入にも努めます。

△リターナブル製品、長期間の使用ができる製品、再生・再使用が可能な製品などの製造・販売・使用に努めます。

△大規模店舗などで、再使用とリサイクルの取組に努めます。

△中古品の再使用やリフォームなどの再生使用に努めます。

△商店街や大規模店舗などでの事業系ごみの減量、リサイクルの推進に努めます。

△オフィスのペーパーレス化を推進するとともに、オフィス町内会をつくり、ごみの資源化に努めます。

△事業所から出るごみは分別し、リサイクルに努めます。

△事業系ごみが家庭ごみに混入しないように努めます。

△建築物の解体工事においては、建設資材の分別を行い、リサイクルを徹底し、廃棄物の減量に努めます。

△廃棄するときに市民が分別しやすいような製品の表示に努めます。

△資源の自主回収に協力します。

△地域や同業種によるグループ回収を進めます。

△マイバッグ持参運動を推進します。

△チラシ、ポスター、パンフレットなどの作成時には、再生紙を使用します。

△製品の故障・修理相談窓口を設け、修理体制を整備します。

△量り売りを導入し、食材の売れ残りや食品トレイの使用を削減します。

△仕入れには、段ボールではなく、繰り返し使用できるコンテナなどを使います。

③ごみの適正処理の推進

△蛍光灯、乾電池などの有害化学物質を含むごみの分別排出に努めます。

△冷蔵庫やエアコンなどのフロン回収に努めます。

△適正な処理により、有害化学物質などを外部に排出しないように努めます。

△適正なごみ処理を実施し、ごみの減量化に努めます。

△生ごみを出すときは水切りを徹底します。

△ごみや落ち葉などは野焼きをせず、分別し、市のルールに従い排出します。

△廃食用油は処理業者に回収を依頼し、排水口には流しません。

△分別回収ボックスなどを設け、市のルールに従い適切に排出し、ポイ捨てや不法投棄は行いません。

基本方針5 環境パートナーシップの育つまちを目指します

(1) 施策の考え方

地域社会において市民・事業者・行政のパートナーシップが構築され、本市で生活し、事業活動を行う全ての人々が持続可能な社会を実現していくための環境配慮行動を実践していくことが求められます。

また、将来にわたり本市の環境を保全していくために、本市の次世代の環境を担う子どもたちが、環境について学び、行動していくための社会を構築していくことが重要です。

このことから、学校における環境教育・学習の推進、環境学習の機会の充実、環境学習の指導者の育成などの「地域の環境保全活動の推進」、環境マネジメントシステム等の推進、市民、事業者に対する環境配慮への意識啓発等の充実などの「地球市民としての行動の推進」、「広域連携の推進」、「市民・事業者・行政の連携」に向けた取組を推進していきます。

(2) 市の環境施策

①学校における環境教育・学習の推進

○子どもの頃からの環境学習を学校や文化センター、郷土の森博物館などで推進します。

○浅間山や多摩川は、様々な生き物が生息し、身近に自然とふれあうことができる貴重な空間で

あることから、市内の小・中学校が実施する自然環境学習の場として活用できるように、学習プログラムを検討します。

○小学校の理科や社会、総合学習の時間等において、一人ひとりの環境保全の取組の重要性について学習するため、本市独自に作成した副読本を活用した環境学習を継続的に実施します。

②地域の環境保全活動の推進

【環境学習の機会の充実】

○広く市民を対象とする環境に関する各種講座やイベントなどにより、環境学習の普及啓発を推進します。

○自然観察会や農業体験、野外体験学習など自然とふれあえる体験学習を推進します。

○市民参加で自然環境調査や生活環境調査を実施し、調査結果を蓄積するとともに、環境学習などに活用します。

○環境保全活動を行う市民ボランティアを養成し支援するとともに、環境保全活動のグループづくりなどを支援します。

○府中市環境保全活動センターを活用し、グループによる環境保全活動のPRや情報提供を行うとともに、相互の交流を推進します。

【環境学習の指導者の育成】

○環境学習のリーダーを育成します。

○エコ・リーダーの育成等を推進し、市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境保全や環境学習への取組を推進します。

○地域ごとに市民の手による緑化を先導する中核的なリーダーを発掘・育成するため、リーダー育成講習会や各種講座を開催します。

③地球市民としての行動の推進

【環境マネジメントシステム等の推進】

○市の環境マネジメントシステム（府中市職員エコ・アクションプラン及びISO14001）を継続的に実施し、市職員が自ら率先して省エネルギー・省資源などに取り組みます。

○事業者が行うISO14001などの環境マネジメントシステムの構築を支援します。

【市民・事業者に対する環境配慮への意識啓発等の充実】

○家庭や事業所などへ環境配慮事項を提示するとともに、相談窓口を開設します。

○市民、事業者に対する環境配慮についての意識調査を定期的に変更します。

○開発事業に際しては、環境に配慮して実施するよう事業者や市民と協議します。

④広域連携の推進

○東京都や近隣自治体などと連携して環境保全を推進します。

○多摩川の流域自治体と連携して、多摩川の水質改善などを推進します。

○地球環境の保全について、関係機関との連携を推進します。

⑤市民・事業者・行政の連携

○府中市環境保全活動センターを活用し、市民や事業者へ環境情報の提供や市民や事業者からの環境情報の収集を行います。

○環境基本計画の進捗状況などを市の環境報告書などにより公表します。

○環境基本計画の進捗状況について意見交換や提案を行えるような機会を設けます。

(3) 市民の環境保全行動

①学校における環境教育・学習の推進

□小・中学校で開催される環境活動について、保護者として又は地域住民として積極的に参加し、子どもの環境活動を支援するとともに、自らも学び、体験します。

□エコ活動支援制度（学校環境ボランティアなど）に積極的に参加し、活動の運営を支援します。

□校庭の芝生化（草地化）や管理に協力します。

□学校でのビオトープの設置・管理に協力します。

□府中市環境保全活動センターが開催するイベントや各種講座には積極的に参加し、市の自然環境を守る意識を高めます。

□市民一人ひとりが自然や生態系の保護について知識を深め、それらを守るためにできることを考え、行動します。

□市民・事業者・行政で環境保全に関する情報を共有し、ネットワークづくりに努めます。

□環境美化推進活動などに参加し、まちに愛着を持ち、環境美化への意識を高めます。

②地域の環境保全活動の推進

□府中市環境保全活動センターを活用し、環境に関する情報を収集、整理するとともに、提供します。

□緑に関わる意識の啓発や知識の普及、市民自らの緑化の技術向上を目的として、専門家などによる花の育成や管理の講習会、ガーデニング教室・園芸教室等を開催します。

□市民団体の協力を得て実施している、花の苗、野菜の苗の栽培活動や子ども農業体験など、「花を育てよう事業」及び「農業体験事業」に継続的に取り組むとともに、内容の充実に向けて適時見直しを行います。

□環境学習の機会を積極的に活用し、自らの知識、経験を深めます。

□NPO等の市民団体は、自ら環境学習を企画し、主催者となることで、環境学習の場を広げることに努めます。

□市又はNPO等が主催する自然環境調査や生活環境調査に積極的に参加します。

□府中市環境保全活動センターを積極的に活用し、情報の収集、イベント等への参加をするとともに、センターの運営にも積極的に参加します。

□環境省が展開する「ライトダウンキャンペーン」に参加し、夜間電灯の一斉消灯に協力します。

□環境に関する各種講座やイベント、自然観察会や農業体験、野外体験学習など環境学習や体験学習への参加に努めます。

□自然環境調査や生活環境調査に協力します。

□環境に関する情報や変化に関心を持つように努めます。

□環境保全活動のリーダーや市民ボランティアの育成に協力します。

- 環境保全活動を実践するグループの活動に協力します。
- 地域の環境保全活動や市民ボランティアの環境保全活動に参加するように努めます。
- 地域住民と協力して、多摩川の環境を守り、環境保全への意識啓発を図る多摩川清掃市民運動に参加します。
- 「府中かんきょう塾」など、府中の環境について学ぶ講座を受講します。
- 地球温暖化防止、自然保護、ごみ減量やリサイクルなど、環境について学び考える「府中環境まつり」に参加します。

③地球市民としての行動の推進

- 市が提示する環境配慮事項の取組に努めます。
- 環境家計簿をつけることで省エネルギー行動などを実践するとともに、点検・評価に努めます。
- 府中市環境保全活動センターの運営に協力します。
- 多摩川・用水路・湧水などの水質や水量の調査に参加します。
- 自然観察会、農業体験教室、動植物調査などに参加します。
- 庭や屋上、バルコニーの緑化、生け垣の設置などに努めます。
- 省エネルギーや市の環境について、地域で話し合う機会を設けます。
- 地域の資源回収活動・リサイクル活動に参加します。
- マイバッグ持参運動を実践し、ごみの発生抑制に努めます。
- 府中市地域ごみ対策推進員に協力して、ごみ減量・リサイクルに努めます。
- 田畑などのふるさと風景や歴史的建造物、古いまち並みの保全に協力します。
- 地元農産物を購入するように努めます。
- 援農ボランティアや農地トラストなどの推進に努めます。
- 市民と協働で市が行う環境事業・イベント等への提案及びその取組に参加します。

④広域連携の推進

- 東京都や近隣自治体などと連携した環境保全活動に協力します。
- 流域自治体が連携して行う多摩川の水質改善などに協力します。
- 海外の環境団体などとの情報交換に協力します。
- 私たちの生活が、他国のエネルギーや資源などの輸入に頼っていることを認識し、他国の環境にも目を向け、家庭や学校、地域などで話し合う機会を持ちます。

⑤市民・事業者・行政の連携

- 市民・事業者・行政の環境保全行動や環境保全施策に関する意見交換会への参加に努めます。
- 府中市環境保全活動センターの運営に協力します。
- 環境基本計画の進捗状況に関する意見交換会への参加に努めます。
- 市や事業者と連携して、多摩川などの水辺の清掃活動や、動植物調査に参加します。
- 打ち水イベント、ライトダウンキャンペーンなどの市民参加型イベントに積極的に参加します。
- 市民・事業者・行政で、情報を共有化し、環境問題を協働で解決するパートナーという認識を持ち、環境保全に取り組みます。

(4) 事業者の環境保全行動

①学校における環境教育・学習の推進

△小・中学校で開催される環境活動について、地域の一員として積極的に参加し、子どもの環境活動を支援するとともに、自らも学び、体験します。

△エコ活動支援制度に積極的に参加し、講師等としての参加、事業所見学の機会の提供などにより、エコ活動の推進を支援します。

△施設や設備などを環境学習の場として提供し、技術や人材を活用して、環境保全の担い手の育成を図ります。

△事業の専門性を活かし、学校での出前講座や環境イベントの企画・運営を行います。

②地域の環境保全活動の推進

△市民や市による環境保全活動に対して、地域の一員として参加するとともに、運営、資金、人材、技術、機材などの面において協力・支援を行います。

△事業者として、府中市環境保全活動センターの運営に参加します。また、センターにおいて、市民や行政と積極的に意見交換を行うとともに、自ら環境保全活動や環境学習会を企画するなど、主体的にセンターの活動に参加します。

△事業所内のオープンスペース、駐車場、事業所前の道路などにおいて、打ち水を実施します。また、「打ち水イベント」に積極的に参加します。

△環境省が展開する「ライトダウンキャンペーン」に参加し、夜間電灯の一斉消灯に協力します。

△環境に関する研修や情報提供などに努めます。

△自然環境調査や生活環境調査、環境学習などに協力します。

△環境保全活動のリーダーや市民ボランティアの育成に協力します。

△環境保全活動を実践するグループの活動に協力します。

△地域の環境保全活動や市民ボランティアの環境保全活動に協力します。

③地球市民としての行動の推進

△ISO14001などの環境マネジメントシステムの構築に努めます。

△市が提示する環境配慮事項や環境配慮チェックリストによる評価に取り組むなど、事業活動の見直しによって環境負荷の低減に努めます。

④広域連携の推進

□東京都や近隣自治体などと連携した環境保全活動に協力します。

□流域自治体が連携して行う多摩川の水質改善などに協力します。

□海外の環境団体などとの情報交換に協力します。

⑤市民・事業者・行政の連携

△市民・事業者・行政の環境保全行動や環境保全施策に関する意見交換会への参加に努めます。

△府中市環境保全活動センターの運営に協力します。

△環境基本計画の進捗状況に関する意見交換会への参加に努めます。

第6章 重点プロジェクト

本計画における基本的な取組の内容については、第4章に示した「施策の体系」に基づく、第5章「環境施策と各主体の行動」で示しましたが、多種多様にわたる環境課題を解決していくためには、各取組が個別に実施されるのではなく、大きな目的に向けて連携する「横断的な取組」が必要です。

このことから、重要性、緊急性が高く、本市の環境の特性を活かしていくための軸となる施策について、「3つの重点プロジェクト」として設定し、市民・事業者・行政のパートナーシップによる、より強力な取組を展開していくものとします。

本計画における「3つの重点プロジェクト」

重点プロジェクト1

府中市の歴史と景観を彩る「自然」とともに歩む環境づくりプロジェクト

- 「水と緑のネットワーク」を形成し、府中市の自然や景観を守り育てる
- 生物多様性の保全に向けた行動を推進し、人と自然が共生したまちをつくる
- 府中市のまちを特色づける、歴史的景観を保全する

重点プロジェクト2

安全・安心な地球、そして、府中市を守り育てる環境づくりプロジェクト

- 自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、二酸化炭素排出量の削減に努める
- 市民一人ひとりが、3Rを推進し、ごみの少ないまちをつくる

重点プロジェクト3

一人ひとりがともに考え行動する、環境パートナーシップの強化プロジェクト

- 環境を学ぶ機会を積極的に創出し、環境問題に対する興味や関心の向上を図る
- 府中市環境保全活動センターを活用した市民等のパートナーシップを構築する
- 学校をエコスクール化するとともに、環境教育・学習を推進する

重点プロジェクト1

府中市の歴史と景観を彩る「自然」とともに歩む環境づくりプロジェクト

(1) プロジェクトの考え方

多摩川や用水、湧水などの水辺、また、崖線や浅間山などの緑地など、本市には多くの自然資源があります。また、これらの自然は、本市の歴史とともに市民生活のなかではぐくまれてきたものであり、「府中市らしさ」をもたらす歴史資源でもあります。

自然資源を守っていくことは、府中市らしさを次世代に伝えていくことはもちろん、生物多様性を保全していくために欠かせない取組であり、今後の本市の環境保全に当たって、特に重要となる課題となります。

今後は、本市がこれまでに取り組んできた「水と緑のネットワーク」の形成をさらに進めるとともに、生物多様性の保全の重要性を視野に入れながら、本市の歴史と景観を形成してきた自然環境の保全に向けて、一層の取組を実施していきます。

(2) 重点プロジェクトの推進に関わる具体的な取組

①「水と緑のネットワーク」を形成し、府中市の自然や景観を守り育てる

【市の取組】

- 国の天然記念物に指定されている馬場大門のケヤキ並木を将来にわたり保護管理していきます。
- 用水路は、ふるさと感じさせる田園風景を構成する重要な要素であることから、地域の住民の協力を得て、公園や緑道などと一体となった利用のあり方を検討します。
- 里道の歩道化を検討するとともに、既存の緑道などと連結し、休憩場所などがある快適な歩道のネットワーク化を推進します。
- 生産緑地を中心として、積極的に都市農地を保全します。
- 公園・緑地の拡充や農地の保全などオープンスペースを確保し、防災機能の強化を図ります。
- 公立小・中学校の校舎を対象に、施設内緑化（屋上緑化、ビオトープ整備など）や、緑のカーテンの設置を推進します。

【市民の取組】

- 多摩川・用水路・湧水などの水辺環境や水質の調査、用水路の整備に協力します。
- 緑の実態調査や公園・緑地の清掃・管理に参加するなど、緑が豊かな潤いのあるまちづくりに協力します。
- 農地の保全のため、地元農産物の利用に努めます。

【事業者の取組】

- △多摩川・用水路・湧水などの水辺環境や水質の調査、用水路の整備に協力します。
- △緑の実態調査や公園・緑地の清掃・管理に参加するなど、緑が豊かな潤いのあるまちづくりに協力します。
- △農地の保全や地元農産物の利用に努めます。
- △馬場大門のケヤキ並木やその周辺の緑、崖線の緑、田畑などで構成されるふるさと景観の保全

に努めます。

②生物多様性の保全に向けた行動を推進し、人と自然が共生したまちをつくる

【市の取組】

- 「(仮称)府中市生物多様性地域戦略」の策定を検討し、自然環境の保全や野生動植物の保護、外来種対策など、地域の特性に応じた生物多様性の保全に関する実践的な取組を促進します。
- 生き物の生息状況及び生息環境の現状と経年変化を把握するため、市民団体やボランティア、教育・研究機関などと協力して、調査方法を検討し、定期的に生き物調査を実施します。
- 東京都や関係機関と連携し、多摩川の水質浄化や流水量の確保、生態系の復活に向けた取組を推進します。
- 用水路の活用にあたっては、まちに潤いをもたらす環境用水として位置付け、通年通水を目指し、多様な生物が住める水辺づくり、景観の保全、親水性の向上に配慮した整備を検討します。

【市民の取組】

- 市内の動植物の調査に参加するなど、生態系の保全に協力します。

【事業者の取組】

- △市内の動植物の調査に参加するなど、生態系の保全に協力します。

③府中市のまちを特色づける、歴史的景観を保全する

【市の取組】

- 府中の名木百選に選定された名木や保存樹木に指定された樹木について、市と市民が協力して保全、維持管理する新たな仕組みを検討します。
- 樹林地について、保存樹林制度や市民緑地制度等により、積極的な保全と活用を検討します。
- 開発事業が行われる際には、開発事業者との協議により、既存の緑地の保全を誘導します。
- 市が中心となって、所有者や隣接する商店街、自治会など、市民との協働で行うけやき並木の管理体制を構築します。
- 府中崖線の保全とともに、崖線と調和した土地利用を進めます。
- 浅間山周辺については、浅間山と調和したまち並みを形成し、環境や景観に配慮した快適なまちづくりを進めていくよう、適切な土地利用を誘導します。
- 景観形成の目標及び方針を実現するため、景観協定、まちづくり誘導地区、地区計画などの活用を検討します。

【市民の取組】

- 馬場大門のケヤキ並木やその周辺の緑の保全活動に参加・協力します。

【事業者の取組】

- △馬場大門のケヤキ並木やその周辺の緑、崖線の緑、田畑などで構成されるふるさと景観の保全に努めます。

(3) 重点プロジェクトの推進に当たって参考となる指標

推進プロジェクトの推進に当たっては、次の関連する指標を参考にした進行管理を行います。

指標名(単位)	指標の説明	現状値 (対象年度)	目標値 (目標年度)	出典
市の面積に対する緑被地の割合(%)	「緑被地」とは、上空から見たときに、樹木・樹林、草地、農地など、植物で覆われた土地のことで、本市に占める割合を「緑被率」と言います。	29.68% (平成20)	30% (平成30)	府中市緑の基本計画2009
市の面積に対する緑地の割合(%)	市内の緑地面積を府中市面積で除して算出した数値です。緑地の増加を目指します。	24.7% (平成24)	25.6% (平成29)	第6次府中市総合計画
市の面積に対するみどりの割合(%)	「みどり」とは、公園、街路樹、樹林、草地、農地、宅地内の緑(屋上緑化を含む)、河川、水路などのことで、本市に占める割合を「みどり率」と言います。	39.8% (平成20)	40% (平成30)	府中市緑の基本計画2009
緑化協議による緑地確保面積(ha)	府中市地域まちづくり条例に基づく緑化協議により確保された緑地の面積です。事業者の協力による緑地の増加を目指します。	29ha (平成24)	47ha (平成29)	第6次府中市総合計画
小・中学校への雨水浸透施設及び貯留施設の設置数(校)	雨水浸透施設及び貯留施設の小学校・中学校への設置数です。小学校・中学校全校に設置することを目指します。	4校 (平成23)	7校 (平成29)	第6次府中市総合計画
雨水浸透ます設置個数(個)	住宅の建築や改築時に、雨水浸透ますの設置指導を行い、雨水流出抑制に努めます。	47,900個 (平成24末)	59,900個 (平成29)	第6次府中市総合計画
生産緑地の面積(ha)	農地として保全される生産緑地をできるだけ多く残します。	105.6ha (平成24)	92.3ha (平成29)	第6次府中市総合計画
認定農業者数(人)	直売所や市場へ出荷する農業者で経営改善を目指す認定農業者を増やします。	96人 (平成23)	105人 (平成29)	第6次府中市総合計画
市内に開設された市民農園区画数(区画)	市民が利用できる市民農園の区画数です。市民が自分で好きな野菜がとれることから、家族で農業にふれあう場を提供します。	1,948区画 (平成23)	2,000区画 (平成29)	第6次府中市総合計画
次世代に古木となるけやき後継樹の本数(本)	高密度に生育する個体間の被圧かけやきの成長を阻害する要因であることから、阻害となる個体の除去を進めます。古木が立ち並び歴史的な並木景観の形成を目指します。	203本 (平成23末)	157本 (平成29)	第6次府中市総合計画

重点プロジェクト2

安全・安心な地球、そして、府中市を守り育てる環境づくりプロジェクト

(1) プロジェクトの考え方

平成 25 年 9 月に開催された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 36 回総会及び第 1 作業部会第 12 回会合において、IPCC 第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書の政策決定者向け要約が承認されるとともに、第 1 作業部会報告書本体が受諾されました。これによると「人間活動が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高い。」と報告されています。

本市においては、これまでに第 1 次府中市環境基本計画策定以降においても、「自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めます」などの重点施策を掲げ、様々な取組を展開するとともに、平成 23 年 3 月に府中市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、「地球に優しい暮らし方、働き方をみんなで実践するまち」を将来像として掲げ、これまでの取組をさらに強化してきました。

また、地球温暖化問題にも大きく関わるごみ問題については、3Rを推進し、環境への負荷を低減させ、天然資源の消費を抑制する循環型社会の形成に向けた取組が必要とされています。循環型社会の形成を目指して、第 1 次府中市環境基本計画のなかで「10 年間でごみ 50%削減」を重点施策として掲げ、様々なごみ減量施策を展開してきました。平成 22 年 2 月からは、新たなごみ減量施策の一つとして、「家庭ごみの有料化、戸別収集の実施、ダストボックスの撤去」という、かつてない大きな取組を行うとともに、平成 23 年 3 月に「府中市ごみ減量アクションプラン」を策定し、市民・事業者・行政のパートナーシップによる 3Rの推進を強化してきました。

そのようななか、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に端を発する、福島第一原子力発電所の事故により、電力需給バランスの問題の発生や放射性物質の拡散の問題などが発生し、私たちの暮らしとエネルギー問題を取り巻く状況は、新たな局面を迎えました。

地球温暖化問題が叫ばれて以来、長い時間がたっていますが、このような背景を踏まえ、安全・安心に暮らすことができ、持続可能な社会を構築するために、今一度、日常生活や事業活動における環境保全のあり方、環境保全行動のための仕組みを見つめ直し、各主体、そして各機関の横断的な取組を展開していく必要があります。

今後は、地球温暖化対策やごみ減量対策、さらには、低炭素型・循環型社会を構築するに当たって有益となる取組を総合的に展開し、他の自治体との連携を図りながら、さらなる取組を強化していくこととします。

(2) 重点プロジェクトの推進に関わる具体的な取組

①自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、二酸化炭素排出量の削減に努める

【市の取組】

- 公共施設に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどを積極的に導入します。
- 公共施設にLED照明を積極的に導入します。
- カーボンオフセットなどの地域の枠を超えた取組を推進します。

○自転車駐車場の適切な配置の推進や、歩行者の安全を守りつつ、自転車を利用しやすい環境（広い歩道等）の整備を図りながら、積極的に自転車等の利用を促進します。

【市民の取組】

- 電気、水道、ガスなどが「有限な資源である」ことを認識し、エアコン温度の設定、シャワーの使用時間の短縮、エコドライブなどの省エネ行動を実践します。
- 地産地消に配慮した食材選びを心掛けます。
- 省エネナビ等の活用により、取組効果の見える化に取り組みます。
- 冷房設備に頼らず、敷地内の緑化による緑陰の創出や、よしず・すだれ、緑のカーテンの活用、打ち水の実施など、日本古来の涼を取るための工夫を実践します。
- 自家用車の買換え時又は新規購入時には、環境負荷の小さい低燃費自動車やハイブリッド自動車、電気自動車等を積極的に選択します。
- 住宅を新築又はリフォームする際には、高効率型給湯器の導入に努めます。
- 住宅に太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。

【事業者の取組】

- △電気、水道、ガスなどのエネルギー、コピー用紙などの消耗品が「有限な資源である」ことを認識し、小さな取組の積み重ねが地球温暖化対策に大きく貢献することを自覚して、省エネ行動を実践します。
- △事業用の車両として、環境負荷の小さい環境対応車（低燃費自動車やハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車等）を積極的に選択します。特に、長距離の運送などに用いる車両はその削減効果が大きいことから、優先して切替えを進めます。
- △環境マネジメントシステムなどを導入し、組織的かつ体系的に取り組むとともに、取組成果などを環境報告書として取りまとめ、積極的に情報開示を進めます。
- △太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。
- △工場、オフィスなどに積極的に省エネ型設備（照明、冷蔵・冷凍庫、生産機器、空調施設など）を導入するとともに、エネルギーロスの少ない省エネ型建物構造への転換を図ります。

②市民一人ひとりが、3Rを推進し、ごみの少ないまちをつくる

【市の取組】

- 食材を多く買い過ぎない、食べ残しをしない、生ごみは一絞りにして水分を取るなど、自ら実践できる方法を、ごみ広報紙「府中のごみ」などを通じてPRしていきます。
- マイバッグを持参しない無関心層を取り込むため、市民団体や販売店、商店街などと連携し、単にごみ減量の観点だけでなく、デザインや機能性など、様々な視点からマイバッグの持参やしジ袋の削減を呼び掛けます。
- 市内で食の資源循環を行うため、給食残さの一部を堆肥化し、市内農家などで活用する実験を行います。
- ごみ減量・リサイクルを推進する販売店などの取組や成果を公表・チェックするなどの仕組みづくりを検討します。これに伴い、従来の制度を見直します。

【市民の取組】

□レジ袋や過剰包装の辞退、食品トレイを使用しない「ばら売り」や「袋売り」の利用、詰め替え商品の購入に積極的に取り組みます。

□食品の効率的な利用（食べ残し、野菜くず、消費期限切れ等による廃棄食品の減量）に努めるとともに、生ごみの堆肥利用などに取り組みます。

【事業者の取組】

△簡易包装やマイバッグ持参者などに対するスタンプ制度など、販売方法を工夫して、ごみの発生の抑制に努めます。

△再使用やリサイクルにより、ごみの発生が少ない製造や販売などの事業活動に努めます。

△製品が廃棄されるときに分別方法や資源化方法、また、グリーン購入対象製品・商品を表示し、それらの情報を提供するとともに、グリーン購入にも努めます。

△リターナブル製品、長期間の使用ができる製品、再生・再使用が可能な製品などの製造・販売・使用に努めます。

△商店街や大規模店舗などでの事業系ごみの減量、リサイクルの推進に努めます。

（3）重点プロジェクトの推進に当たって参考となる指標

推進プロジェクトの推進に当たっては、次の関連する指標を参考にした進行管理を行います。

指標名（単位）	指標の説明	現状値 （対象年度）	目標値 （目標年度）	出典
二酸化炭素排出量 （t-CO ₂ ）	本市では、平成32年度までに、平成2年度における排出量の15%以上の削減（「府中市地球温暖化対策地域推進計画」での設定値）を目指します。	917.5千t-CO ₂ （平成2）	15%以上の削減 （平成32）	府中市地球温暖化対策地域推進計画
直売所等へ出荷している農家の割合（%）	自給的農家を減少し、直売所等へ出荷する販売農家を増やすことなど地産地消を推進します。	51.0% （平成22）	58.0% （平成29）	第6次府中市総合計画
学校給食における地場産農産物の使用品目数・使用割合（%）	学校給食で使用している府中産農産物の使用割合です。増加を目指します。	19品目 6.6% （平成23）	20品目以上 8%以上 （平成29）	第6次府中市総合計画
ごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合（%）	ごみの減量やリサイクルに対する市民の意識向上を目指します。	91.6% （平成23）	93.0% （平成29）	第6次府中市総合計画
市民1人当たりのごみ・資源の排出量（g/日）	家庭系燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物、事業系可燃ごみの排出量を合計した総ごみ量の減少を目指します。	645g/日 （平成23）	595g/日 （平成29）	第6次府中市総合計画
最終処分場への搬入量（t）	最終処分場への搬入量の減少を目指します。	1,954t （平成23）	1,800t （平成29）	第6次府中市総合計画
1人当たりの多摩川衛生組合への搬入量（g/日）	多摩川衛生組合への搬入量を示します。減少を目指します。	465g/日 （平成23）	430g/日 （平成29）	第6次府中市総合計画
1人当たりのリサイクルプラザへの搬入量（g/日）	リサイクルプラザへの搬入量を示します。減少を目指します。	146g/日 （平成23）	135g/日 （平成29）	第6次府中市総合計画

重点プロジェクト3

一人ひとりがともに考え行動する、環境パートナーシップの強化プロジェクト

(1) プロジェクトの考え方

環境問題を解決していく、良好な環境をつくり上げていくには、市民・事業者・行政のパートナーシップによる取組が必要不可欠です。

本市においては、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援するため、平成23年12月に府中市環境保全活動センターが開設されました。市民や事業者が、それぞれの生活や事業活動を行う場面で環境配慮行動を実践していくことはもちろん、センターを有効に活用しつつ、地域社会において市民・事業者・行政のパートナーシップが構築され、本市で生活し、事業活動を行う全ての人が環境配慮行動を実践していくことが求められます。

また、地域や学校等で、子どもから大人まで、誰しものが環境について学べ、考えることができる環境をつくり、地域社会のなかで、多くの市民が環境保全行動を実践する意欲が向上する仕組みをつくっていくことも重要です。

今後は、地域社会における環境保全活動の実践を促す仕組みを構築するとともに、センターを中心に、多くの市民や事業者等の主体が、ともに考え行動していく環境づくりに取り組んでいくこととします。

(2) 重点プロジェクトの推進に関わる具体的な取組

①環境を学ぶ機会を積極的に創出し、環境問題に対する興味や関心の向上を図る

【市の取組】

- 小学生とその保護者を対象に、多摩川河川敷で生き物とふれあい、水辺での遊びを通じて親子で環境を学ぶ機会を提供する、「府中水辺の楽校」の開催を継続的に支援します。
- 資料提供や人材派遣などの支援を行うほか、防災とまちづくりに関するセミナーやワークショップ、まちづくりリーダーの養成講座などを開催します。
- 市民向けに市の歴史読本を発行するとともに、歴史講座を開講し、市の歴史と文化の普及・啓発に努めます。
- 広く市民を対象とする環境に関する各種講座やイベントなどにより、環境学習の普及啓発を推進します。
- 自然観察会や農業体験、野外体験学習など自然とふれあえる体験学習を推進します。
- 市民参加で自然環境調査や生活環境調査を実施し、調査結果を蓄積するとともに環境学習などに活用します。
- 環境保全活動を行う市民ボランティアを養成し支援するとともに、環境保全活動のグループづくりなどを支援します。
- 環境学習のリーダーを育成します。
- エコ・リーダーの育成等を推進し、市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境保全や環境学習への取組を推進します。
- 地域ごとに市民の手による緑化を先導する中核的なリーダーを発掘・育成するため、リーダー

育成講習会や各種講座を開催します。

【市民の取組】

- エコ活動支援制度（学校環境ボランティアなど）に積極的に参加し、活動の運営を支援します。
- NPO等の市民団体は、自ら環境学習を企画し、主催者となることで、環境学習の場を広げることに努めます。
- 市又はNPO等が主催する自然環境調査や生活環境調査に積極的に参加します。

【事業者の取組】

- △エコ活動支援制度に積極的に参加し、講師等としての参加、事業所見学の機会の提供などにより、エコ活動の推進を支援します。
- △市民や市による環境保全活動に対して、地域の一員として参加するとともに、運営、資金、人材、技術、機材などの面において協力・支援を行います。
- △事業所内のオープンスペース、駐車場、事業所前の道路などにおいて、打ち水を実施します。また、「打ち水イベント」に積極的に参加します。

②府中市環境保全活動センターを活用した市民等のパートナーシップを構築する

【市の取組】

- 府中市環境保全活動センターを活用し、グループによる環境保全活動のPRや情報提供を行うとともに、相互の交流を推進します。
- 府中市環境保全活動センターを活用し、市民や事業者へ環境情報の提供や市民や事業者からの環境情報の収集を行います。

【市民の取組】

- 府中市環境保全活動センターを積極的に活用し、情報の収集、イベント等への参加をするとともに、センターの運営にも積極的に参加します。
- 府中市環境保全活動センターを活用し、環境に関する情報を収集、整理するとともに、提供します。

【事業者の取組】

- △事業者として、府中市環境保全活動センターの運営に参加します。また、センターにおいて、市民や行政と積極的に意見交換を行うとともに、自ら環境保全活動や環境学習会を企画するなど、主体的にセンターの活動に参加します。

③学校をエコスクール化するとともに、環境教育・学習を推進する

【市の取組】

- 学校施設については、子どもたちが自然とふれあう機会を増やすとともに、粉じんの抑制やヒートアイランド現象の緩和などの環境対策や校庭開放による地域コミュニティ活動の促進を図るため、校庭の芝生化を進めます。
- 公立小・中学校を対象に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを建て替え及び大規模改

修等の際に導入します。

○導入に当たっては、生徒の学習効果を高めるため、発電量の見える化を図ることや、太陽光発電システム等の原理・構造などを紹介した学習教材を整備します。

○公立小・中学校の敷地内に、雨水の貯水タンクや貯水槽を設置し、雨水利用による省資源対策を推進します。

【市民の取組】

□小・中学校で開催される環境活動について、保護者として、又は地域住民として積極的に参加し、子どもの環境活動を支援するとともに、自らも学び、体験します。

【事業者の取組】

△小・中学校で開催される環境活動について、地域の一員として積極的に参加し、子どもの環境活動を支援するとともに、自らも学び、体験します。

(3) 重点プロジェクトの推進に当たって参考となる指標

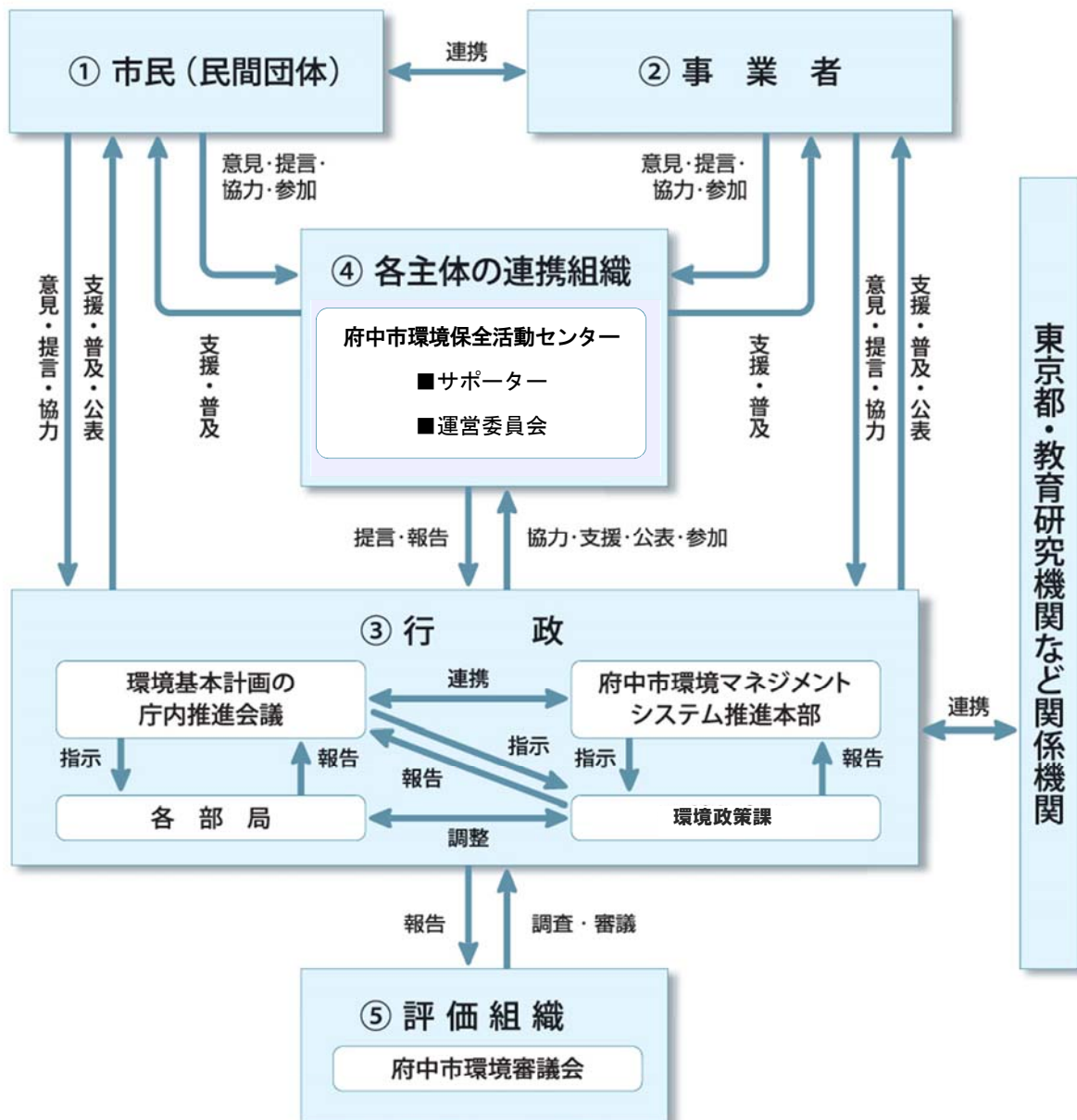
推進プロジェクトの推進に当たっては、次の関連する指標を参考にした進行管理を行っていきます。

指標名(単位)	指標の説明	現状値 (対象年度)	目標値 (目標年度)	出典
環境学習講座の実施回数 (回)	環境学習講座の年 10 回開催を目指します。	—	10 回 (平成 29)	第 6 次府中市総合計画
自然観察会や体験学習へ参加したことがある市民の割合 (%)	自然観察会や体験学習へ参加したことがある市民の割合を増やすことに努めます。	8.4% (平成 23)	20.0% (平成 29)	第 6 次府中市総合計画
府中水辺の楽校に参加した児童の人数 (人)	多摩川を活用した自然環境学習、体験学習、小学校の総合学習支援を行っています。次代を担う子どもたちが身近な自然である多摩川に慣れ親しみ、身近な自然の大切さを学ぶ貴重な機会をより多く提供するように努めます。	1,662 人 (平成 23)	2,000 人 (平成 29)	第 6 次府中市総合計画
府中市環境保全活動センターの認知度 (%)	情報発信や相談を通じて、府中市環境保全活動センターの認知度の向上を目指します。	4.5% (平成 24)	20% (平成 34)	—
府中市環境保全活動センターサポーターの登録人数 (人)	府中市環境保全活動センター機能拡充を図るとともに、理解、協力するサポーター人数、団体数の増加を目指します。	62 人 (平成 24)	100 人 (平成 34)	—
府中市環境保全活動センターサポーターの登録団体数 (団体)		11 団体 (平成 24)	20 団体 (平成 34)	—

第7章 推進体制・進行管理

1 推進体制

本計画の確実な推進のため、市民・事業者・行政のそれぞれが主体的に行動し、適切に連携しながら計画に取り組む必要があります。そのため、次のような各主体の役割と連携体制をもって、継続的に進行管理を行い、計画を推進します。



（１）市民（民間団体）の役割

市民の環境保全行動を確実に実践することにより、環境基本計画の推進に努めます。また、環境学習や環境調査、環境保全活動などに参加したり、環境に関する情報を収集するとともに、身の回りの環境変化を観察したり、環境家計簿をつけるなど、毎日の暮らしのなかで環境への負荷の低減に努めます。

また、環境基本計画の進捗状況や目標の達成状況を点検し、様々な機会を通じて環境に関する意見交換をするほか、提言に努めます。

（２）事業者の役割

事業者の環境保全行動を確実に実践することにより、環境基本計画を推進し、事業活動のあらゆる段階で環境への負荷の低減に努めます。

また、環境学習、環境保全活動などへの参加・協力を通じて、市民や行政との意見交換や情報交換に努めます。

（３）行政の役割

環境基本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するため、市民・事業者・行政の環境に配慮すべき具体的な行動について定める環境行動指針を策定します。また、市民、事業者の環境保全行動の先事例となるよう職員一人ひとりが事務業務において環境への配慮に取り組みます。

さらに、環境の現状や環境基本計画の進捗状況などに関する情報を提供するとともに、環境に関する新しい情報の収集と提供に努めます。

①環境基本計画の庁内推進会議

庁内の各部課で構成される組織で、環境基本計画に基づく施策の総合的・計画的な推進のための検討を行います。また、実施事業に関する環境配慮について、全庁的・横断的な調整を行います。

②府中市環境マネジメントシステム推進本部

環境管理及び環境監査のための環境マネジメントシステムについては、市長を頂点とした、各部課から選出された職員で構成される横断的な推進組織（府中市環境マネジメントシステム推進本部）を中心に取り組みます。推進に当たっては、定期的に内部監査を実施し、環境負荷の低減対策や環境貢献事業など、目標の達成状況を点検し、その結果に基づいて見直しを行います。

また、本市が実施する環境マネジメントシステムの実施状況や目標の達成状況などを公表します。

（４）各主体の連携組織の役割

市民・事業者・行政などが相互に意見を交換し、基本計画の推進の進捗状況などについて検討します。

また、環境保全活動の場の提供や環境情報の提供などを行い、市民や事業者の環境保全活動を支援します。

なお、各主体の進捗状況の確認は、府中市環境保全活動センターを中心として行います。

①府中市環境保全活動センター

市民・事業者・行政などが相互に意見を交換し、環境基本計画の進捗状況の把握及び計画を推進するための方策について検討を行います。なお、府中市環境保全活動センターの事業運営に当たっては、環境保全活動に関心のある個人、団体、企業から募ったサポーターの協力をいただきます。

<府中市環境保全活動センターによる支援内容>

- 交流及び諸活動の促進及び援助に関すること。
- 講演、講座及び研修に関すること。
- 図書及び資料の収集及び利用に関すること。
- 相談に関すること。
- 調査及び研究に関すること。
- センターの管理等に関すること。
- その他環境保全活動に関すること。

(5) 評価組織の役割

市民・事業者・行政について、環境保全に関わる活動状況や環境基本計画の進捗状況を調査するとともに評価します。

なお、評価は、環境審議会を中心として行います。

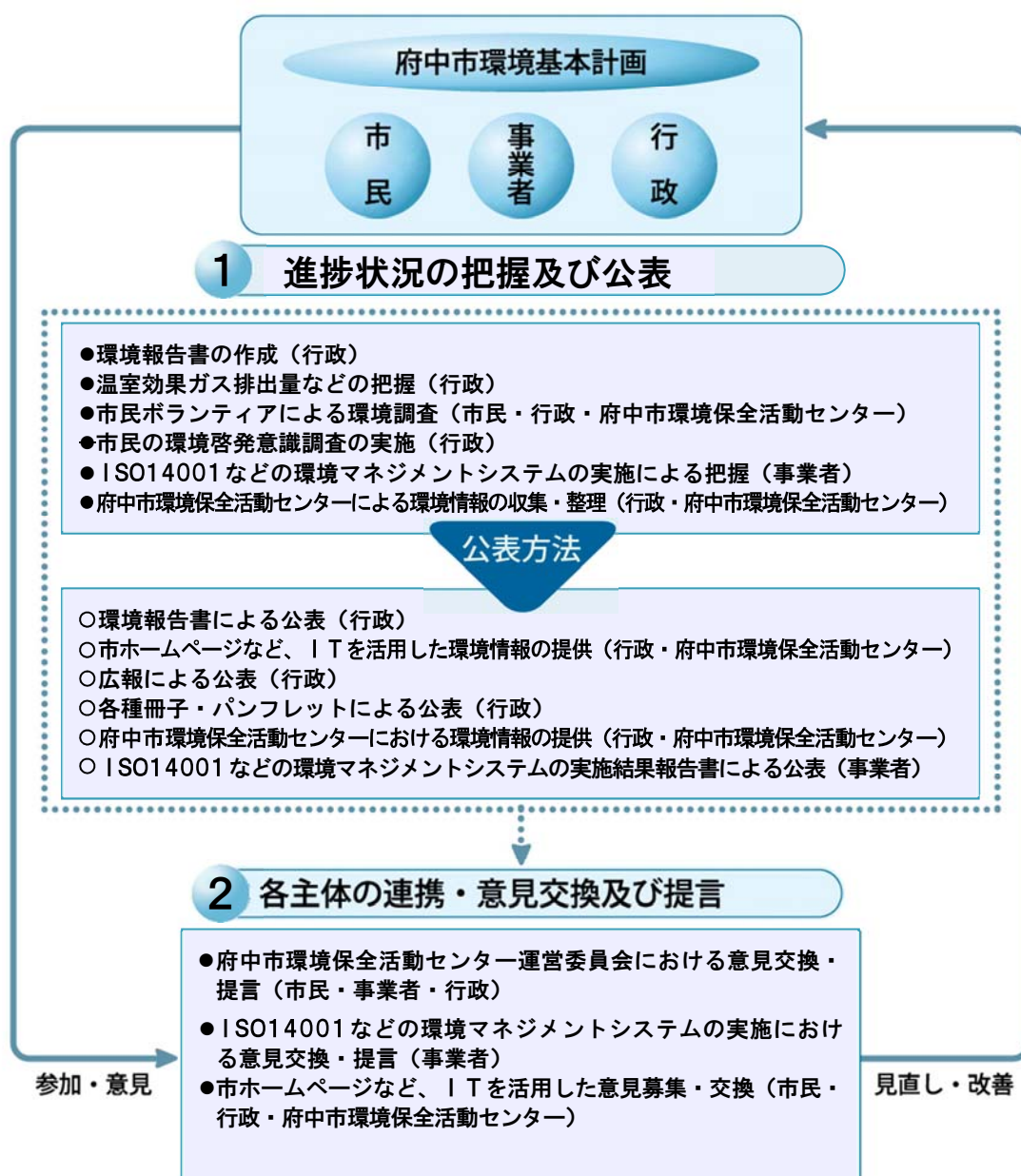
①府中市環境審議会

市民や事業者、市民団体の構成員、学識経験者によって構成される組織で、環境の現状や市の環境報告書などの調査結果を踏まえて、環境基本計画の進捗状況などを全体的に把握し、市の環境施策に関して総合的に審議するとともに、評価を行います。

2 進行管理体制及び手法

(1) 進行管理体制

市民・事業者・行政が連携して、環境基本計画の進捗状況について定期的に把握するとともに、その結果を広く一般に公表します。また、市民ボランティアによる環境調査、ISO14001などの環境マネジメントシステムにおける環境監査、府中市環境保全活動センター運営委員会の意見交換などを通じて、環境施策の進捗状況を点検し、必要に応じて計画の見直しや改善を行います。



(2) 進行管理の手法

本計画の進行管理においては、「第5章 環境施策と各主体の行動」に基づき、第6次府中市総合計画や市の関連する他の計画における進行管理をにらみつつ、適宜、府中市環境基本計画で示した考え方や施策との整合を確認していくとともに、重要性、緊急性が高く、市の環境の特性を活かしていくための軸となる施策について設定した「3つの重点プロジェクト（第6章 重点プロジェクト）」に示した「取組」の実施結果と「指標」の進捗状況を、「府中市環境マネジメントシステム」にのっとり管理していくこととします。

なお、重点プロジェクトの実際の進行管理については、府中市環境マネジメントマニュアルに基づき、これらの行動をマニュアル化した「府中市環境行動指針」として再編したものを作成し、これを監視・測定していくものとします。

■市の環境施策の進行管理

重点プロジェクトに示した「市の環境施策」及び「指標」について、府中市環境マネジメントシステムの「環境マネジメントマニュアル」にのっとり、監視・測定を行っていくこととします。

なお、これらの監視・測定結果については、府中市環境マネジメントシステムにおける監査を受審します。

■市民の取組、事業者の取組の進行管理

重点プロジェクトに示した「市民の取組」、「事業者の取組」について、これらの行動の普及拡大状況を定期的な市民意識調査の実施により把握し、チェックを行うこととします。

進行管理に必要な調査等については、府中市環境保全活動センターと連携します。

それらの結果については、府中市環境審議会に報告し、総合的な評価をいただくとともに、その結果を市ホームページ等を通じて広く公表することとします。

資料編

資料1 第2次府中市環境基本計画策定の経過

資料2 府中市環境審議会委員名簿

資料3 府中市環境基本計画市民検討会名簿

資料4 アンケート調査結果（概要）

資料5 府中市環境基本条例

資料1 第2次府中市環境基本計画策定の経過

◆府中市環境審議会の開催状況（平成23年5月～平成25年4月）

回数	開催年月日	内容
第1回	平成23年 5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市環境審議会委員の委嘱及び諮問 ・ 今後の日程等について
第2回	平成23年 7月 5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市環境基本計画について ・ 今後の進め方について
第3回	平成23年 9月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期府中市環境基本計画に関する今後の進め方について ・ 市の節電・放射能対応に関する取組の報告
第4回	平成24年 1月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市環境保全活動センター設置の報告 ・ 放射能対策の報告 ・ 次期府中市環境基本計画に関するロードマップについて
第5回	平成24年 3月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回審議会での質問、意見などについての回答 ・ 他計画との位置付けについて ・ 次期府中市環境基本計画の構成内容について
第6回	平成24年 5月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市総合計画の環境関連分野について ・ 府中市環境基本計画市民検討会について ・ 次期府中市環境基本計画に関するロードマップの修正について
第7回	平成24年 7月 3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市総合計画の環境関連分野について ・ 府中市環境基本計画第4章の重点施策の題目の検討
第8回	平成24年 9月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回府中市環境基本計画市民検討会の内容報告 ・ 第6次府中市総合計画策定によるグループインタビューについて ・ 市民、事業者アンケート調査について ・ 府中市環境基本計画第3章から第5章までの検討

第9回	平成24年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回から第4回までの府中市環境基本計画市民検討会の内容報告 ・ 市民アンケート、事業者アンケート、小・中学校アンケートについて ・ 府中市環境基本計画第3章から第5章までの検討
第10回	平成25年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の集計結果（速報） ・ 第5回・第6回府中市環境基本計画市民検討会の内容報告 ・ 府中市環境基本計画第3章から第5章までの検討 ・ 次期府中市環境審議会公募委員の選定
第11回	平成25年2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の集計結果 ・ 第6次府中市総合計画基本構想素案及び前期基本計画素案について ・ 府中市環境基本計画第3章から第5章までの検討 ・ 府中市環境基本計画中間答申（案）について
第12回	平成25年3月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業従事者アンケート調査の集計結果 ・ 府中市環境基本計画中間答申について <p>※「次期環境基本計画の策定について（中間答申）」を提出（3月26日）</p>

◆府中市環境審議会の開催状況（平成25年5月～平成26年1月）

回数	開催年月日	内容
第1回	平成25年 5月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市環境審議会委員の委嘱及び諮問 ・ 環境審議会の日程について ・ 環境基本計画全体構成の確認について
第2回	平成25年 6月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行府中市環境基本計画の経緯及び進行管理について ・ 次期府中市環境基本計画の全体構成 ・ 次期府中市環境基本計画の施策の体系
第3回	平成25年 7月 2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1章から第4章までの記載事項の確認 ・ 市の環境施策の検討
第4回	平成25年 9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1章から第5章までの検討 （委員意見、庁内意見のまとめ） ・ 第6章重点プロジェクト ・ 第7章推進体制・進行管理
第5回	平成25年10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1章から第5章までのまとめ ・ 第6章重点プロジェクト ・ 第7章推進体制・進行管理
第6回	平成25年11月 5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次府中市環境基本計画（案）の確認 ・ 答申内容について <p>※「府中市環境基本計画について（答申）」を提出（11月12日）</p>
第7回	平成26年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・コメント手続の実施結果 ・ 府中市環境行動指針の改定について

◆府中市環境基本計画市民検討会の開催状況

回数	開催年月日	内容
第1回	平成24年 8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の内容の確認 ・ 今後の進め方について
第2回	平成24年 9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の重点施策に基づく府中市の環境の現状と課題についてのグループワーキング ・ 各グループによる発表
第3回	平成24年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の重点施策に基づく府中市の環境の現状と課題についてのグループワーキング ・ 各グループによる発表
第4回	平成24年11月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の重点施策に基づく府中市の環境の現状と課題についてのグループワーキング ・ 各グループによる発表 ・ 次期計画の重点施策について
第5回	平成24年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画の重点施策についてのワーキング
第6回	平成24年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画の重点施策についての確認と総括

資料2 府中市環境審議会委員名簿

◆平成23年5月1日～平成25年4月30日

	安藤正邦	公募による市民	
	海藤茂	公募による市民	
	戸田忠良	公募による市民	
	中嶋正樹	公募による市民	
	石上祥光	事業者	株式会社アサンテ資材開発部長
	石谷真喜子	事業者	株式会社マキコーポレーション代表取締役
	比留間吉郎	事業者	農業
	増山弘子	事業者	有限会社パルストック代表取締役
	金子富紀	民間の団体の構成員	連合三多摩・多摩東部第二地区協議会
○	竹内章	民間の団体の構成員	NPO法人府中かんきょう市民の会理事長
	塚原仁	民間の団体の構成員	かんきょう塾ネット代表
	馬場利之	民間の団体の構成員	むさし府中商工会議所議員
◎	朝岡幸彦	学識経験を有する者	東京農工大学大学院教授
	田中あかね	学識経験を有する者	東京農工大学大学院教授
	室英治	学識経験を有する者	芝浦工業大学非常勤講師

(◎会長、○副会長)

五十音順(区分ごと)、敬称略

◆平成25年5月1日～平成27年4月30日

	安藤正邦	公募による市民	
	伊東準一	公募による市民	
	加藤信次	公募による市民	
	清水淑子	公募による市民	
	石谷真喜子	事業者	株式会社マキコーポレーション代表取締役
	川辺清二	事業者	農業
	増山弘子	事業者	有限会社パルストック代表取締役
	宮地賢	事業者	株式会社アサンテ内部監査室長
	金子富紀	民間の団体の構成員	連合三多摩・多摩東部第二地区協議会
○	竹内章	民間の団体の構成員	NPO法人府中かんきょう市民の会理事 会長
	玉山真一	民間の団体の構成員	むさし府中商工会議所議員
	塚原仁	民間の団体の構成員	かんきょう塾ネット代表
	榎本弘行	学識経験を有する者	東京農工大学大学院講師
	田中あかね	学識経験を有する者	東京農工大学大学院教授
◎	室英治	学識経験を有する者	元芝浦工業大学教授

(◎会長、○副会長)

五十音順(区分ごと)、敬称略

資料3 府中市環境基本計画市民検討会名簿

◆平成24年8月31日～12月10日

安 藤 秀 史
加 藤 芳 夫
熊 井 滋 有
小 西 信 生
澤 田 浩 宜
杉 山 敏
土 橋 重 政
永 淵 琢 也
山 田 義 夫
渡 辺 實

(五十音順、敬称略)

資料4 アンケート調査結果（概要）

■市民アンケート調査

1 調査の概要

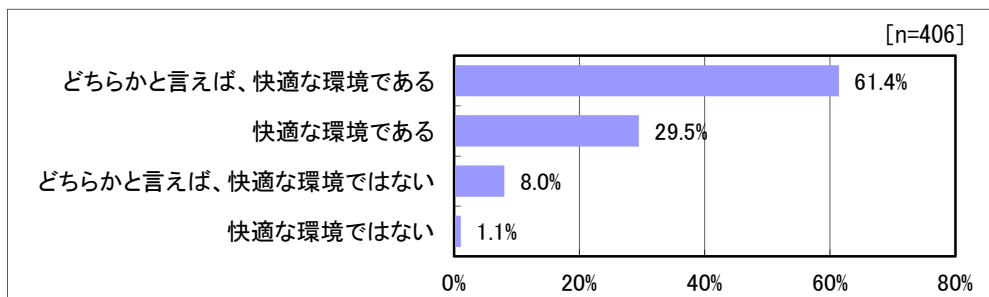
【配布・回収状況】

- 配布数 : 1,500 票（府中市内の世帯を対象に無作為抽出）
- 配布・回収方法：調査票を郵送配布し、郵送回収
- 配布・回収期間：平成 24 年 12 月に発送し、平成 25 年 1 月到着分をもって締切
- 回収数 : 411 票（回収率 27.4%）

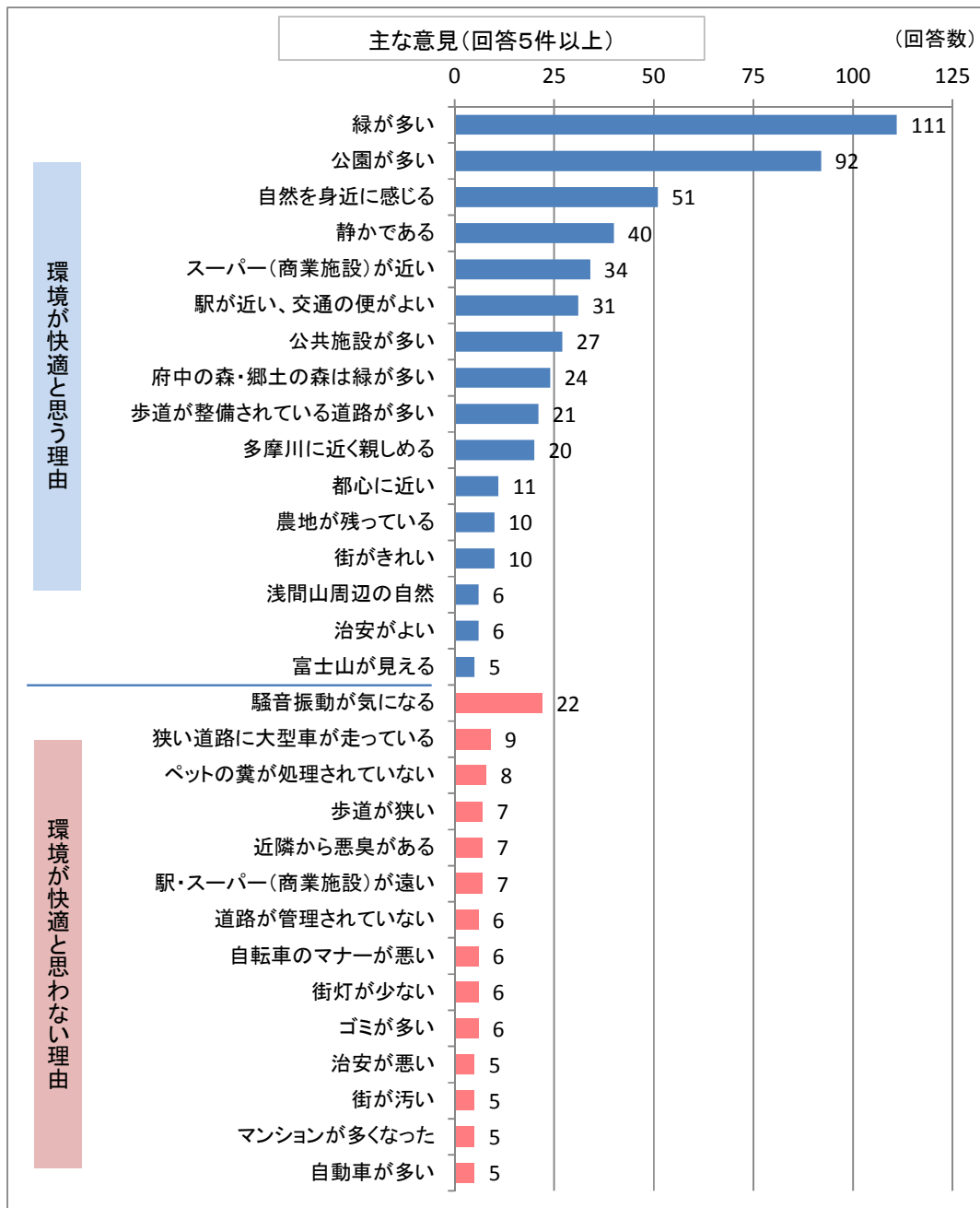
2 個別の設問に対する調査結果（一部抜粋）

●府中市や身の回りの環境の現状や課題について

（1）身近な環境の印象（単回答）



(2) 環境の印象についての回答理由（自由回答）



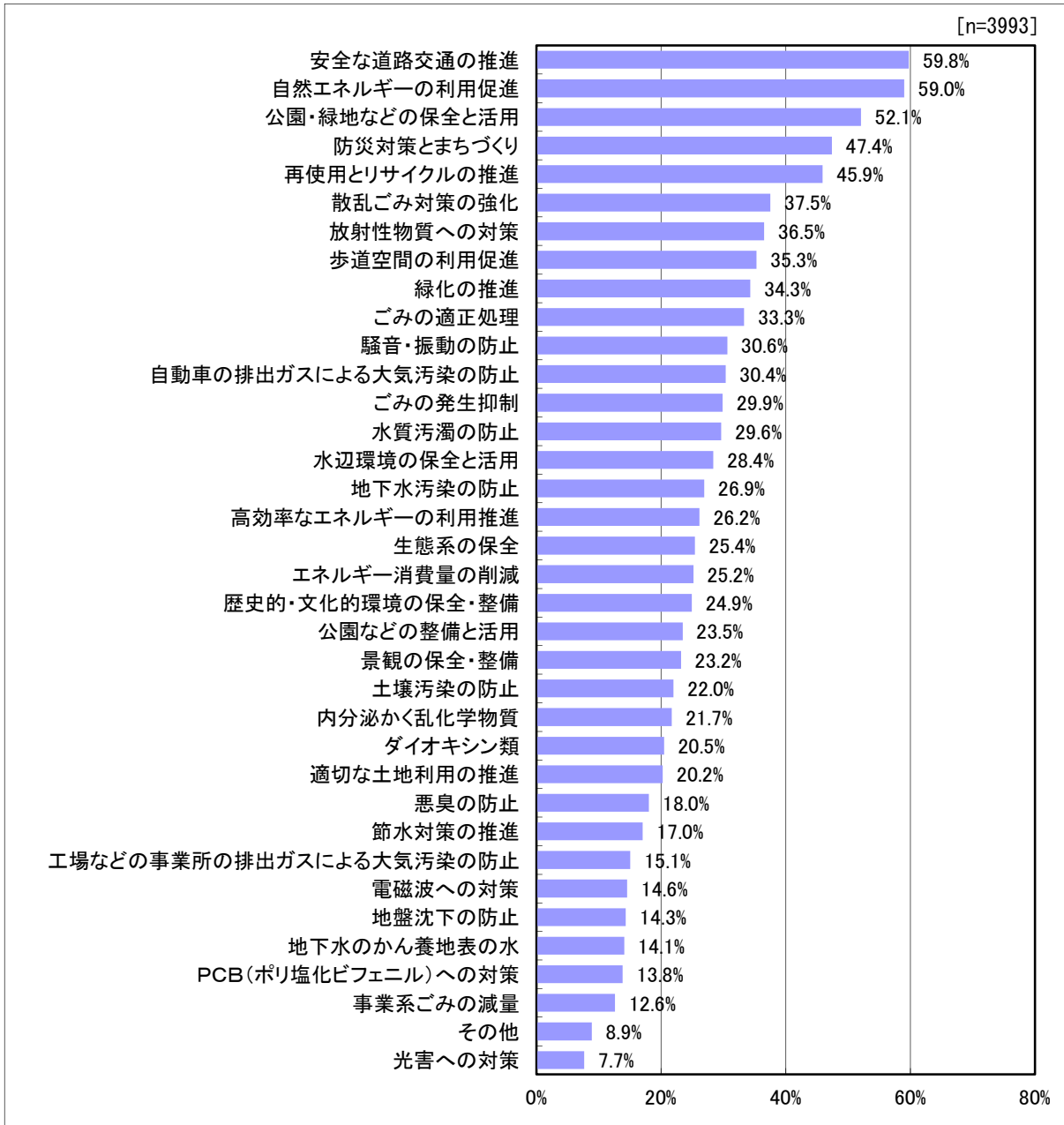
(3) 生息する生き物が増減している印象（単回答）

本編 19 頁参照

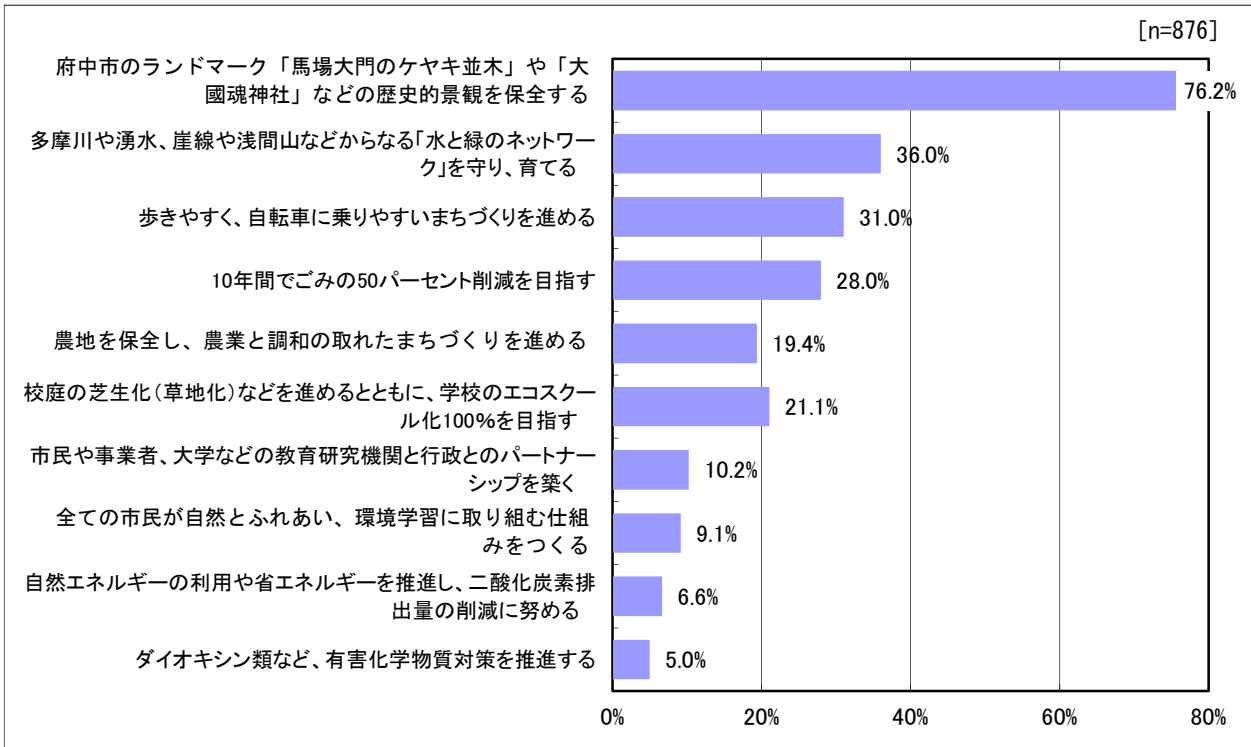
(4) 昔より減少したと感じる生き物（記述）

本編 20 頁参照

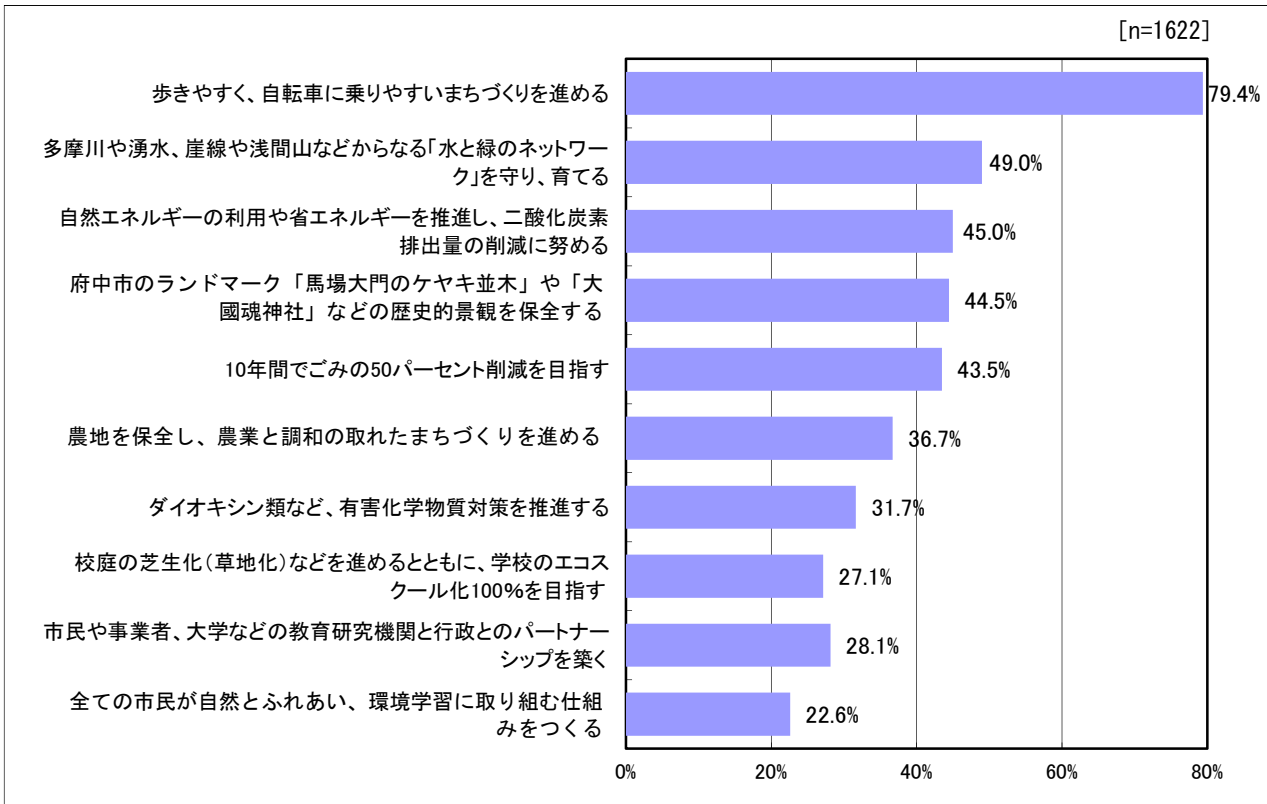
(5) 特に改善や継続的な対策が必要であると思う課題（複数回答）



(6) 「効果があった」と思う施策（複数回答）

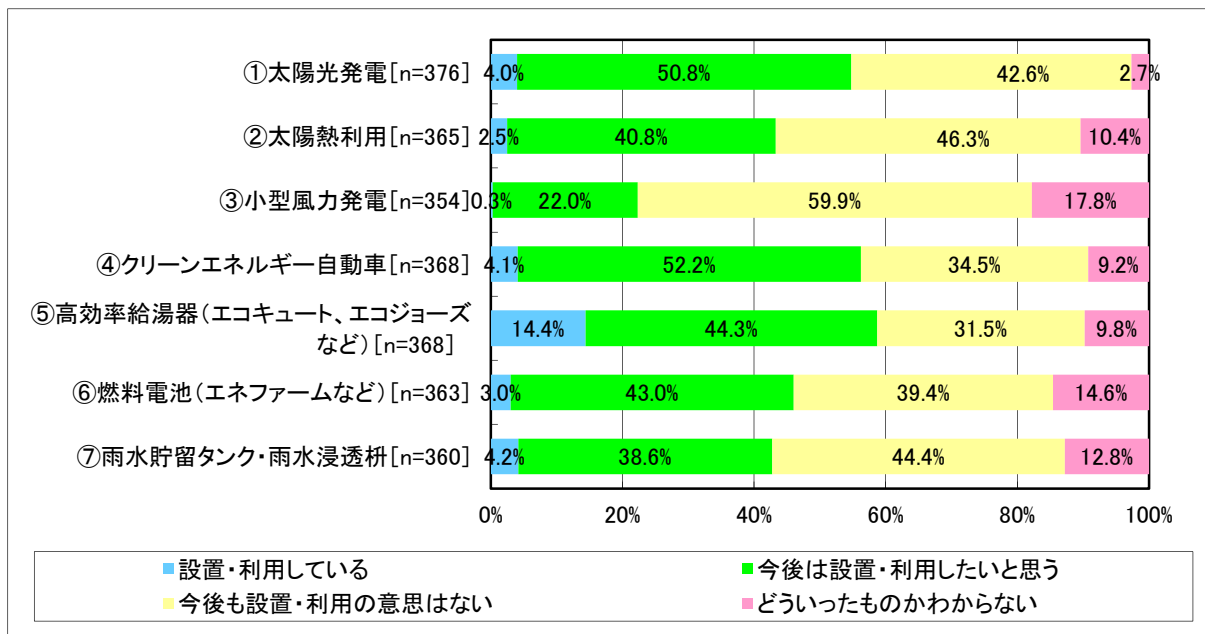


(7) 「今後も継続して重点的な取り組みを行うことが必要」と思う施策（複数回答）



●環境に配慮した行動の実践状況について

(1) 省エネルギー機器の設置・利用状況もしくは、設置意思（単回答）

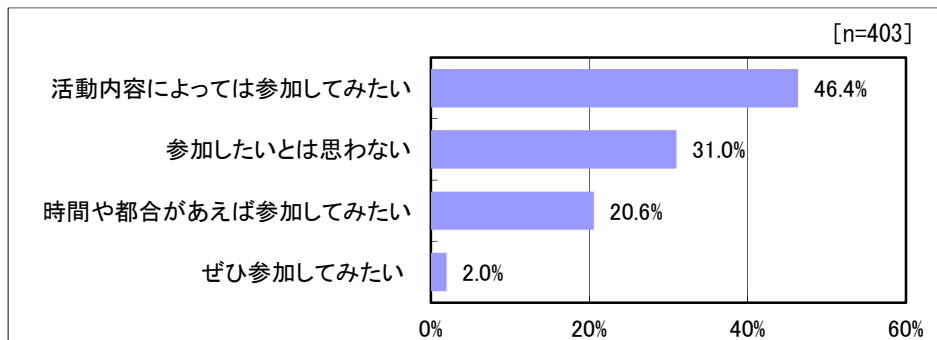


(2) 日頃心掛けているエコライフ（環境に配慮した生活）の行動（単回答）

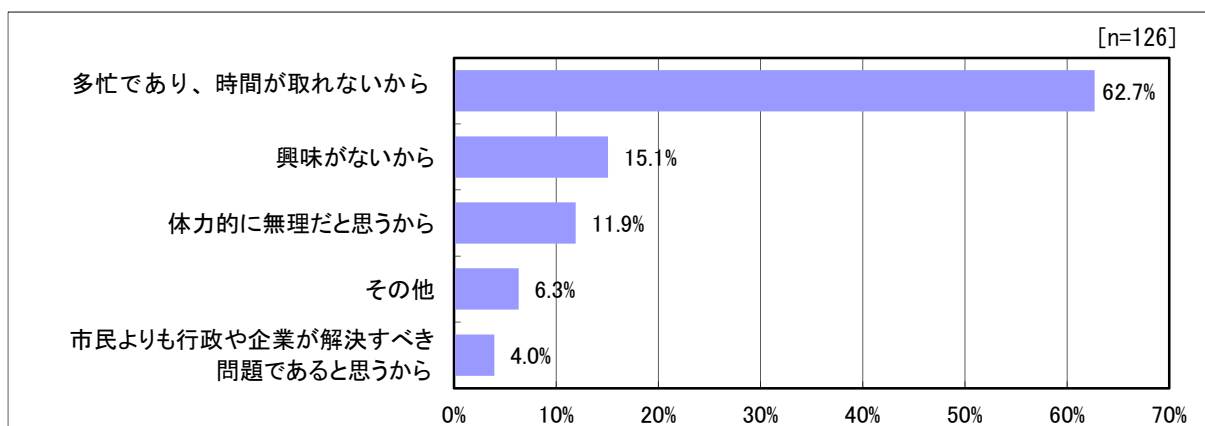
本編 41 頁参照

●環境づくりへの参加について

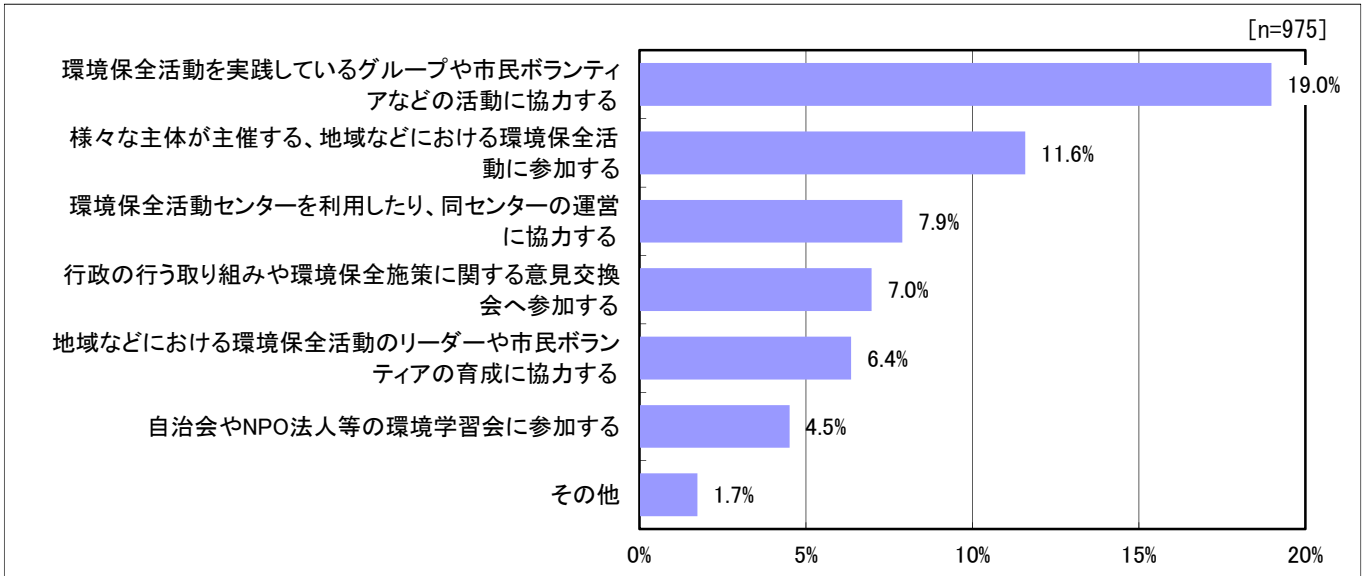
(1) 市民の自主的な環境づくり活動への参加意欲（単回答）



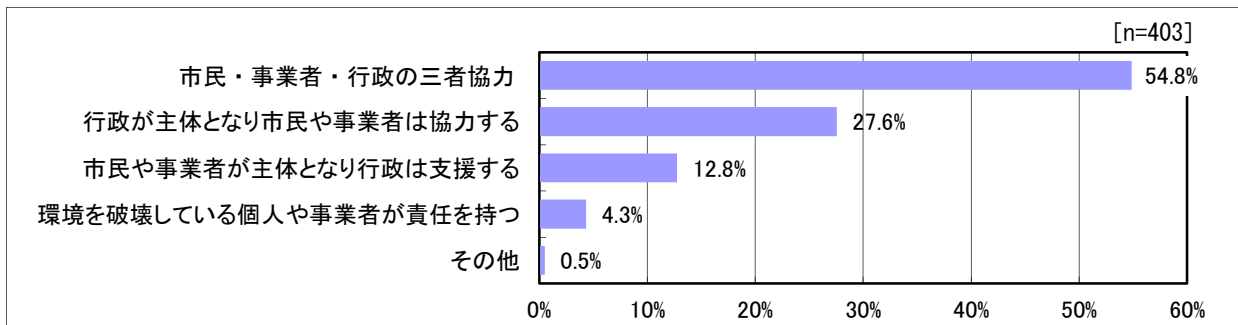
(2) 市民の自主的な環境づくりに参加したくない理由（単回答）



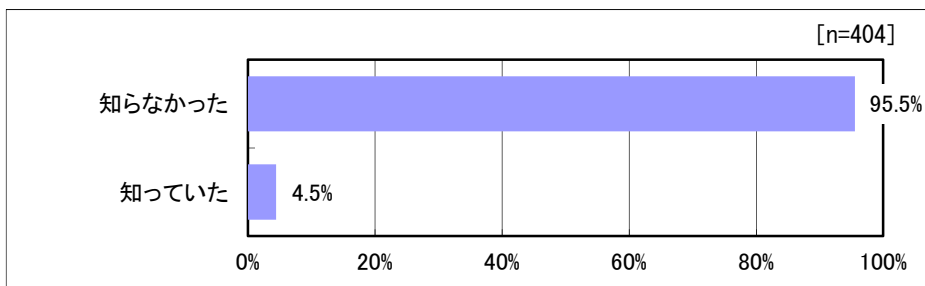
(3) 市民が環境づくりに参加するために、取り組むべき重点事項（複数回答・2つまで）



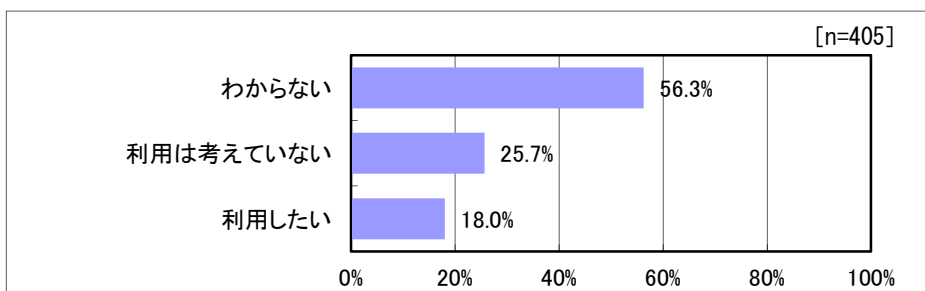
(4) 望ましいと考える役割分担（単回答）



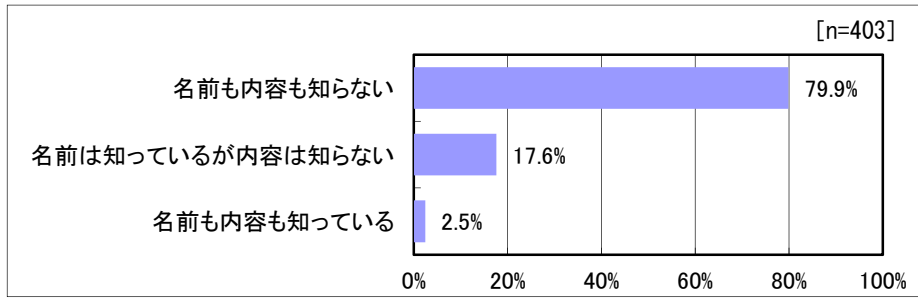
(5) 「府中市環境保全活動センター」についての認知度（単回答）



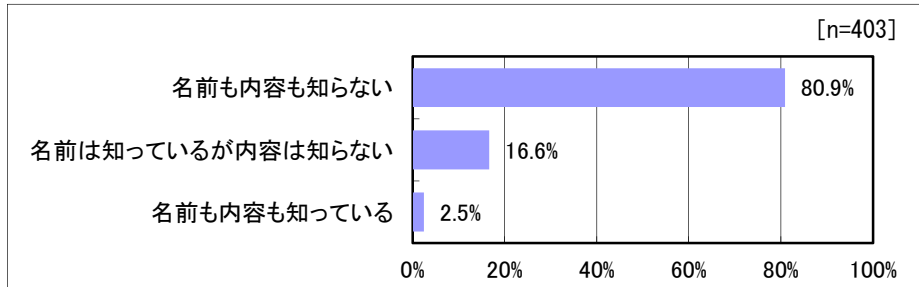
(6) 「府中市環境保全活動センター」を利用する意向（単回答）



(7) 「府中市環境基本条例（平成 11 年制定）」の認知度（単回答）



(8) 「府中市環境基本計画（平成 15 年策定）」の認知度（単回答）



■事業者アンケート調査

1 調査の概要

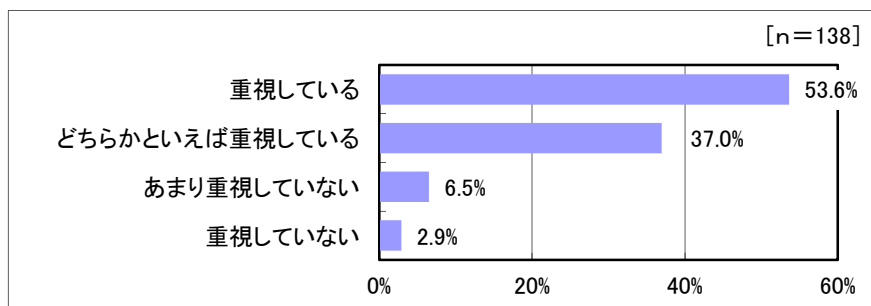
【配布・回収状況】

- 配布数 : 500 票（府中市内の事業者を対象に無作為抽出）
- 配布・回収方法 : 調査票を郵送配布し、郵送回収
- 配布・回収期間 : 平成 24 年 12 月に発送し、平成 25 年 1 月到着分をもって締切
- 回収数 : 138 票（回収率 27.6%）

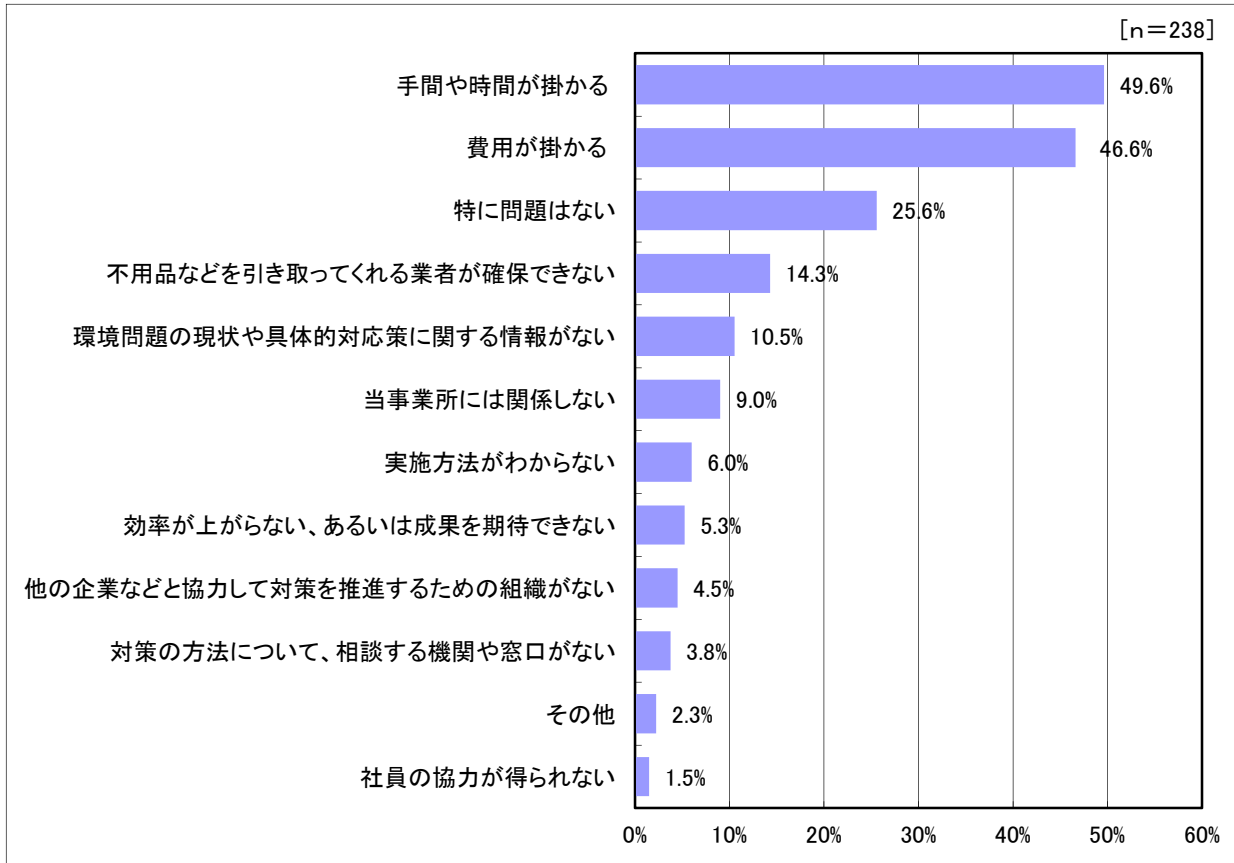
2 個別の設問に対する調査結果（一部抜粋）

●事業所における環境問題への取り組み状況について

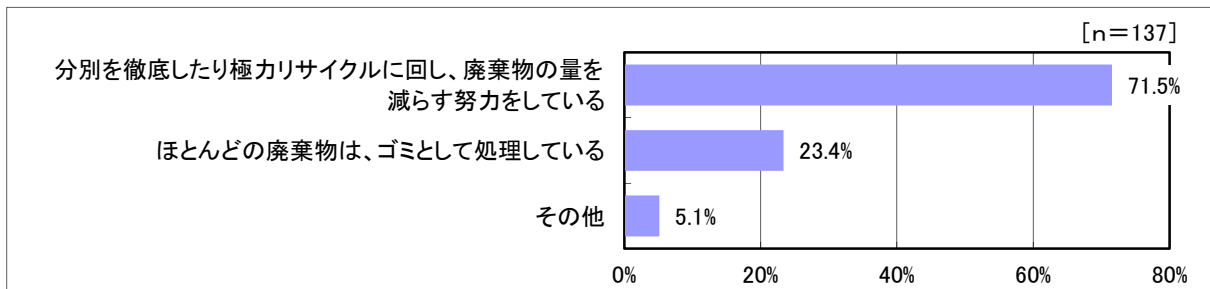
(1) 環境への考え方についての経営方針（単回答）



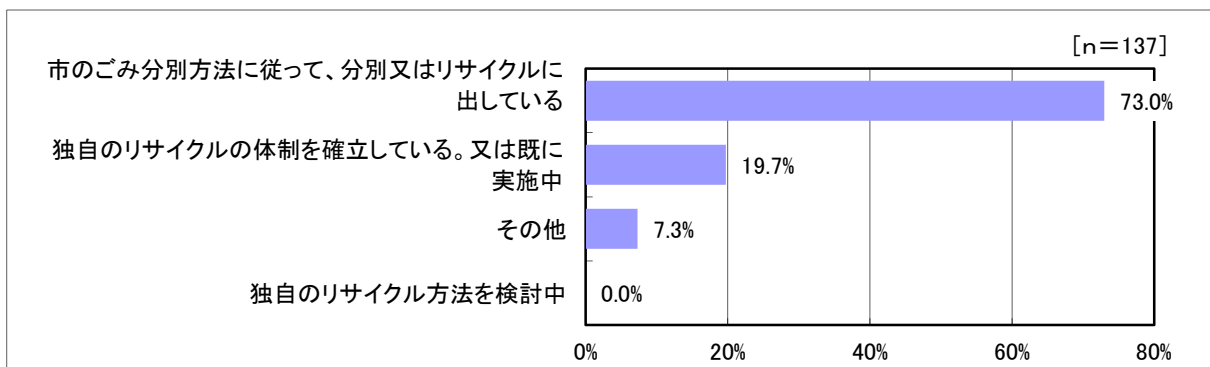
(2) 環境に配慮した取組を実施する上での問題点(複数回答)



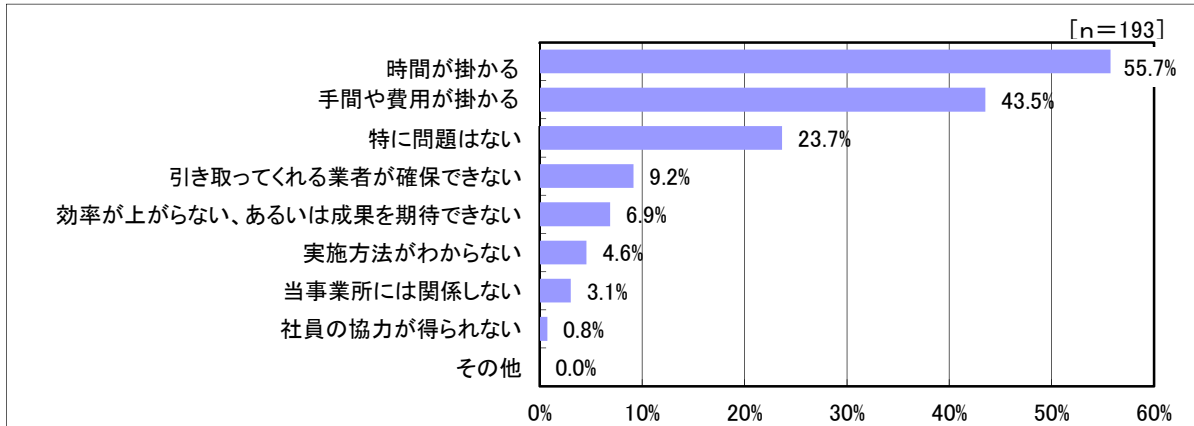
(3) 廃棄物の処理状況(単回答)



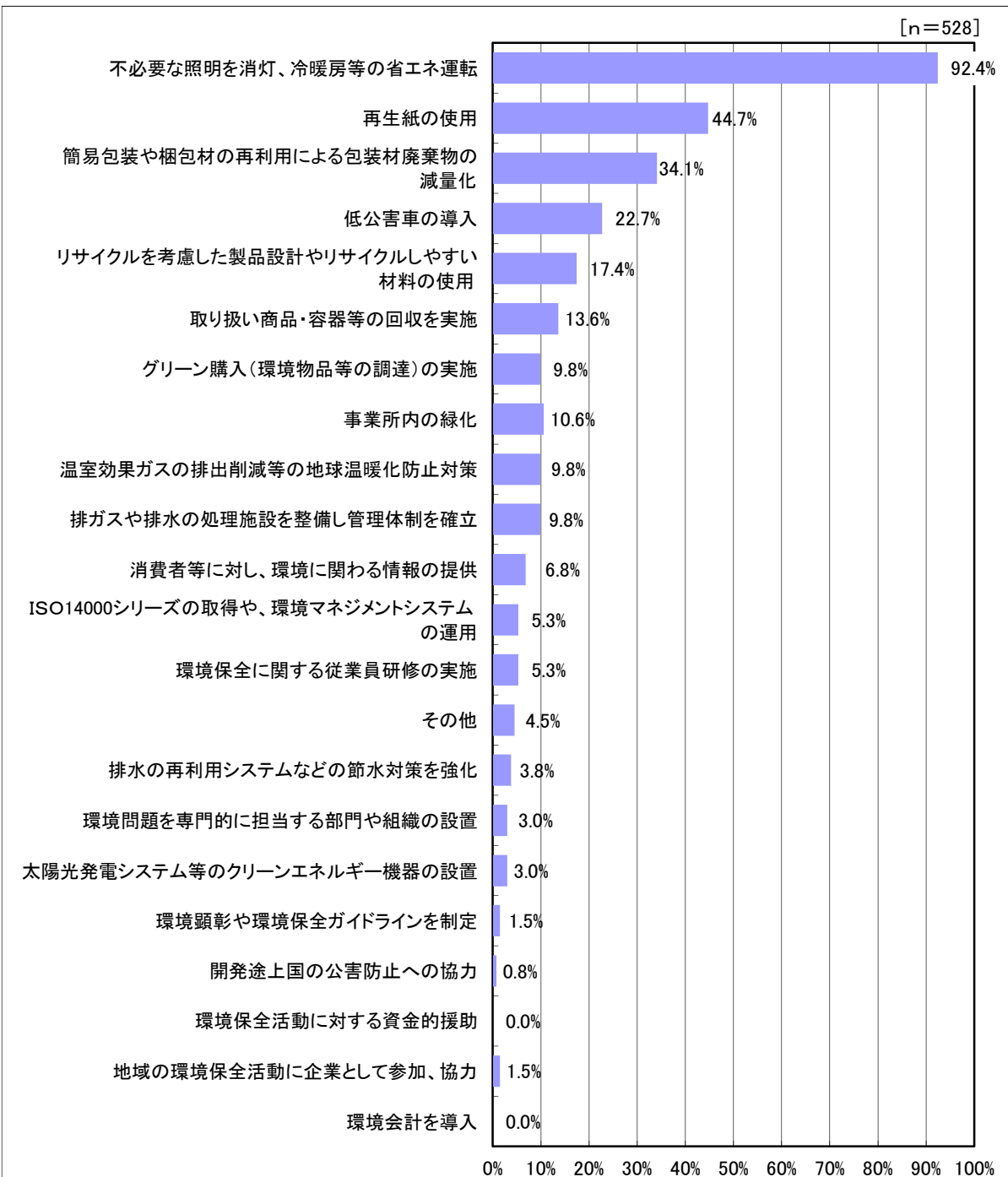
(4) リサイクルの実施状況(単回答)



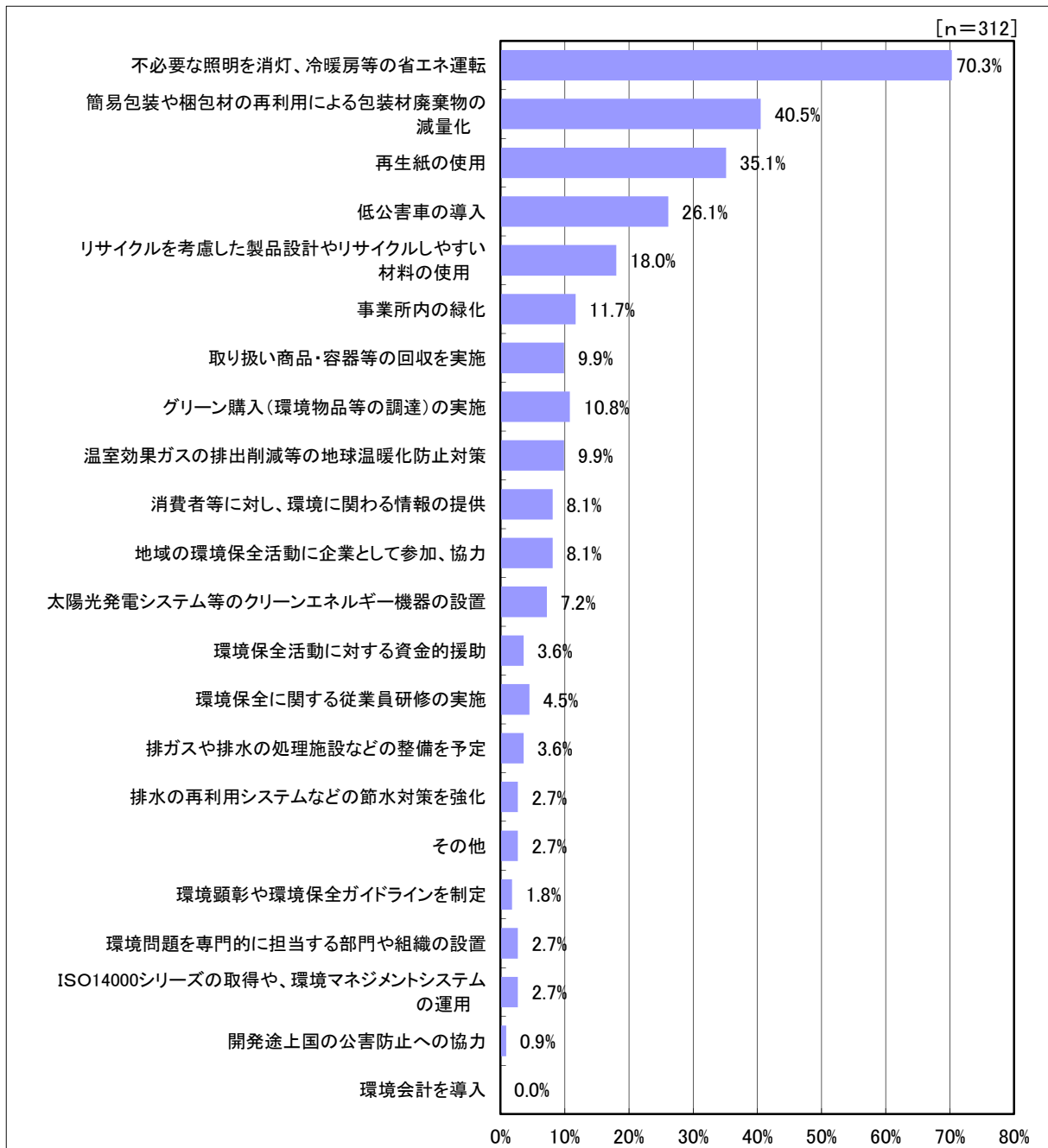
(5) リサイクルを実施するうえでの問題点（複数回答）



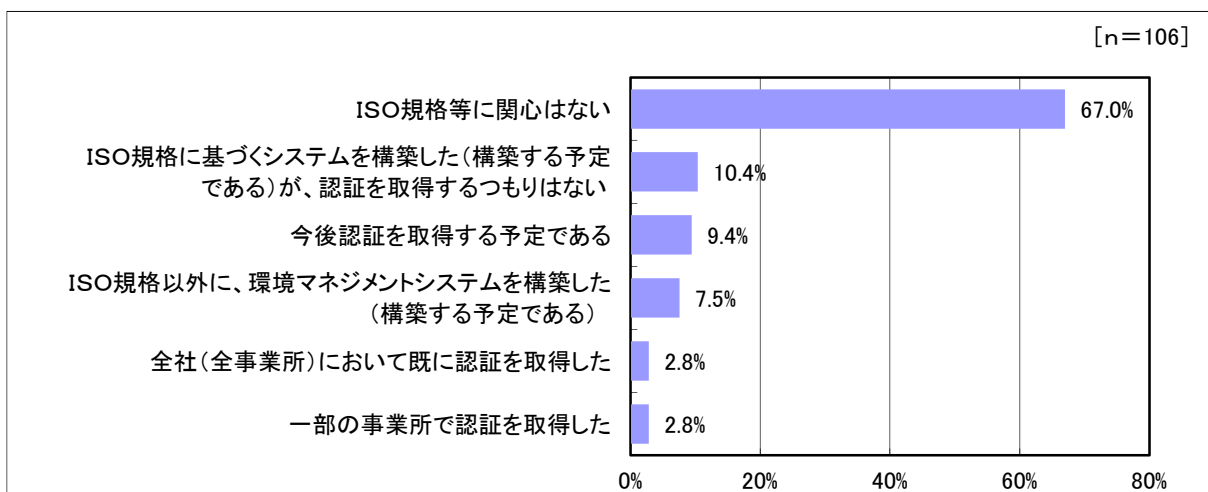
(6) 事業所で実施している環境保全対策（複数回答）



(7) 事業所で予定している環境保全対策（複数回答）

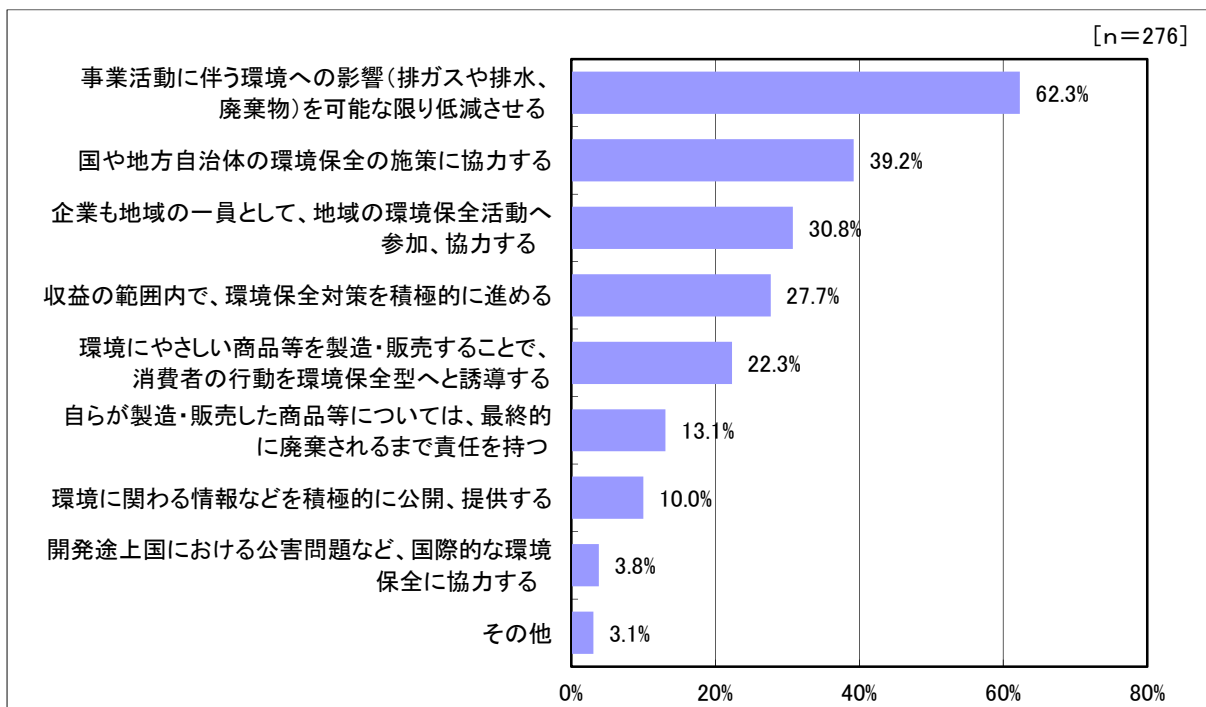


(8) 環境マネジメントシステムの（国際規格 ISO14001 規格の認証）対応状況（単回答）

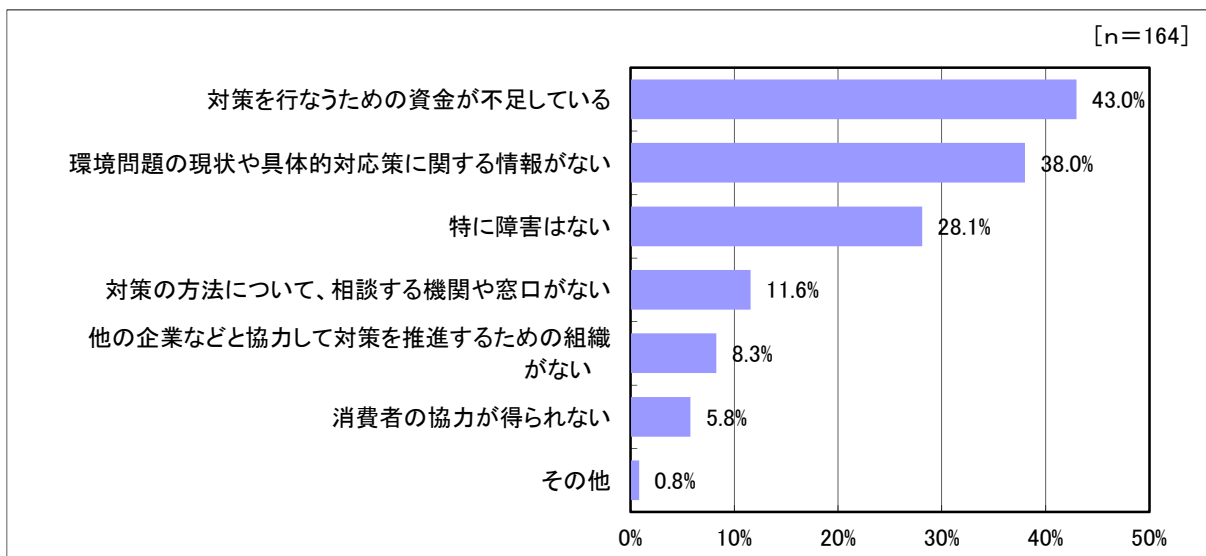


●事業所における環境保全に対する考え方について

(1) 環境保全に対する企業の役割の考え方（複数回答）

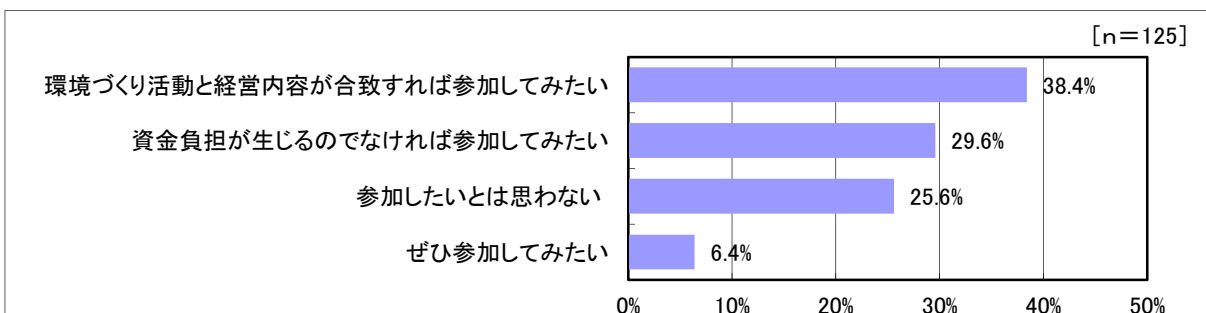


(2) 環境保全対策を推進していくに当たっての障害（複数回答・2つまで）

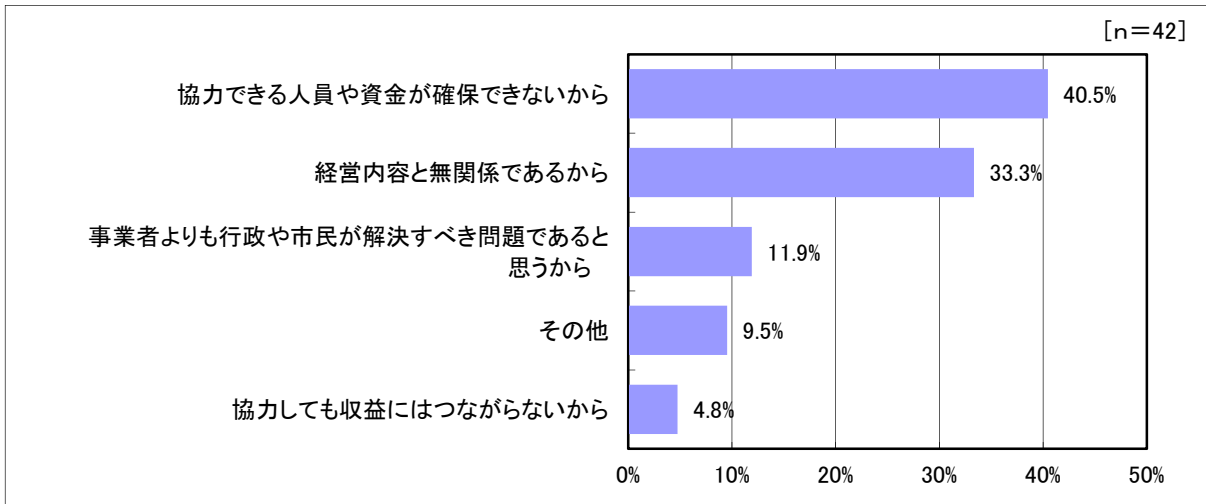


●環境づくりへの参加について

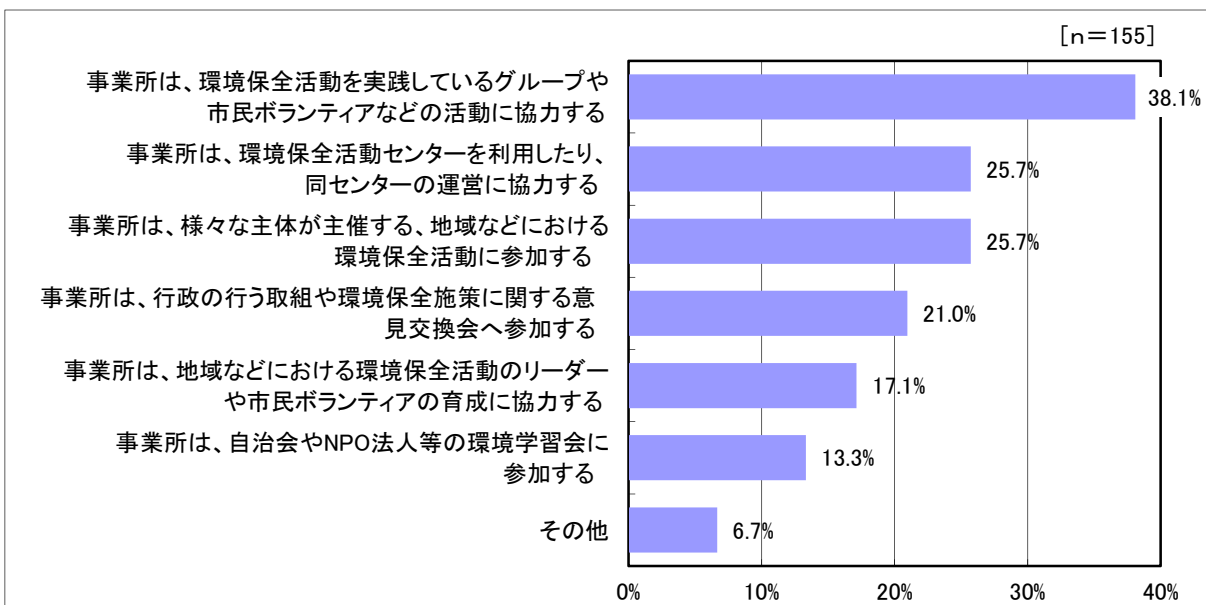
(1) 事業者の自主的な環境づくり活動への参加意欲（単回答）



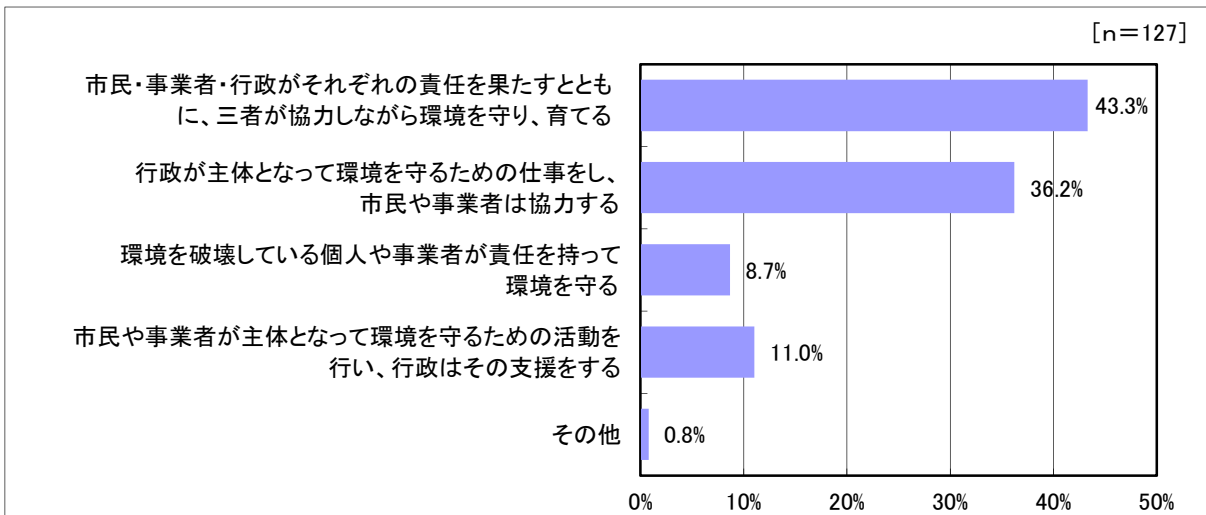
(2) 事業者の自主的な環境づくりに参加したくない理由（単回答）



(3) 環境づくりに参加するための重点事項（複数回答・2つまで）

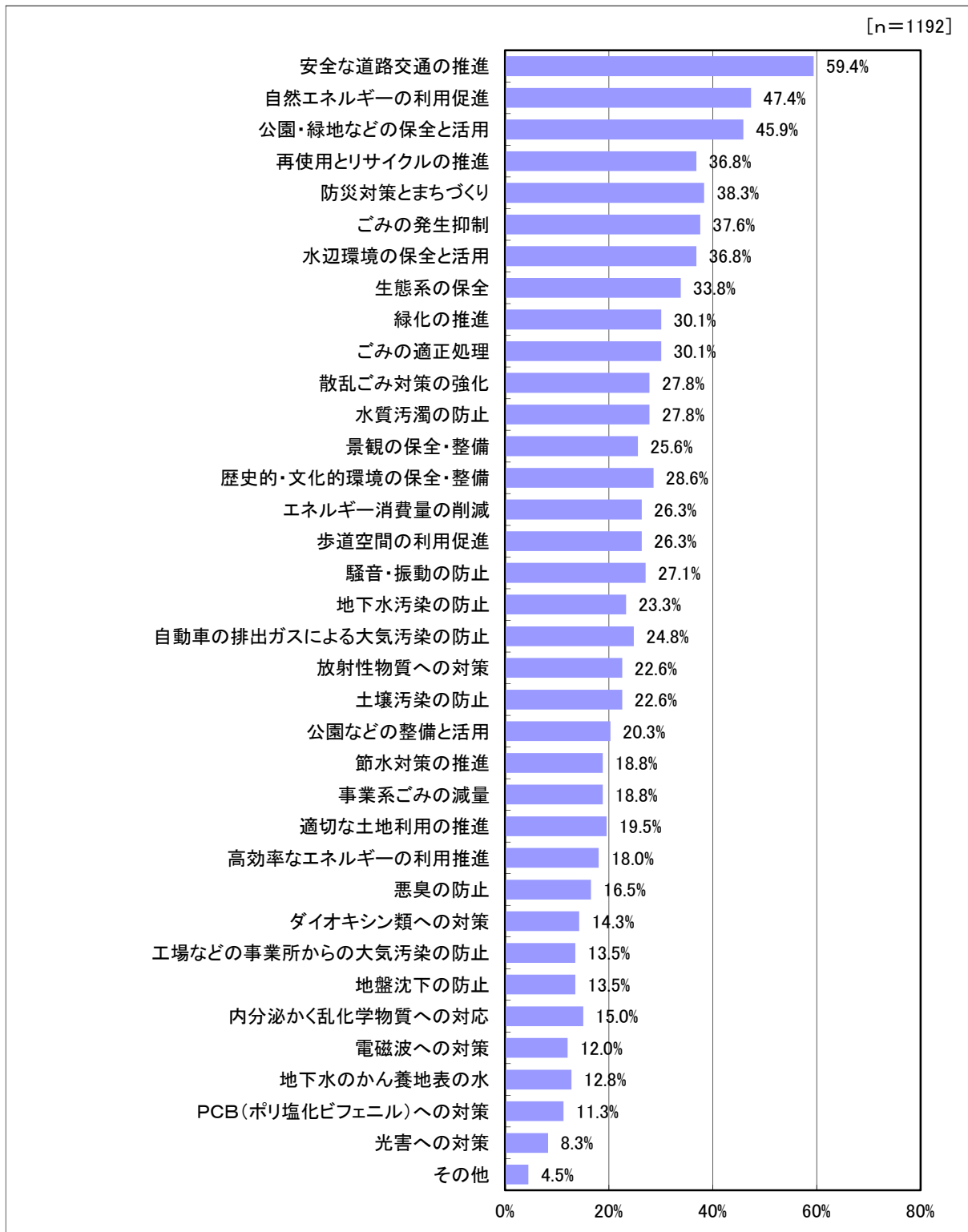


(4) 役割分担の考え方（単回答）

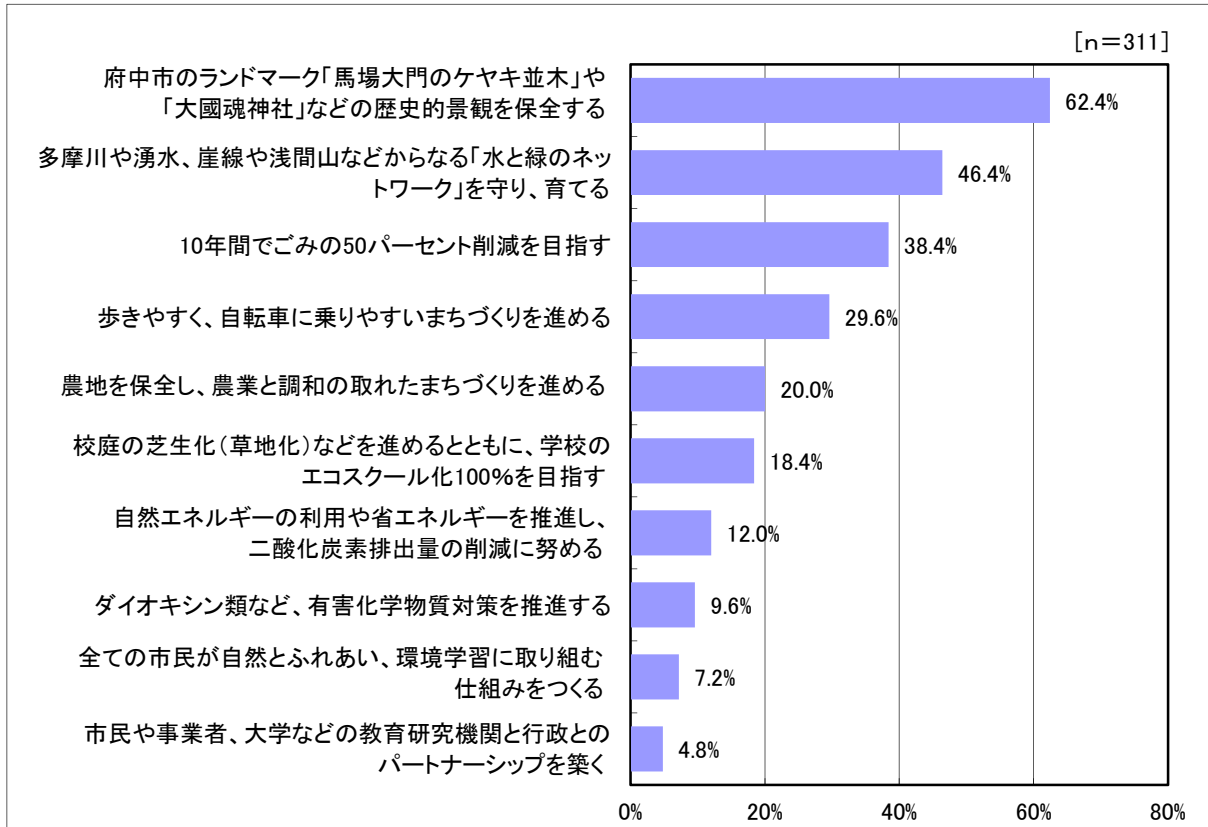


●府中市の環境の現状や課題について

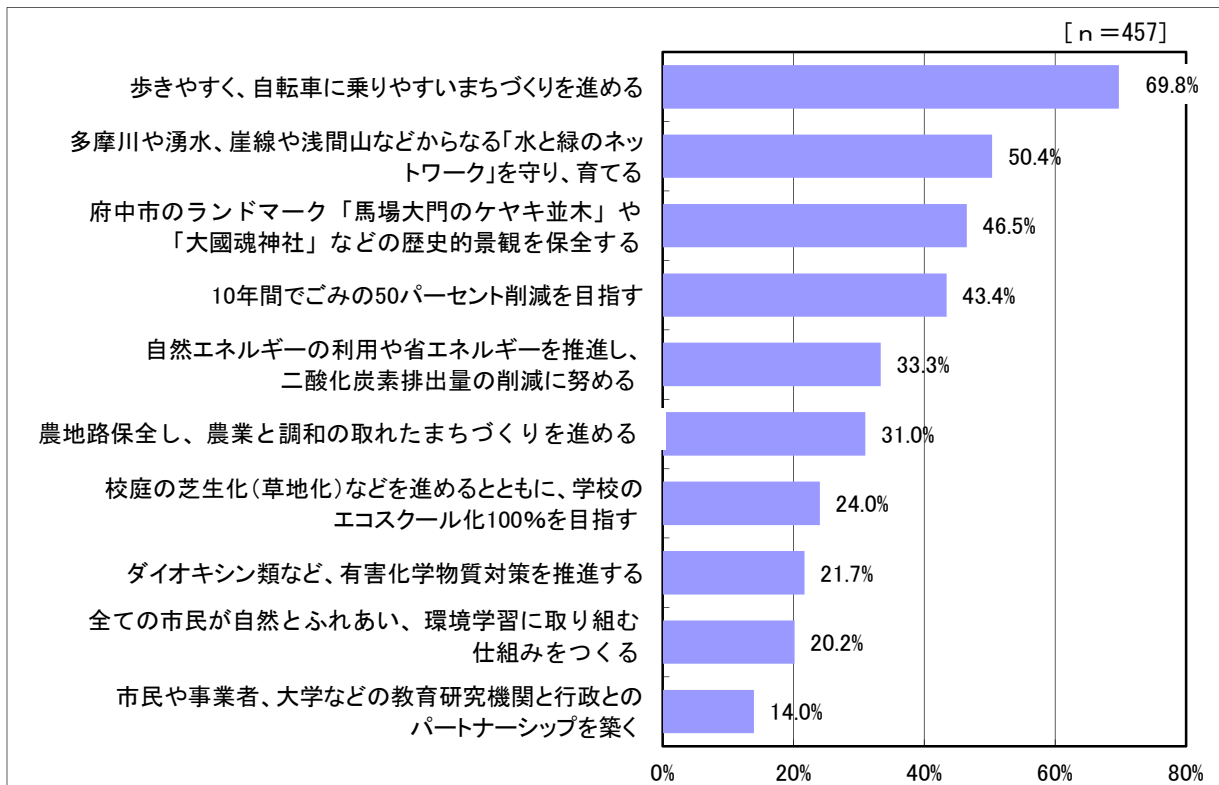
(1) 特に改善や継続的な対策が必要と考える環境課題（複数回答）



(2) 効果があったと考える環境施策の内容（複数回答）



(3) 今後も継続して重点的な取組を行うことが必要と考える環境施策（複数回答）



■農業従事者アンケート調査

1 調査の概要

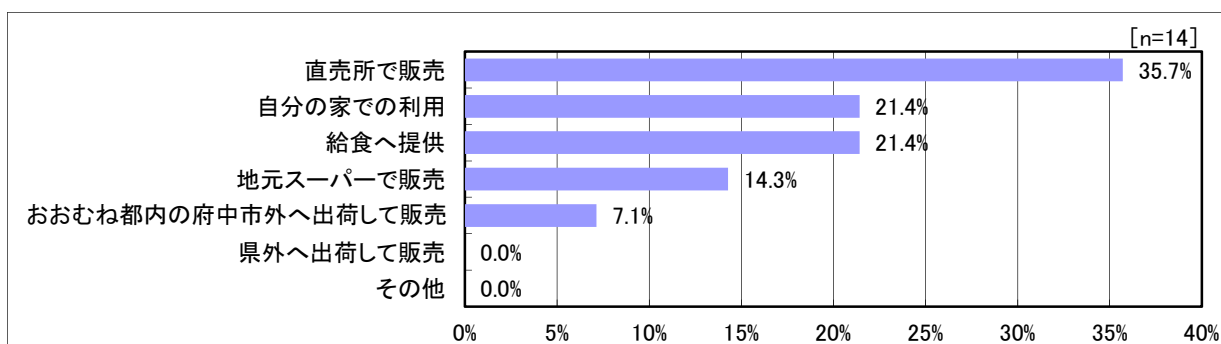
【配布・回収状況】

- 配布数 : 17 票（府中市内の農業従事者を対象に無作為抽出）
- 配布・回収方法 : 調査票を郵送配布し、郵送回収
- 配布・回収期間 : 平成 25 年 1 月に発送し、平成 25 年 2 月到着分をもって締切
- 回収数 : 12 票（回収率 70.6%）

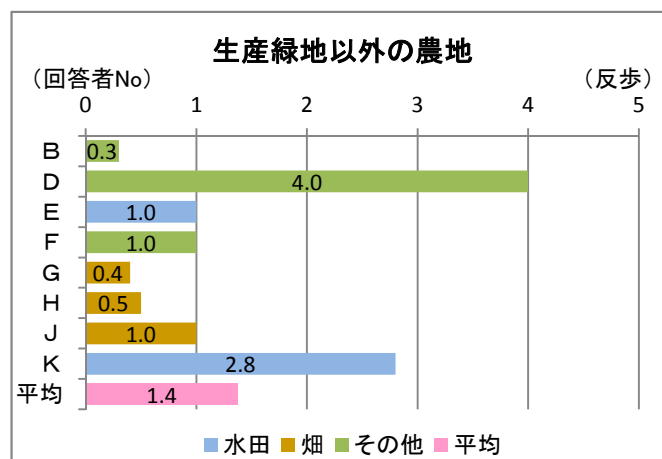
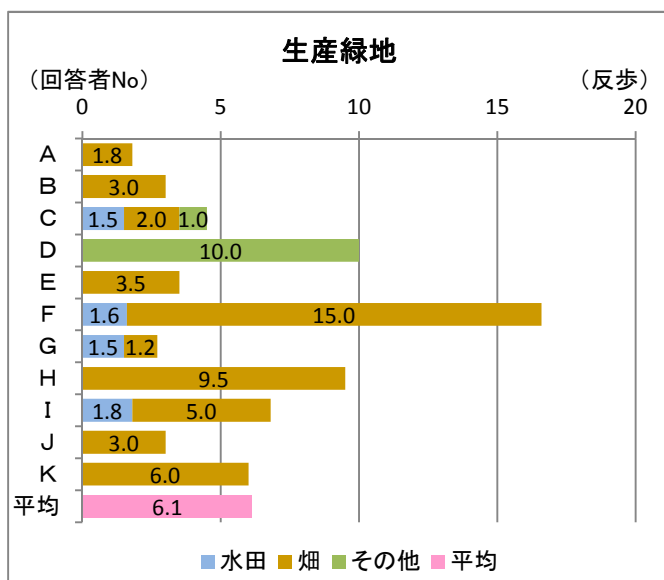
2 個別の設問に対する調査結果（一部抜粋）

●農地の保有状況、耕作状況について

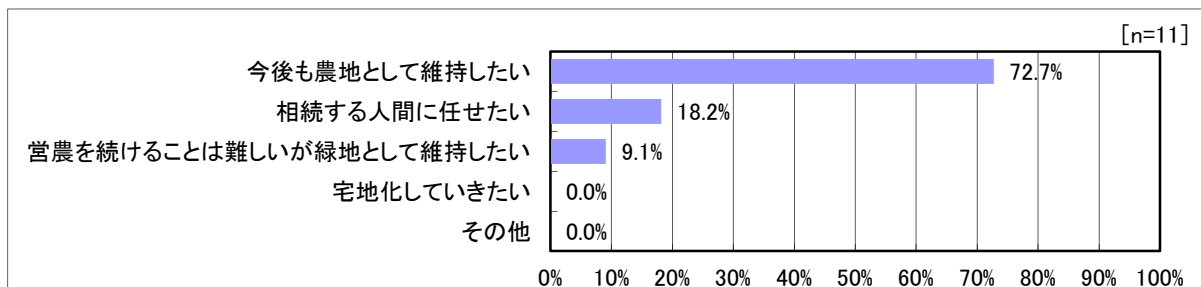
（1）農作物の用途（複数回答）



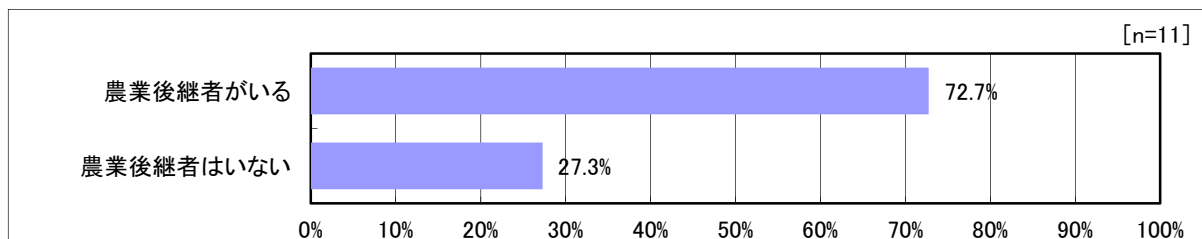
（2）「生産緑地」及び「生産緑地以外の農地」の保有状況、耕作状況



(3) 将来の農業継続の意向 (単回答)

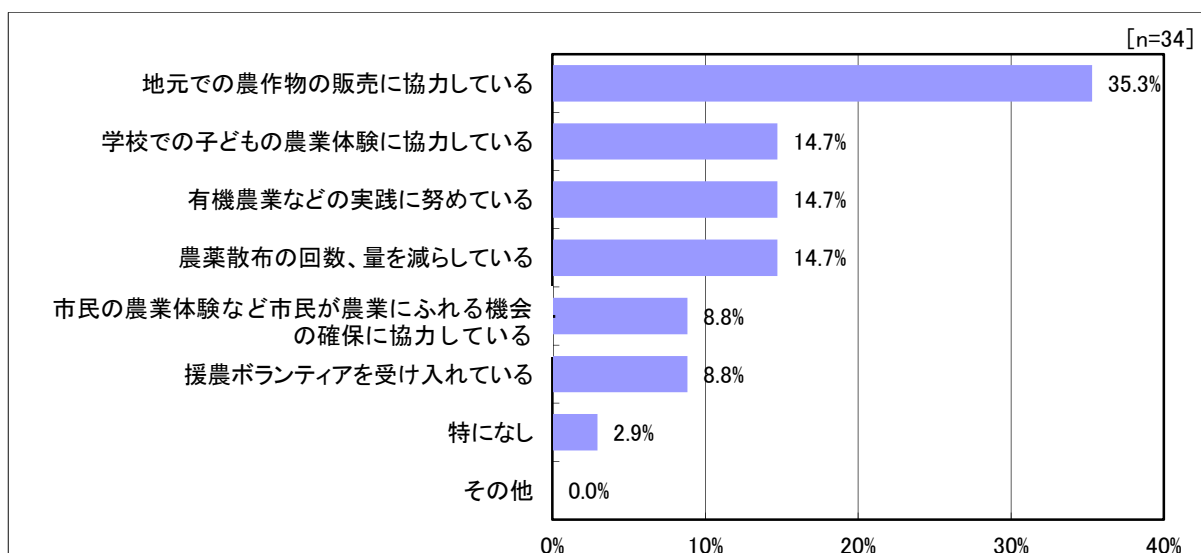


(4) 農業後継者の有無 (単回答)

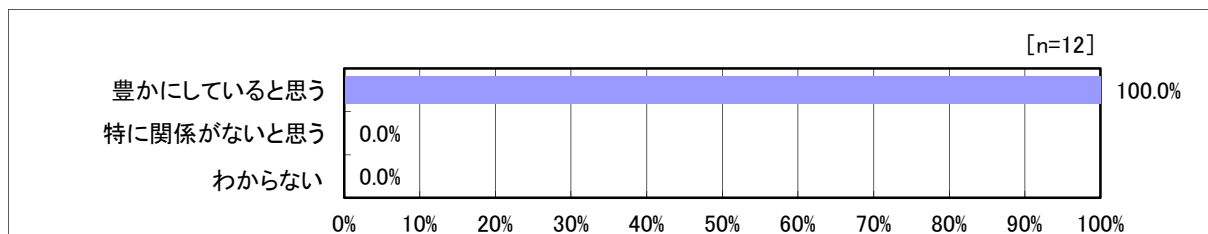


● 農地と環境保全の関わりについて

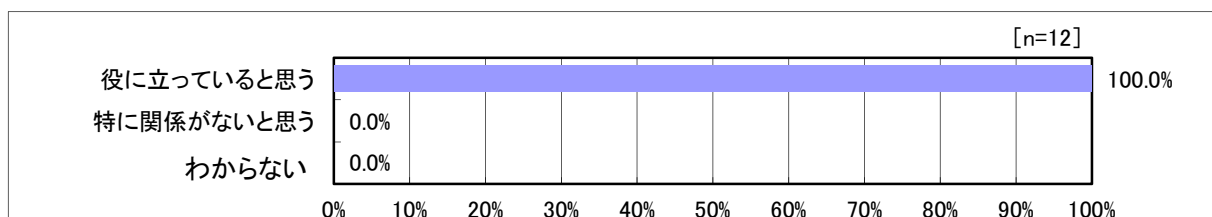
(1) 農業に関して意欲的に取り組んでいる内容 (複数回答)



(2) 農地や農業が自然を豊かにしている自負 (単回答)

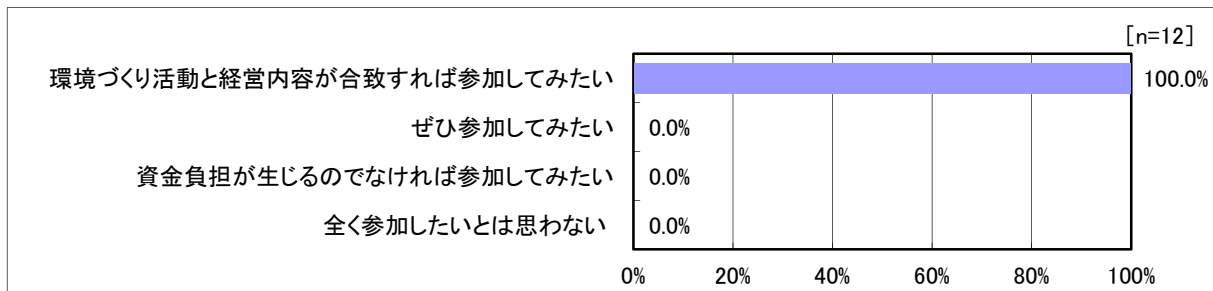


(3) 「地産地消」の取組が省エネに役立っているのかの考え (単回答)



●環境づくりへの参加について

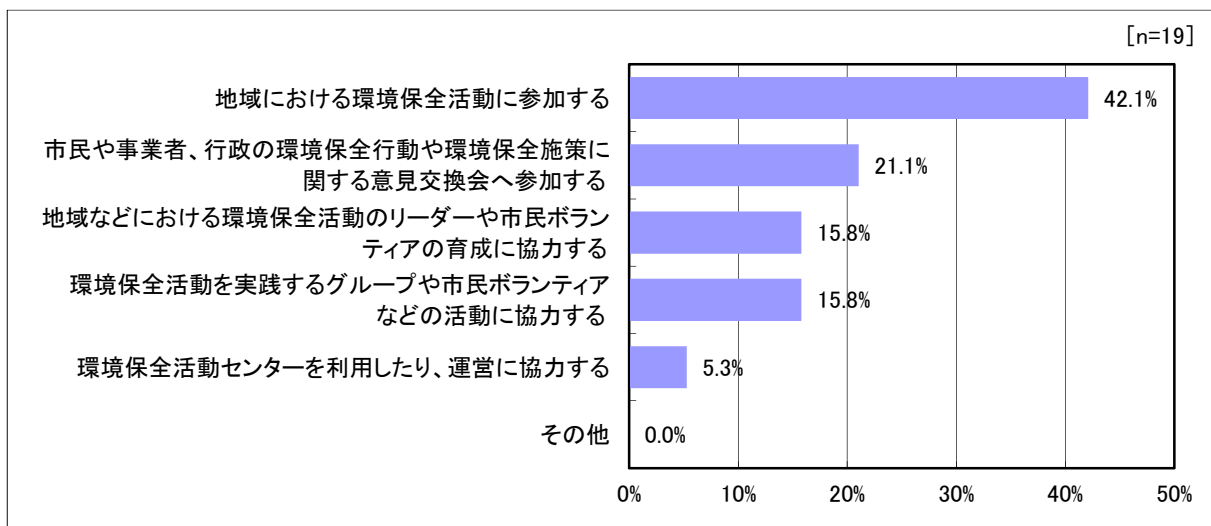
(1) 事業者の自主的な環境づくり活動への参加意欲 (単回答)



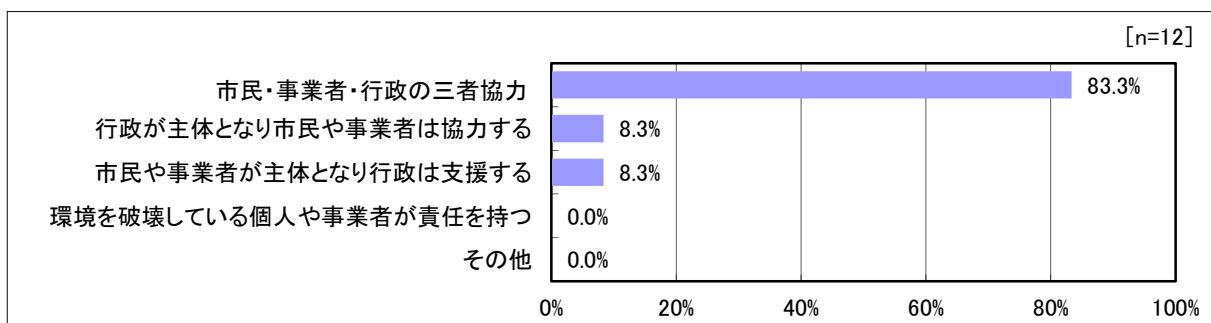
(2) 農業従事者が協働に参加したくない理由

回答なし

(3) 農業従事者が環境づくりに参加するために、取り組むべき重点事項 (複数回答・2つまで)

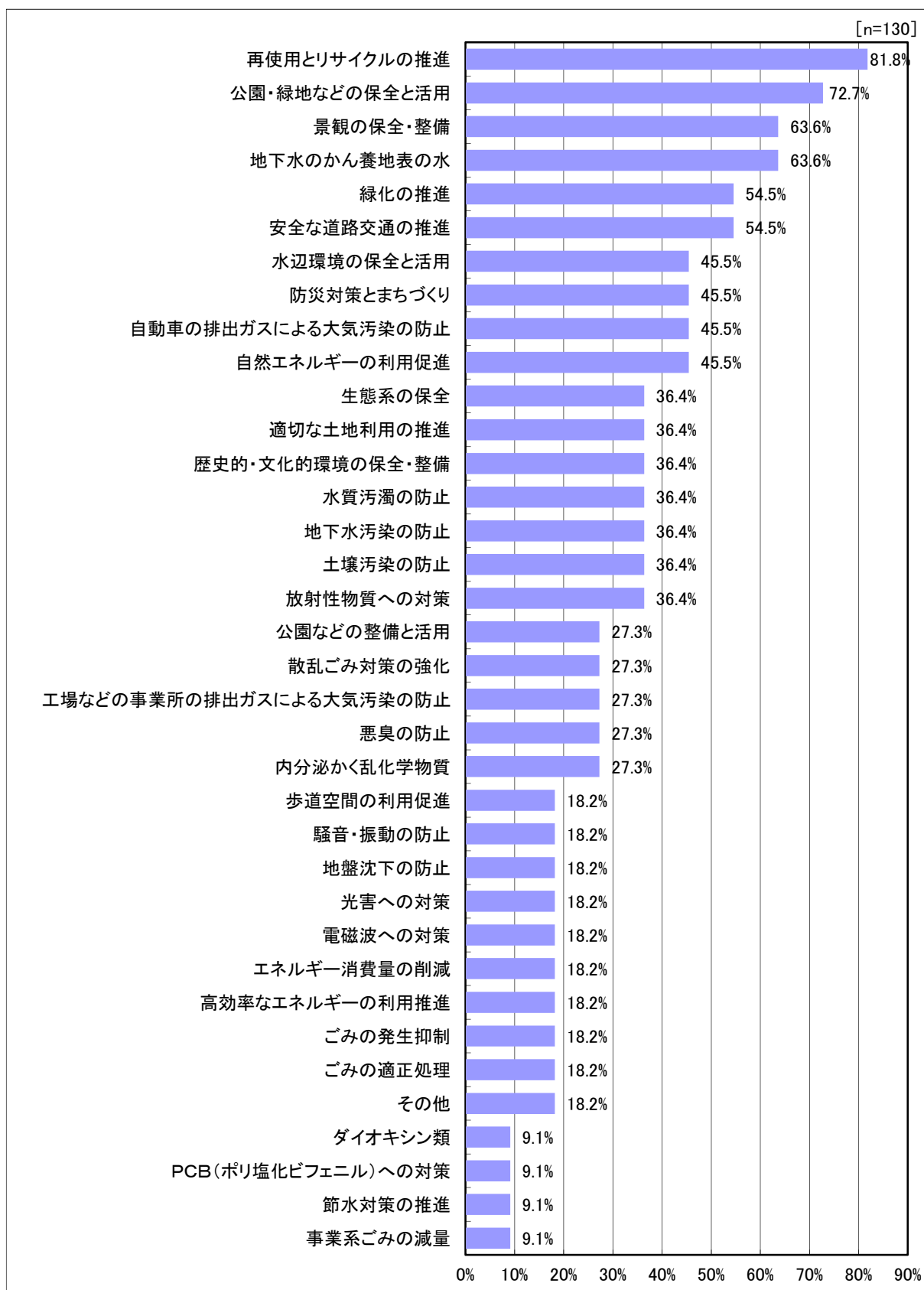


(4) 望ましいと考える役割分担の考え方 (単回答)

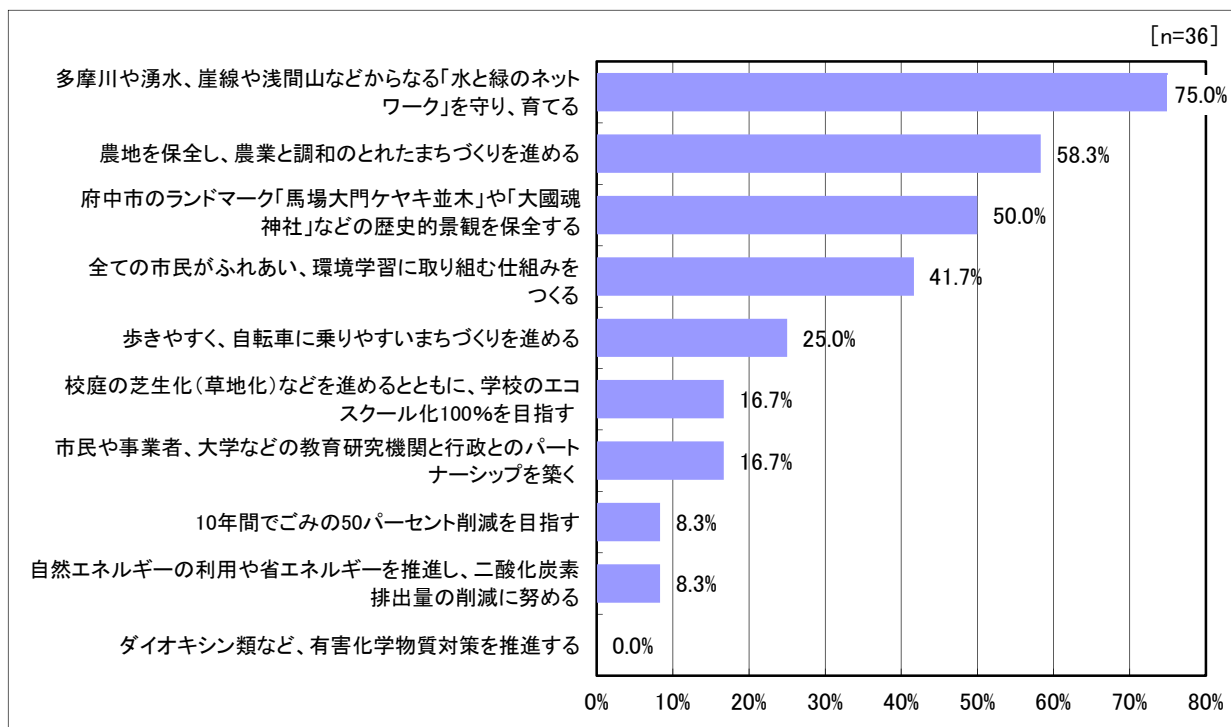


●府中市の環境の現状や課題について

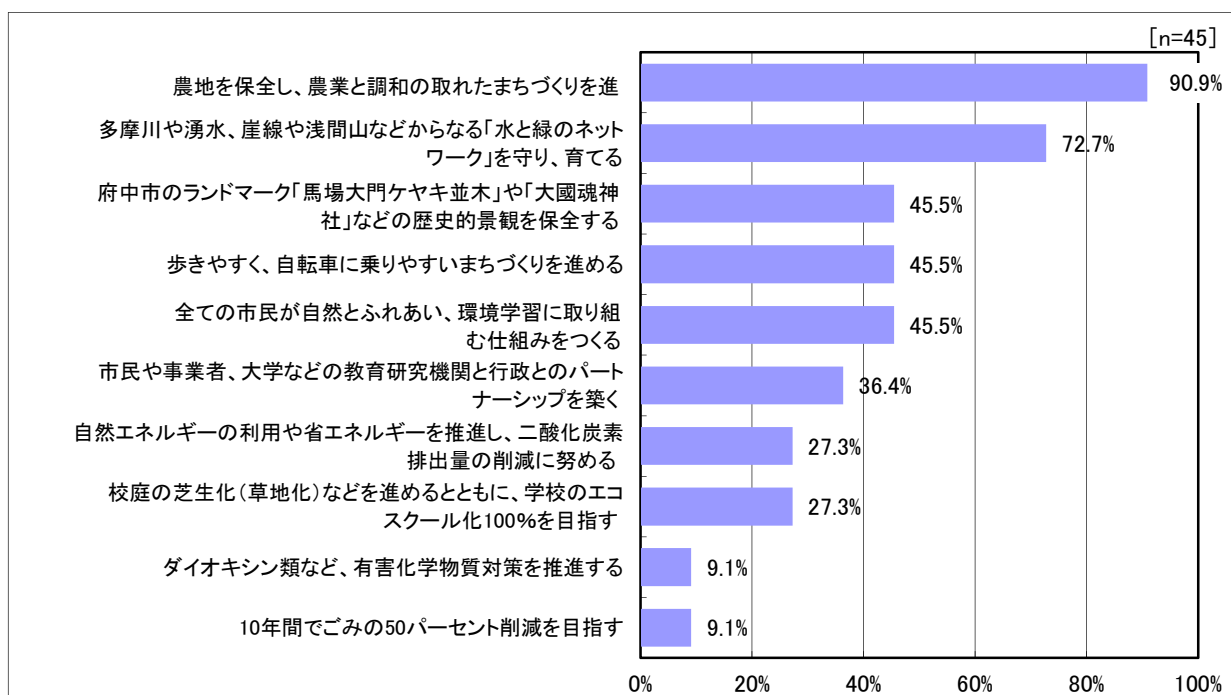
(1) 特に改善や継続的な対策が必要と考える環境課題（複数回答）



(2) 効果があったと考える環境施策の内容（複数回答）



(3) 今後も継続して重点的な取組を行うことが必要と考える環境施策（複数回答）



■小学生アンケート調査

1 調査の概要

【配布・回収状況】

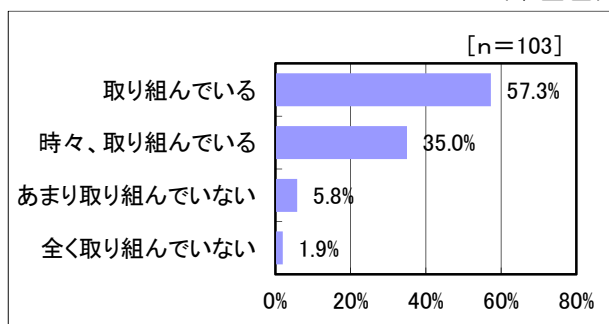
- 配布数 : 104 票（府中市内の小学5年生を対象に抽出）
- 配布・回収方法：小学校のホームルーム時にアンケート実施
- 配布・回収期間：平成24年12月に実施
- 回答数 : 103 票

2 個別の設問に対する調査結果（一部抜粋）

●いつも気をつけている環境にやさしい行動について

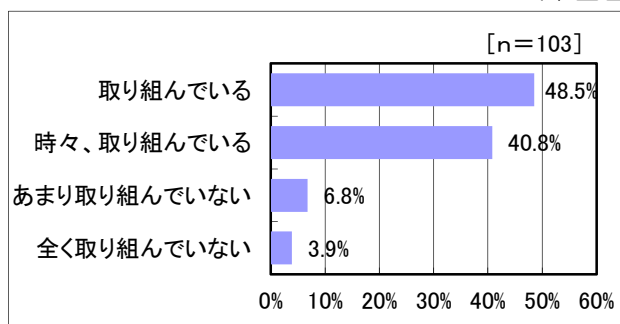
(1) 部屋の電気を使わない時は消している

(単回答)



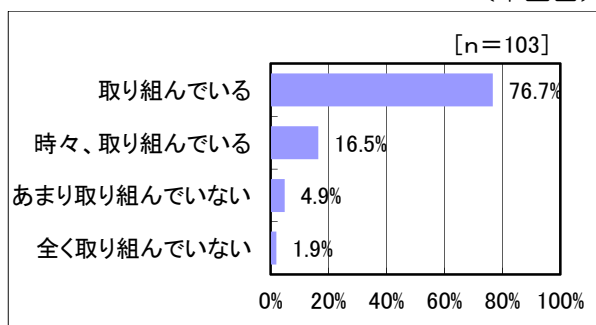
(2) テレビをつけっぱなしにしない

(単回答)



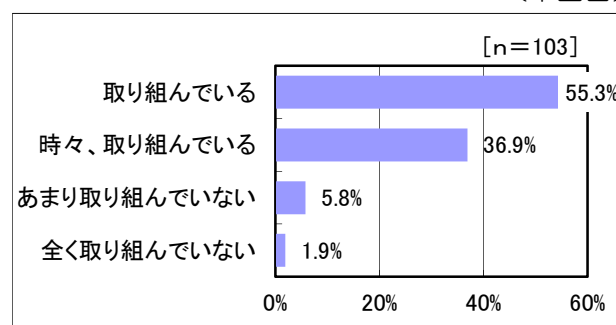
(3) ごみを捨てる場合は分別して捨てる

(単回答)

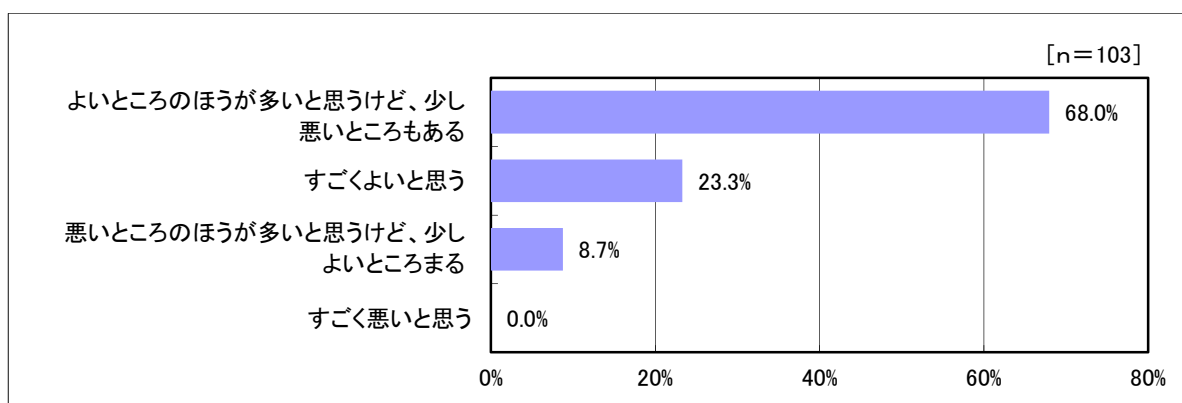


(4) 生き物や緑などの自然を大事にしている

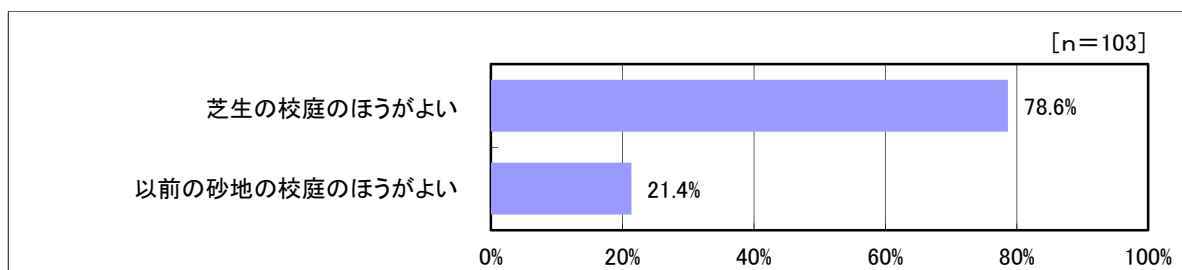
(単回答)



●今の府中市の自然や環境をどう感じているか（単回答）



●芝生緑化（校庭）の満足度（単回答）



■中学生アンケート調査

1 調査の概要

【配布・回収状況】

- 配布数 : 192 票（府中市内の中学2年生を対象に抽出）
- 配布・回収方法：中学校のホームルーム時にアンケート実施
- 配布・回収期間：平成 24 年 12 月に実施
- 回答数 : 192 票

2 個別の設問に対する調査結果（一部抜粋）

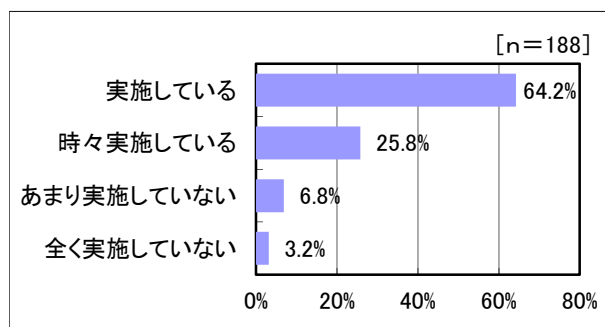
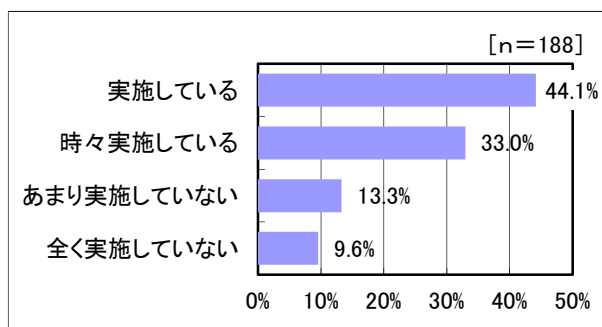
●いつも気をつけている環境にやさしい行動について

(1) エアコンの温度は夏場 28℃、

(2) こまめに消灯している

冬場 20℃に設定している（単回答）

（単回答）

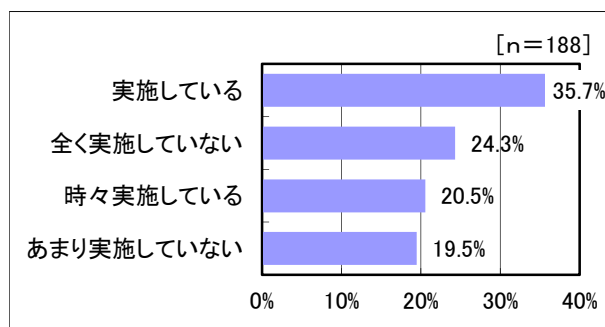
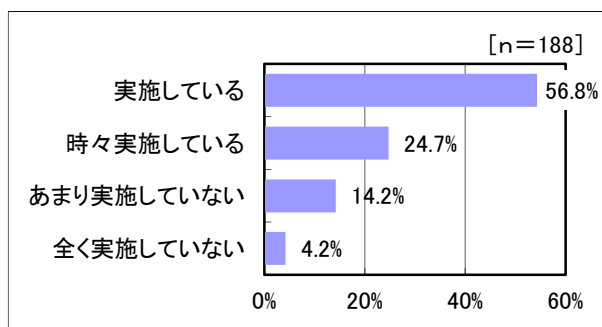


(3) テレビをつけっぱなしにしない

(4) テレビを省エネモードに設定している

（単回答）

（単回答）

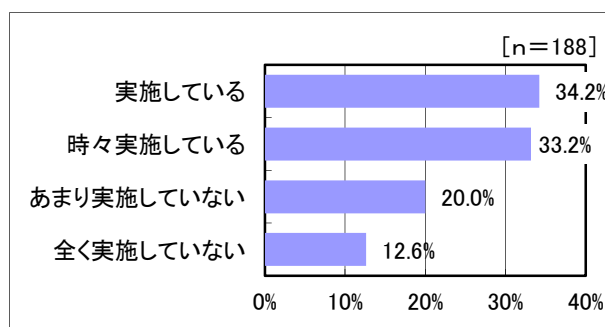
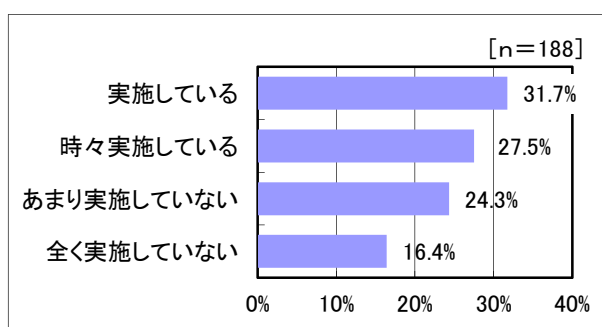


(5) 電化製品の主電源を切る。

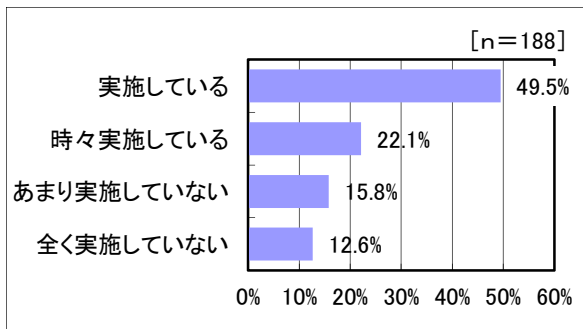
(6) お風呂は、入浴時間を空けないようにしている

又はコンセントを抜く（単回答）

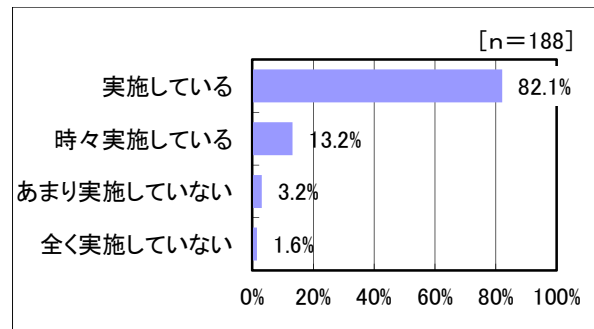
（単回答）



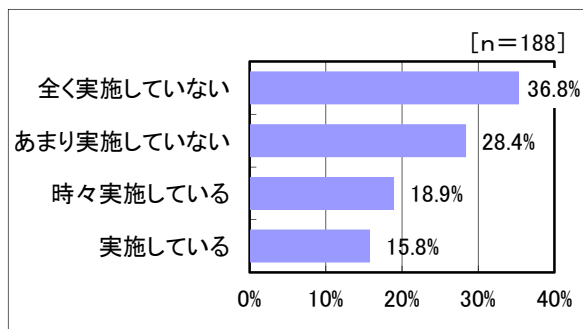
(7) 買い物をする時は
マイバッグを持参している (単回答)



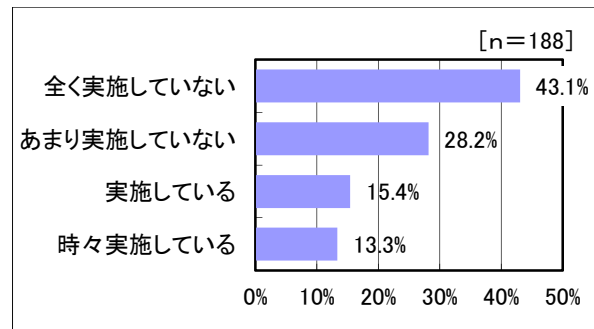
(8) ごみを捨てる場合は分別している (単回答)



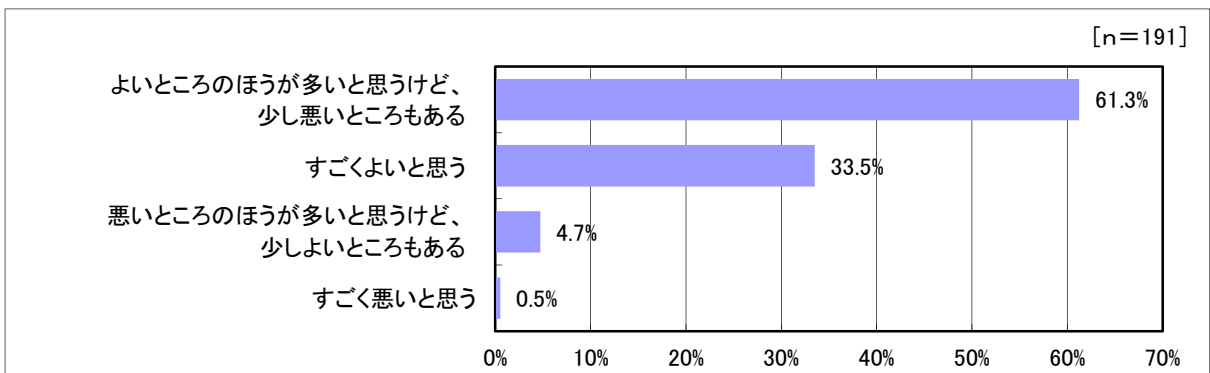
(9) 自然観察会や野外環境学習会
に参加している (単回答)



(10) 環境に関するイベントや
地域活動に参加している (単回答)



●今の府中市の自然や環境の満足度 (単回答)



資料5 府中市環境基本条例

平成11年3月24日
条例第6号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 基本計画等（第7条～第9条）

第3章 施策の推進（第10条～第17条）

第4章 環境審議会（第18条・第19条）

第5章 報告書等（第20条・第21条）

付則

私たちは、豊かな自然の恵みを受け、生命を育み、活力ある今日の社会を築いてきた。しかしながら、私たちの生活が物質的に豊かで便利になった一方で、資源やエネルギーが大量に消費されることにより環境への負荷を増大し、さらに、地球環境にまで多大な影響を及ぼそうとしている。

今日の環境への負荷の増大は、私たちのまち府中においても、魅力的な環境の確保に支障を及ぼすおそれを生じている。

もとより、すべての者は、健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とされる良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、これを確保し、将来の世代へ継承していく責務を有している。

このような認識に立ち、すべての者の協力のもと、豊かな環境を保全し、環境との調和を保ちつつ持続的発展が可能な循環型社会をつくるため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまちづくりを目的として、すべての者の積極的かつ自主的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、次の各号に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- (3) 良好な都市環境の確保に関すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (5) 地球の温暖化の防止その他の地球環境の保全に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全を図るうえで市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全に関する施策に、これらの者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全に関して、自主的な学習により知識の習得に努めるものとする。

- 2 市民は、日常生活において発生する環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市民は、市が実施する環境の保全に関する施策及び地域社会における環境の保全に関する活動に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において発生する環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策及び地域社会における環境の保全に積極的に協力しなければならない。

第2章 基本計画等

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、府中市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する目標
 - (2) 環境の保全に関する施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ府中市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定しようとするときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(環境行動指針)

第8条 市長は、市、市民及び事業者の環境に配慮すべき具体的な行動について定める府中市環境行動指針（以下「行動指針」という。）を策定しなければならない。この場合において、当該行動指針は、基本計画に則したものでなければならない。

2 市長は、行動指針を策定しようとするときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、行動指針を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動指針を変更する場合について準用する。

（施策の策定に当たっての義務等）

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施しようとするときは、基本計画及び行動指針との整合を図らなければならない。

2 市長は、市の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するものとする。

第3章 施策の推進

（誘導的措置）

第10条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するものとする。この場合において、環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用等）

第11条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

（環境管理及び環境監査）

第12条 市は、自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を行うものとする。

2 市は、事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を行うよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第13条 市は、環境の保全に資するため、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利及びその利益の保護に配慮しつつ、その情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（環境学習の推進）

第14条 市は、市民及び事業者が環境の保全について理解を深めるよう、環境に関する学習を推進するものとする。

（自主活動の促進）

第15条 市は、市民、事業者及びこれらの者で構成する団体が行う環境の保全に関する自主的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境状況の把握）

第16条 市は、環境に関する科学的な調査を実施し、市における環境の状況を的確に把握する

よう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第17条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の環境の保全に関する重要事項を調査し、及び審議するため、市長の附属機関として、府中市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

3 審議会は、市長の諮問に依りて次の各号に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 環境の保全に関する施策に関する事項
- (3) その他環境の保全に関する基本的事項

4 審議会の委員は、非常勤とする。

(細則)

第19条 前条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 報告書等

(報告書)

第20条 市長は、市の環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況の総括等を明らかにした報告書を定期的に作成し、公表するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

付 則(平成12年3月10日条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。